

令和4年度

# 市税概要



福井市財政部税務事務所

再生紙を使用しております

#### 福井市コミュニケーションマーク



このマークは、福井市のシンボルである不死鳥（フェニックス）が翼を広げた様子をシンボライズしたものです。

福井市の花「あじさい」をイメージした背景のなか、今飛び立とうとする不死鳥が、「やさしさと活力のまち」をめざして未来にはばたく福井市を表現しています。

## 不死鳥のねがい（福井市市民憲章）



わたくしたちは 不死鳥福井の市民であることに誇りと責任を感じ  
郷土の繁栄と幸福をきずくため 力をあわせ 不屈の気概をもって  
このねがいをつらぬきましょう

実践目標（平成31年4月～令和6年3月）

- 1 すすんで 親切をつくし  
愛情ゆたかなまちを つくりましょう  
あいさつで ふれあうよろこび 深める絆
- 2 すすんで 健康にこころがけ  
明朗で活気あるまちを つくりましょう  
スポーツで 広がれつながれ 元気の輪
- 3 すすんで くふうをこらし  
清潔で美しいまちを つくりましょう  
ふるさとを 今よりもっと 美しく
- 4 すすんで きまりを守り  
安全で住みよいまちを つくりましょう  
たかめよう 交通マナーと 防災意識
- 5 すすんで 教育を重んじ  
清新な文化のまちを つくりましょう  
ふくいの魅力 学んで知って 広めよう

（昭和39年6月28日制定）

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会

# 目 次

## 概 況

1. 市の概況 .....	1
(1) 位置と地勢 .....	1
(2) 福井市の沿革 .....	2
(3) 市域の変遷 .....	3
(4) 人口、世帯、面積、税務職員数等の推移 .....	4
2. 令和4年度一般会計当初予算額 .....	6
3. 令和4年度一般会計当初予算の構成図 .....	7
4. 令和3年度一般会計決算額 .....	8
5. 一般会計歳入（決算額）に占める市税の割合 .....	9
6. 令和3年度市税の概況 .....	10
7. 令和3年度市税決算一覧表 .....	11
8. 令和3年度市税決算税目別構成図 .....	12
9. 市税決算額の推移 .....	13
10. 市税年度別決算表 .....	14
11. 税目別月別収入額調 .....	16
12. 市税収納率の推移 .....	18
13. 市民一人当たり・一世帯当たり・納税者一人当たり市税負担額 .....	19
14. 市税状況調 .....	20
15. 市税の徴税費に関する調 .....	21
16. 令和3年度徴税費構成図 .....	22
17. 税収入に対する徴税費割合 .....	22

## 税務機構

1. 福井市行政機構図 .....	23
2. 税務機構および事務分掌 .....	25
3. 税務職員に関する調 .....	27
(1) 税務職員配置人員 .....	27
(2) 税務職員数の割合 .....	27
(3) 税務職員年齢調 .....	28
(4) 税務職員経験年数調 .....	28

## 賦 課

1. 市税年度別調定額（現年課税分）	29
2. 税率の変遷	30
3. 税率一覧表（令和4年度）	32
4. 市 民 税	34
(1) 市民税年度別調定額（現年課税分）	34
(2) 市民税年度別調定額の推移	35
(3) 個人市民税所得者区分別課税状況調	36
(4) 令和4年度個人市民税所得段階別調（所得割課税分）	36
(5) 個人市民税所得者区分別納税義務者数調	38
(6) 個人市民税特別徴収義務者数調	38
(7) 令和4年度個人市民税納税義務者数調	38
(8) 個人県民税確定按分率調	38
(9) 年度別納税義務者数調	39
(10) 法人市民税月別調定額（現年課税分）	39
(11) 法人市民税業種別調定額（現年課税分）	40
(12) 法人税割月別申告率	40
(13) 令和4年度法人数調	41
5. 固定資産税・都市計画税及び交付金	42
(1) 固定資産税年度別調定額（現年課税分）	42
(2) 固定資産税年度別調定額の推移	43
(3) 都市計画税年度別調定額（現年課税分）	44
(4) 令和4年度償却資産の概要	44
(5) 償却資産の累年比較	45
(6) 土地・家屋評価額等調	46
(7) 令和4年度宅地に関する調（免税点以上）	48
(8) 令和4年度家屋の種類別状況調	48
(9) 家屋の新・増築状況調	50
(10) 新築住宅に対する軽減税額調	51
(11) 固定資産課税台帳縦覧・閲覧状況調	52
(12) 固定資産評価審査委員会	52
(13) 令和3年度土地・家屋異動件数調	52
(14) 国有資産等所在市交付金調	52
6. 軽自動車税	53
(1) 軽自動車税年度別調定額（現年課税分）	53

(2) 軽自動車税年度別調定額の推移	53
7. 市たばこ税	54
(1) 市たばこ税年度別調定額（現年課税分）	54
(2) 市たばこ税年度別調定額の推移	54
8. 入湯税	55
(1) 入湯税年度別調定額（現年課税分）	55
(2) 入湯税年度別調定額の推移	55
9. 特別土地保有税	56
(1) 特別土地保有税年度別調定額（現年課税分）	56
10. 市税外歳入に関する調	57
11. 証明・閲覧状況	57

## 納 税

1. 納税組合	59
(1) 種類別納税組合数調	59
(2) 組合員数別納税組合数調	59
(3) 税目別組合員数調	59
(4) 納税組合数および組合員数調	60
(5) 納税奨励金交付状況調	60
(6) 納税組合年度別・税目別取扱額調	60
2. 令和3年度口座振替取扱および加入状況調	61
3. 滞納処分状況等調	61
4. 市税督促状況調	62
5. 欠損処分額調	62
6. 指定金融機関および収納代理金融機関一覧表	63

## そ の 他

(付録第1) 最近の主な税制改正一覧	65
(付録第2) 個人市民税の所得控除等	78
(付録第3) 令和4年度住民税・所得税要覧	83

---

# 概 況

---

# 1. 市の概況

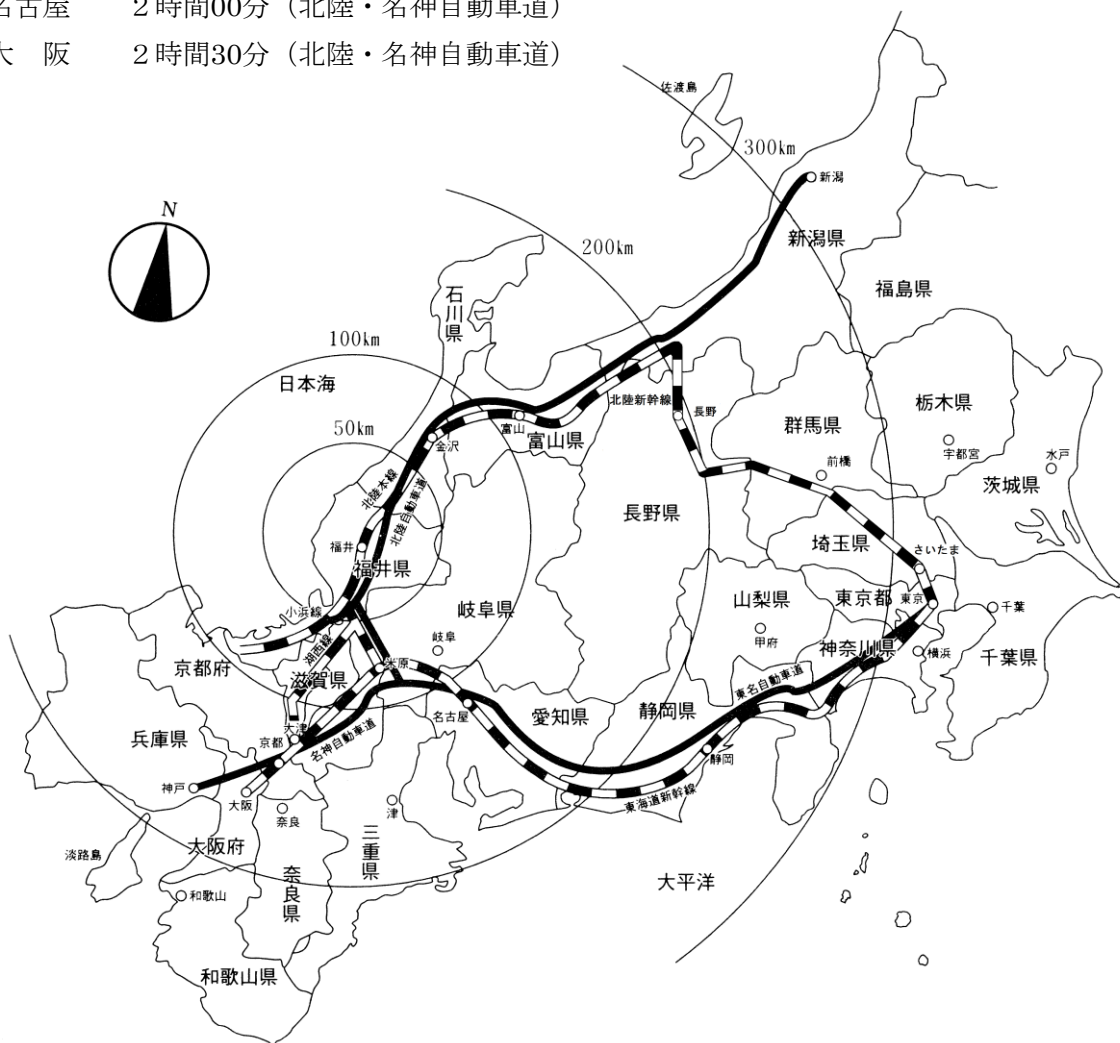
## (1) 位置と地勢

福井市は、日本の中央部、中部地方の日本海に面した福井県の県都で、福井県の北部、福井平野の真ん中に位置し（東経136度13.10分、北緯36度3.51分）、東西28.7km、南北16.2kmである。

西方は山岳地帯（国見岳）を隔てて海水浴場と岩石美で有名な越前海岸公園に臨んでいるが、その他はおおむね平坦地で、この間を九頭竜、足羽、日野の3大河川が市内で合流し北方三国港に注いでいる。北方は坂井平野が開け坂井市、あわら市方面と相対し、東方は吉野嶽を越えて永平寺町、勝山市、大野市方面を臨み、南方は鯖江市、越前町等に隣接している。

市街地の中央部をJR北陸本線が縦貫し、また福井駅を起点としてJR越美北線が東方に走り、えちぜん鉄道、福井鉄道が市内を走っている。また、国道8号（新潟市～京都市）、158号（福井市～松本市）、305号（金沢市～南越前町）、365号（加賀市～四日市市）、416号（福井市～小松市）を始め、主要地方道等が縦横に走り、県の政治、経済、文化の中心地となっている。

福井——東京	3時間30分（東海道経由：JR特急しらさぎ・JR新幹線ひかり） （北陸経由：JR特急・JR新幹線かがやき）
福井——名古屋	2時間10分（JR特急しらさぎ）
福井——大阪	1時間50分（JR特急サンダーバード）
福井——名古屋	2時間00分（北陸・名神自動車道）
福井——大阪	2時間30分（北陸・名神自動車道）





## (2) 福井市の沿革

福井市は、九頭竜、足羽、日野の三大河川の扇状地として福井平野に発達してきた。

福井平野は、今から3000年ほど前の縄文時代後期から晩期にかけて、河川活動によって形成されたといわれる沖積平野で、弥生時代には、既に、農耕可能な平野になっていたといわれる。

また、約1500年程前、この地に生を受けた継体天皇の治山治水事業によって、一面の沼地が豊かな沃野に生まれ変わったともいわれている。その後、文化の発達に伴なって地勢の関係から、北陸道の要衝として栄えるようになった。

中世には、市街地の南にある一乗谷に居を構えた朝倉氏が5代にわたり、越前の国守として広大な地域を支配した。当時の一乗谷は小京都とうたわれ栄華をきわめたといわれるが、その居城は、天正元年(1573年)に焼失したままの姿を今日までも残し、日本中世史上極めて貴重な遺跡として、昭和46年7月、国の特別史跡に指定され、目下保存整備の事業が進められている。

市の中心部は、室町時代のころには北の庄と呼ばれ、街づくりの始まりは柴田勝家の城づくりが始まりといわれている。その後は、丹羽長秀、堀秀政らがこの地に城主として任ぜられた。

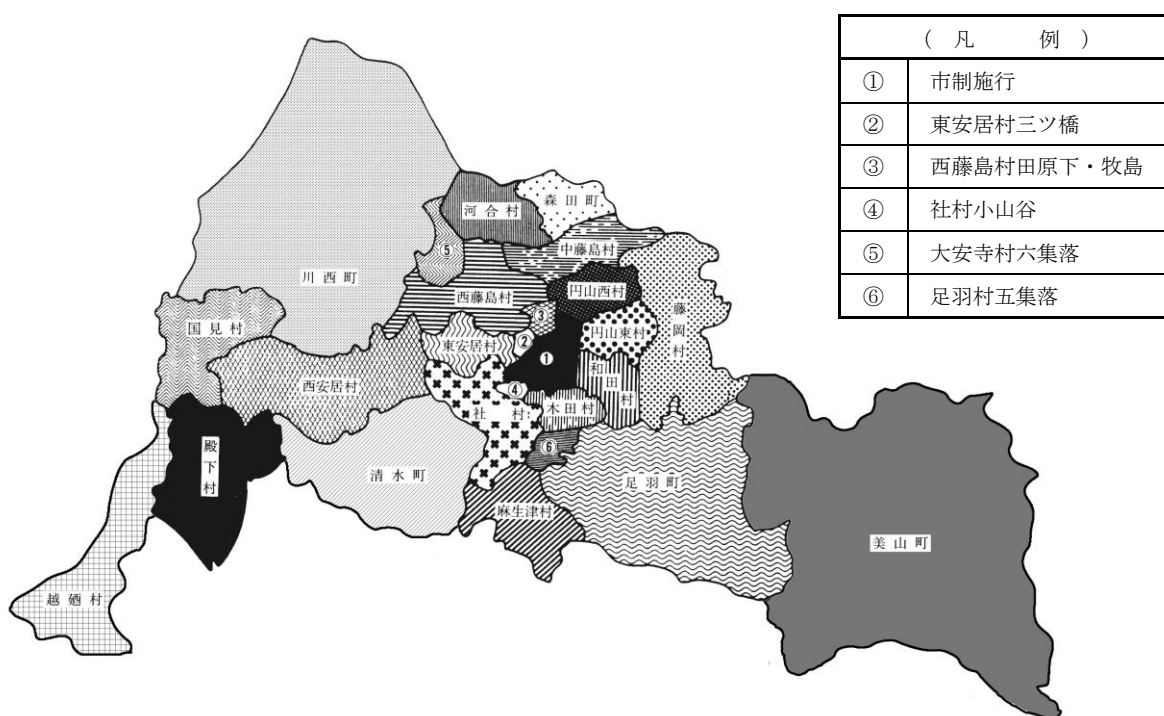
徳川家康の天下平定後は、その二男、結城秀康を68万石の藩主とした。福井の地名については、北庄から福居となり、3代藩主忠昌のとき、福井と改められた。幕末当時の藩主は名君の誉れ高い松平慶永(春嶽)公で、その治下から、橋本左内、由利公正、橘曙覧、笠原白翁など幾多の人材を輩出した。また、慶永は産業振興事業として織物を取り入れ、これが織物王国福井の礎となった。

明治22年に市制が敷かれ福井市となったが、当時の人口は39,863人、面積は4.43平方キロメートルであった。

以来、福井県において政治、経済、文化の中心都市として発展を続けてきている。その間、昭和20年7月の空襲、昭和23年6月の福井大震災と再度にわたって全市が壊滅し致命的な打撃を受け、さらに水害、風害と幾多の災難に見舞われたが、市民の不屈の復興への意欲により、これを乗り越え、今日の『不死鳥のまち福井』を築き上げた。

平成12年11月には特例市に移行し、同18年2月1日には、日常生活圏を同じくする美山町、越廼村、清水町の3町村と合併して人口271,616人(平成18年2月1日現在)、面積536.17平方キロメートルの新「福井市」が誕生した。

平成31年4月には中核市に移行し、現在、地域の特色を生かしながら日本海側の主要都市としてまちづくりを進めている。



### (3) 市域の変遷

合併年月日	合併町村名	合併後の人口	面積	累計面積
明治22. 4. 1	市制施行	38,863 人	4.43 km <sup>2</sup>	4.43 km <sup>2</sup>
昭和 6. 4. 1	足羽郡東安居村三ツ橋	66,162	0.44	4.87
11. 5. 1	〃 和田村	75,273	5.71	10.58
11.10. 1	〃 木田村	81,022	6.31	16.89
14. 8. 1	〃 東安居村	97,772	5.45	22.34
16. 4. 1	吉田郡円山東村	99,124	4.13	26.47
17. 5. 5	〃 円山西村	99,860	6.40	32.87
23. 6. 1	〃 西藤島村田原下・牧島	89,141	1.16	34.03
24. 4. 1	足羽郡社村小山谷	96,407	0.58	34.61
26. 3.30	吉田郡西藤島村	104,881	11.10	45.71
29. 4. 1	足羽郡社村	103,244	14.46	60.17
29. 8. 1	丹生郡西安居村	116,712	28.95	89.12
30. 3.19	吉田郡中藤島村	121,834	7.61	96.73
31. 4.10	足羽郡足羽村5集落	125,165	2.43	99.16
32. 4. 1	坂井郡大安寺村6集落	127,630	4.60	103.76
32. 5. 1	吉田郡河合村	131,393	8.62	112.38
32.10. 1	足羽郡麻生津村	136,814	15.61	127.99
34. 2. 1	丹生郡国見村	141,160	19.60	147.59
36.10. 1	吉田郡藤岡村	156,493	19.35	166.94
38. 4. 1	丹生郡殿下村	158,018	25.40	192.34
42. 5.17	坂井郡川西町	181,111	80.72	273.06
42. 7.30	吉田郡森田町	192,543	6.13	279.19
43. 5. 1	鯖江市と境界変更		—	279.19
46. 9. 1	足羽郡足羽町	217,708	60.05	339.24
48.11. 1	鯖江市と境界変更		△ 0.02	339.22
53. 4.20	春江町と境界変更		—	339.22
53. 4.20	三国町と境界変更		—	339.22
54. 3. 1	松岡町と境界変更		—	339.22
57. 7. 6	福井港内公有水面埋立		0.36	339.58
58. 6.25	〃		0.70	340.28
59. 1.18	〃		0.03	340.31
61. 3. 1	三国町と境界変更		—	340.31
61. 3. 1	春江町と境界変更		—	340.31
63. 3. 1	鯖江市と境界変更		—	340.31
63. 6. 1	〃		—	340.31
平成元.12.25	〃		—	340.31
3.10. 1	朝日町と境界変更		0.29	340.60
6. 3. 3	三国町と境界変更		—	340.60
8. 2. 9	福井港内公有水面埋立		—	340.60
14. 5.15	清水町と境界変更		—	340.60
18. 2. 1	美山町、越廼村、清水町	271,616	195.57	536.17
22. 2. 1	茶崎漁港内公有水面埋立		0.02	536.19
22. 7.16	小丹生町公有水面埋立		0.00	536.19
26.10. 1	国土地理院の面積計測方法変更		0.22	536.41

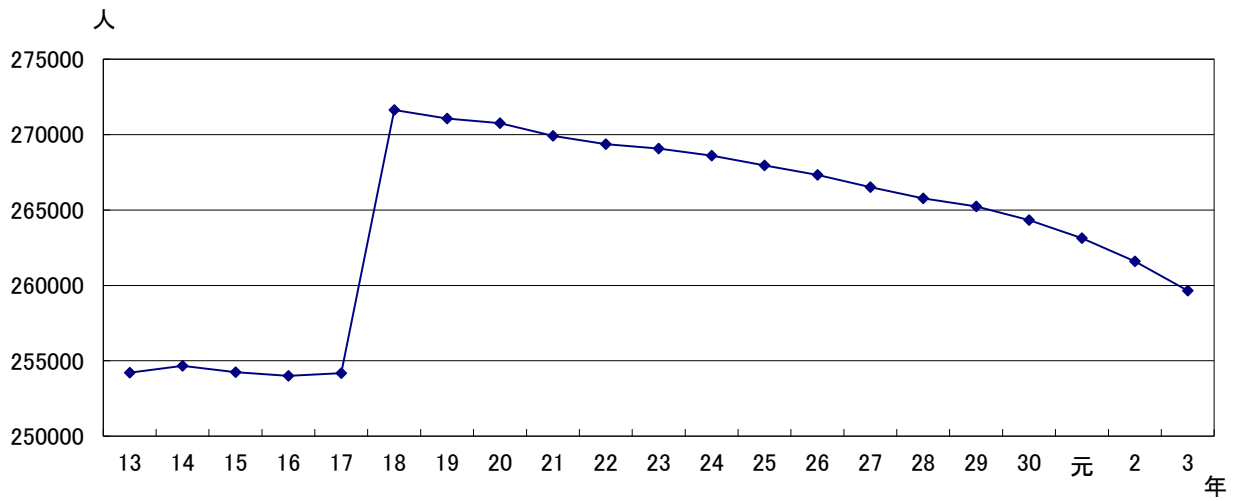
#### (4) 人口、世帯、面積、税務職員数等の推移

( 基準日 : 12月31日 )

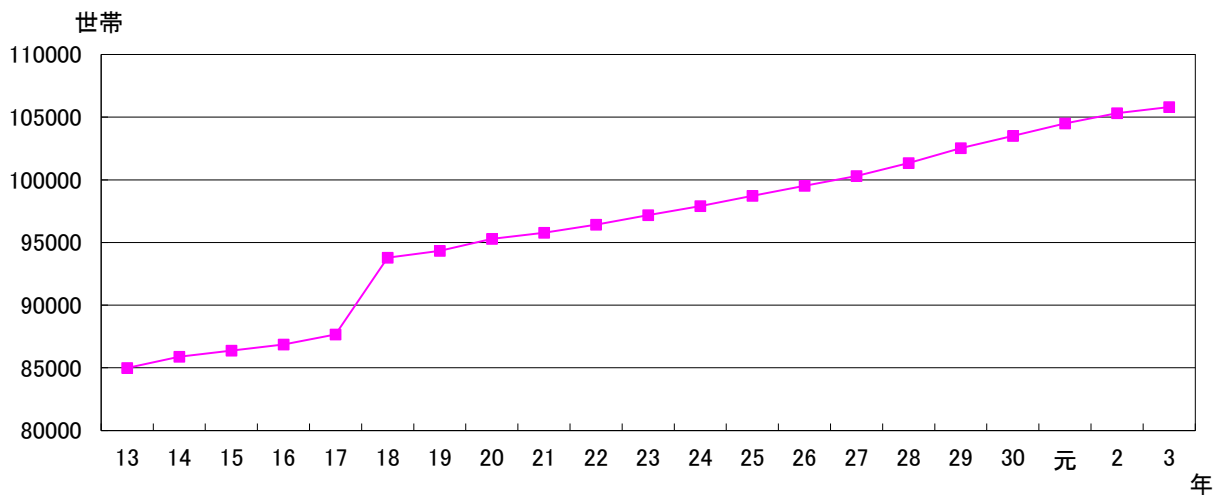
年度	人 口	伸び率	世帯数	伸び率	面 積	人 口 密 度	税 務 職 員 数	税務職員 一人当り人口
	(人)	(%)	(世帯)	(%)	(km <sup>2</sup> )	(人/km <sup>2</sup> )	(人)	(人)
13	254,213	100.0	84,991	100.8	340.60	746	95	2,675
14	254,665	100.2	85,886	101.1	340.60	747	95	2,680
15	254,244	99.8	86,373	100.6	340.60	746	94	2,704
16	253,997	99.9	86,853	100.6	340.60	745	93	2,731
17	254,178	100.1	87,666	100.9	340.60	746	93	2,733
18	271,640	106.9	93,785	107.0	536.17	506	101	2,689
19	271,062	99.8	94,333	100.6	536.17	505	100	2,710
20	270,756	99.9	95,289	101.0	536.17	504	105	2,578
21	269,920	99.7	95,779	100.5	536.17	503	106	2,546
22	269,362	99.8	96,423	100.7	536.19	502	106	2,541
23	269,069	99.9	97,180	100.8	536.19	501	106	2,538
24	268,604	99.8	97,893	100.7	536.19	500	103	2,607
25	267,960	99.8	98,726	100.9	536.19	499	105	2,552
26	267,331	99.8	99,520	100.8	536.41	498	102	2,620
27	266,514	99.7	100,312	100.8	536.41	496	98	2,719
28	265,771	99.7	101,329	101.0	536.41	495	89	2,986
29	265,246	99.5	102,520	102.2	536.41	494	85	3,120
30	264,326	99.7	103,494	101.0	536.41	492	89	2,969
元	263,129	99.5	104,495	101.0	536.41	490	88	2,990
2	261,601	99.4	105,313	100.8	536.41	487	89	2,939
3	259,644	99.3	105,796	100.5	536.41	484	87	2,984

※税務職員数は統計方法が異なるため、税務職員に関する調と数値が異なります。

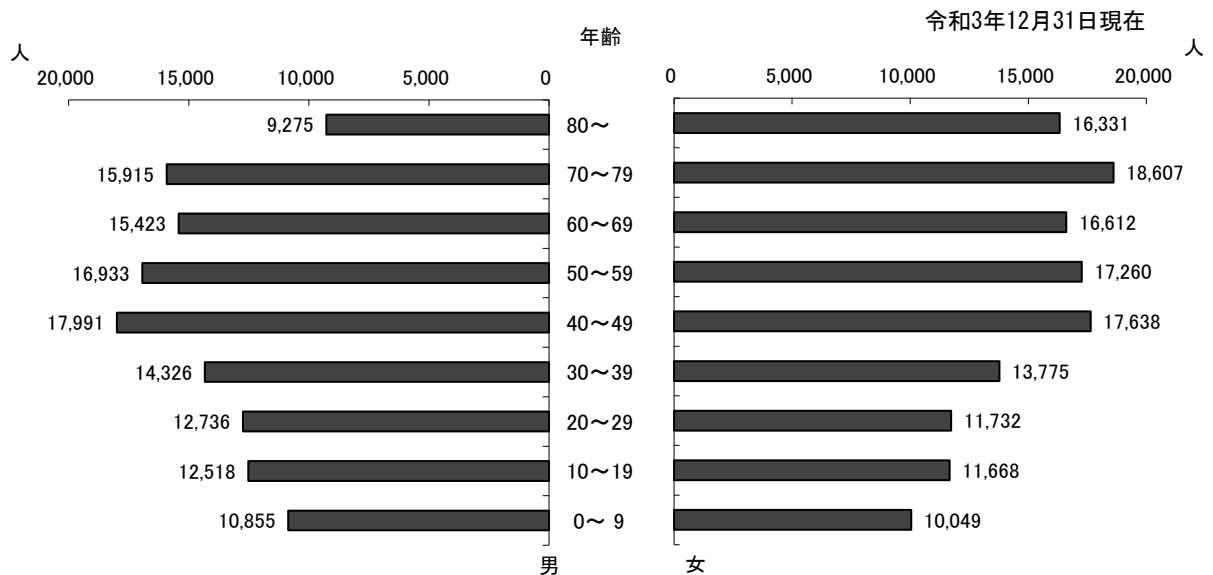
## 人口の推移



## 世帯数の推移



## 年齢別人口統計

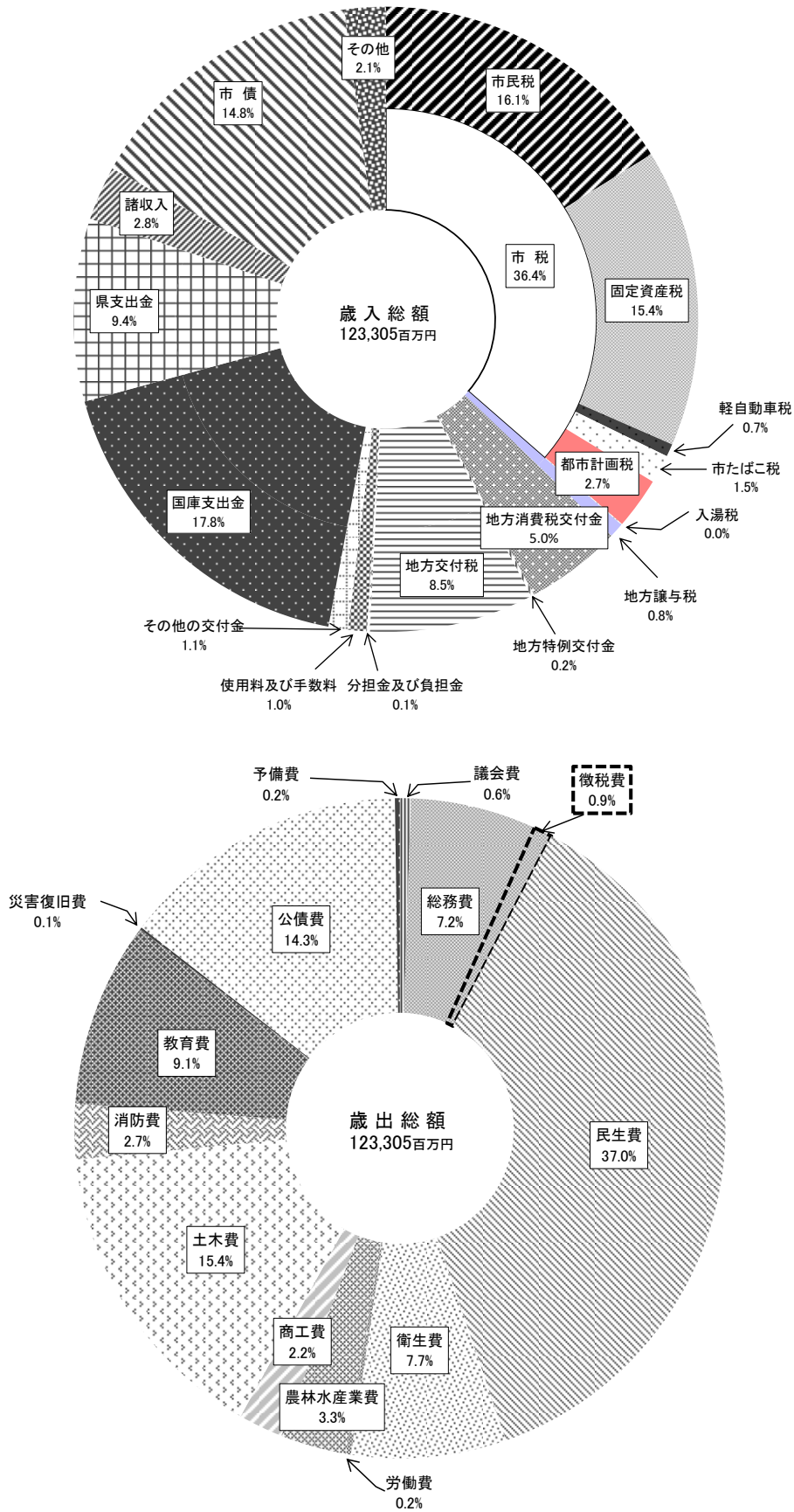


## 2. 令和4年度一般会計当初予算額

(単位：千円、%)

歳 入			歳 出		
款 (項)	予 算 額	構成比	款 (項)	予 算 額	構成比
1 市 税	44,895,000	36.4	1 議 会 費	681,583	0.6
( 市 民 税 )	( 19,918,000 )	( 16.1 )	2 総 務 費	8,823,903	7.2
( 固 定 資 産 税 )	( 18,985,000 )	( 15.4 )	( 徴 税 費 )	( 1,133,330 )	( 0.9 )
( 軽 自 動 車 税 )	( 810,000 )	( 0.7 )	3 民 生 費	45,637,673	37.0
( 市 た ば こ 税 )	( 1,828,000 )	( 1.5 )	4 衛 生 費	9,480,359	7.7
( 都 市 計 画 税 )	( 3,291,000 )	( 2.7 )	5 労 働 費	298,785	0.2
( 入 湯 税 )	( 63,000 )	( 0.0 )	6 農 林 水 産 業 費	4,053,893	3.3
2 地 方 譲 与 税	930,000	0.8	7 商 工 費	2,711,746	2.2
3 利 子 割 交 付 金	38,000	0.0	8 土 木 費	18,931,634	15.4
4 配 当 割 交 付 金	187,000	0.2	9 消 防 費	3,337,928	2.7
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	190,000	0.2	10 教 育 費	11,214,421	9.1
6 法 人 事 業 税 交 付 金	700,000	0.6	11 災 害 復 旧 費	146,200	0.1
7 地 方 消 費 税 交 付 金	6,140,000	5.0	12 公 債 費	17,686,875	14.3
8 ゴルフ場利用税交付金	30,000	0.0	14 予 備 費	300,000	0.2
9 環 境 性 能 割 交 付 金	67,000	0.1			
10 地 方 特 例 交 付 金	200,000	0.2			
11 地 方 交 付 税	10,500,000	8.5			
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	36,000	0.0			
13 分 担 金 及 び 負 担 金	181,600	0.1			
14 使 用 料 及 び 手 数 料	1,192,564	1.0			
15 国 庫 支 出 金	21,968,085	17.8			
16 県 支 出 金	11,652,006	9.4			
17 財 産 収 入	141,817	0.1			
18 寄 附 金	522,224	0.4			
19 繰 入 金	1,664,521	1.4			
20 繰 越 金	300,000	0.2			
21 諸 収 入	3,466,283	2.8			
22 市 債	18,302,900	14.8			
<b>歳 入 合 計</b>	<b>123,305,000</b>	<b>100.0</b>	<b>歳 出 合 計</b>	<b>123,305,000</b>	<b>100.0</b>

### 3. 令和4年度一般会計当初予算の構成図



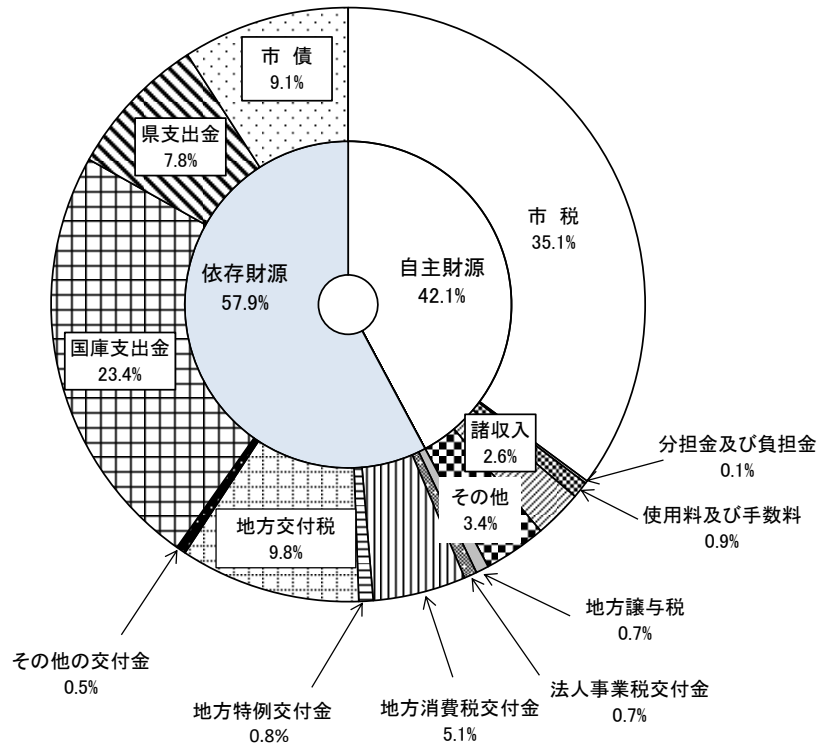
# 4. 令和3年度一般会計決算額

(単位：千円、%)

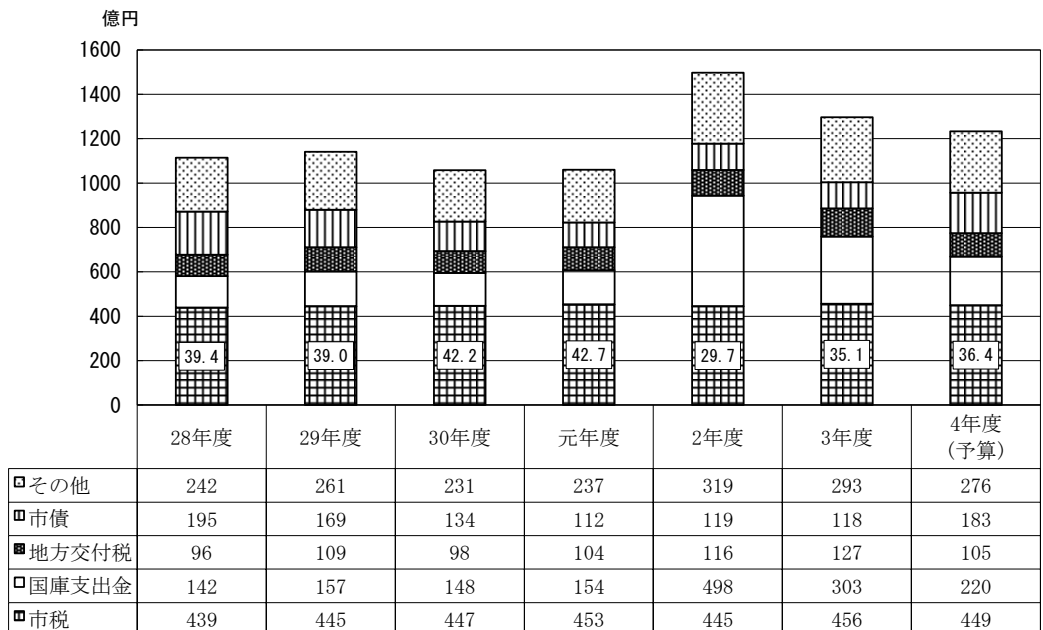
歳 入			歳 出		
款 (項)	決 算 額	構 成 比	款 (項)	決 算 額	構 成 比
1 市 税	45,559,423	35.1	1 議 会 費	654,038	0.5
(市 民 税)	(21,302,273)	(16.4)	2 総 務 費	12,001,224	9.5
(固 定 資 産 税)	(18,339,411)	(14.1)	( 徴 税 費 )	(912,674)	(0.7)
(軽 自 動 車 税)	(771,360)	(0.6)	3 民 生 費	50,326,682	40.1
(市 た ば こ 税)	(1,879,378)	(1.5)	4 衛 生 費	8,339,506	6.6
(都 市 計 画 税)	(3,204,824)	(2.5)	5 労 働 費	479,364	0.4
(入 湯 税)	(62,177)	(0.0)	6 農 林 水 産 業 費	3,642,932	2.9
2 地 方 譲 与 税	906,327	0.7	7 商 工 費	3,148,318	2.5
3 利 子 割 交 付 金	36,195	0.0	8 土 木 費	16,469,243	13.1
4 配 当 割 交 付 金	227,789	0.2	9 消 防 費	3,385,435	2.7
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	264,595	0.2	10 教 育 費	9,365,815	7.5
6 法 人 事 業 税 交 付 金	902,036	0.7	11 災 害 復 旧 費	399,662	0.3
7 地 方 消 費 税 交 付 金	6,574,502	5.1	12 公 債 費	17,424,796	13.9
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	33,302	0.0	14 予 備 費	0	0.0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	80,083	0.1			
10 地 方 特 例 交 付 金	1,006,527	0.8			
11 地 方 交 付 税	12,747,876	9.8			
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	36,243	0.0			
13 分 担 金 及 び 負 担 金	178,424	0.1			
14 使 用 料 及 び 手 数 料	1,177,577	0.9			
15 国 庫 支 出 金	30,288,373	23.4			
16 県 支 出 金	10,089,305	7.8			
17 財 産 収 入	108,521	0.1			
18 寄 附 金	441,278	0.3			
19 繰 入 金	227,253	0.2			
20 繰 越 金	3,645,268	2.8			
21 諸 収 入	3,389,155	2.6			
22 市 債	11,794,584	9.1			
<b>歳 入 合 計</b>	<b>129,714,636</b>	<b>100.0</b>	<b>歳 出 合 計</b>	<b>125,637,015</b>	<b>100.0</b>

# 5. 一般会計歳入（決算額）に占める市税の割合

歳入の性質別構成（令和3年度）



歳入決算額の推移





## 6. 令和3年度市税の概況

### (1) 市税決算

調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収納率 (%)
46,403,000	45,559,423	98.2

### (2) 市税収入の増減

収入済額 (千円)	対前年増減額 (千円)	増減率 (%)
45,559,423	1,079,183	2.4

### (3) 主な税目の増減

税目	対前年増減額 (千円)	増減率 (%)
個人市民税	1,323,890	8.3
法人市民税	234,391	6.2
固定資産税	△ 558,143	△ 3.0
たばこ税	108,223	6.1

### (4) 法人市民税の業種別増減（現年調定）

業種分類	増加額 (千円)	増加率 (%)	業種分類	減少額 (千円)	減少率 (%)
① 証券商品取引業	35,433	141.0	① 銀行その他金融業	△ 28,714	△ 13.3
② 運輸通信・電力業等	46,908	25.2	② サービス業その他	△ 67,350	△ 7.6
③ 保険業	62,950	22.0	③		
④ 重工業	39,234	14.4	④		
⑤ 小売業	71,824	14.1	⑤		

### (5) 固定資産税の状況（現年調定）

	対前年増減額 (千円)	増減率 (%)	要因
土地	△ 51,650	△ 0.7	負担調整措置等により税額が増加する土地についての据置措置
家屋	△ 632,430	△ 6.8	中小事業者等が所有する事業者用家屋の軽減措置
償却資産	△ 120,893	△ 5.1	中小事業者等が所有する償却資産の軽減措置
国有資産等交付金	△ 6,166	△ 2.9	国有資産の価格の減少

### (6) その他の税の状況（現年調定）

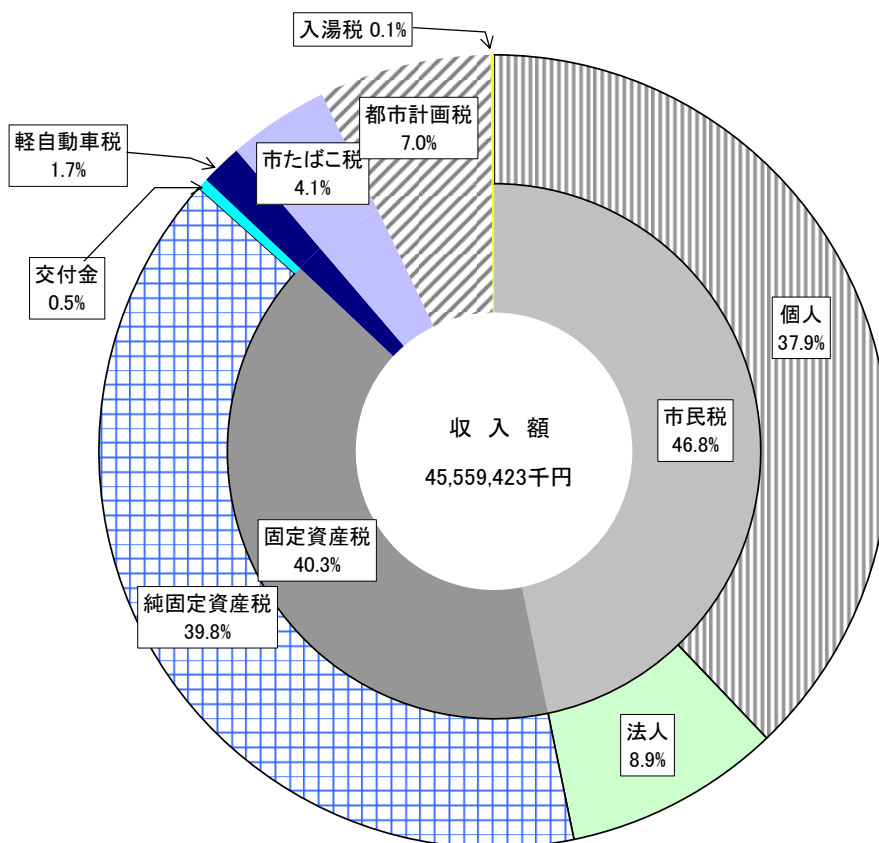
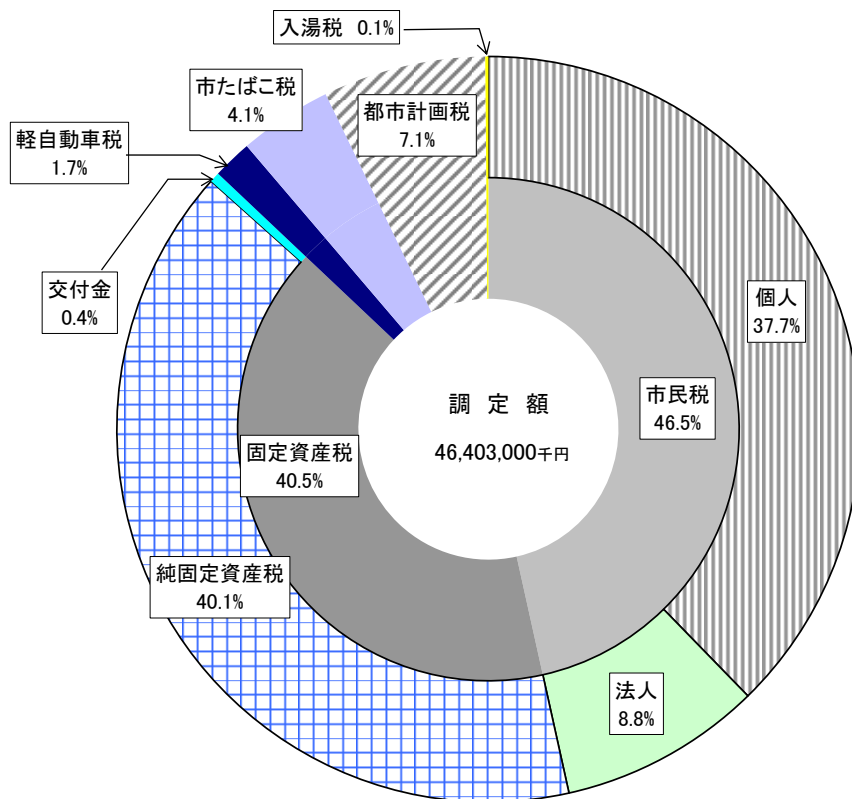
	対前年増減額 (千円)	増減率 (%)	要因
都市計画税	△ 126,207	△ 3.8	中小事業者等が所有する事業者用家屋及び償却資産に係る固定資産税等の軽減措置等
軽自動車税	29,619	4.0	軽四輪自動車登録台数の増
市たばこ税	108,223	6.1	売上本数は減少、税率改正により増
入湯税	27,029	76.9	新型コロナウイルス感染症の影響で減少した入湯者数の回復

## 7. 令和3年度市税決算一覧表

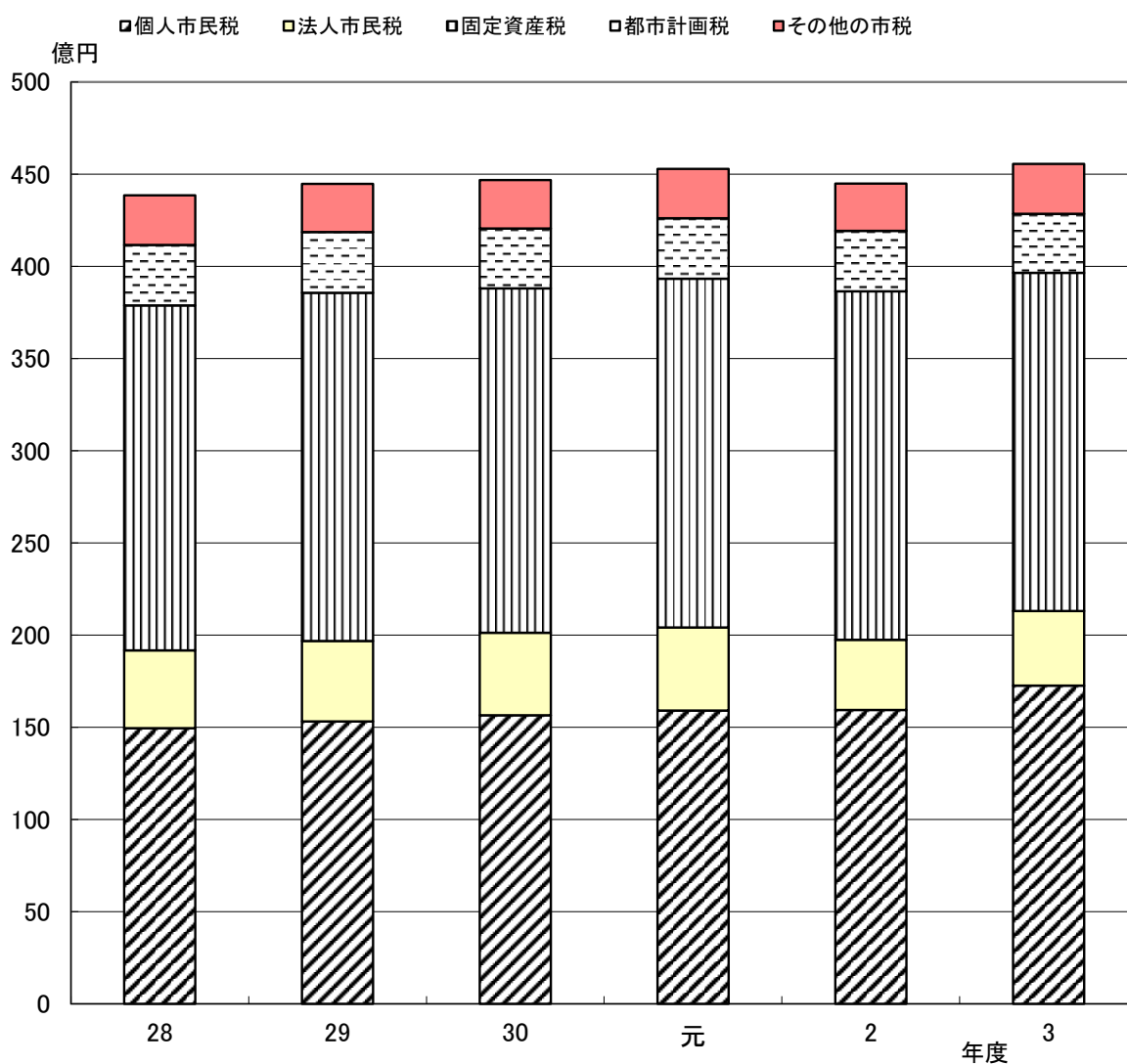
(単位：千円、%)

区分 税目	予算額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納欠損額	収入未済額	対予算収入差額 (C-A)	対調定収入比 (C/B×100)
市民税	18,326,000	21,586,050	21,302,273	39,478	244,299	2,976,273	98.7
個人	15,346,000	17,490,316	17,258,244	36,455	195,617	1,912,244	98.7
現年課税分	15,196,000	17,221,081	17,128,992	1,587	90,502	1,932,992	99.5
滞納繰越分	150,000	269,235	129,252	34,868	105,115	△ 20,748	48.0
法人	2,980,000	4,095,734	4,044,029	3,023	48,682	1,064,029	98.7
現年課税分	2,907,000	4,014,043	4,011,703	0	2,340	1,104,703	99.9
滞納繰越分	73,000	81,691	32,326	3,023	46,342	△ 40,674	39.6
固定資産税	17,858,000	18,797,300	18,339,411	49,361	408,528	481,411	97.6
純固定資産税	17,655,000	18,594,198	18,136,309	49,361	408,528	481,309	97.5
現年課税分	17,296,000	17,932,244	17,849,245	280	82,719	553,245	99.5
土地	6,910,000	7,003,508	6,971,093	280	32,135	61,093	99.5
家屋	8,372,000	8,670,731	8,630,599		40,132	258,599	99.5
償却資産	2,014,000	2,258,005	2,247,553		10,452	233,553	99.5
滞納繰越分	359,000	661,954	287,064	49,081	325,809	△ 71,936	43.4
国有資産等交付金	203,000	203,102	203,102	0	0	102	100.0
軽自動車税	757,000	791,805	771,360	3,908	16,537	14,360	97.4
現年課税分	722,000	735,692	728,031	200	7,461	6,031	99.0
滞納繰越分	6,000	19,842	7,058	3,708	9,076	1,058	35.6
環境性能割	29,000	36,271	36,271	0	0	7,271	100.0
市たばこ税	1,782,000	1,879,378	1,879,378	0	0	97,378	100.0
特別土地保有税	0	342	0	0	342	0	0.0
都市計画税	3,167,000	3,285,948	3,204,824	8,723	72,401	37,824	97.5
現年課税分	3,104,000	3,168,600	3,153,935	50	14,615	49,935	99.5
土地	1,587,000	1,600,868	1,593,459	50	7,359	6,459	99.5
家屋	1,517,000	1,567,732	1,560,476		7,256	43,476	99.5
滞納繰越分	63,000	117,348	50,889	8,673	57,786	△ 12,111	43.4
入湯税	49,000	62,177	62,177	0	0	13,177	100.0
現年課税分	41,288,000	45,252,588	45,052,834	2,117	197,637	3,764,834	99.6
滞納繰越分	651,000	1,150,412	506,589	99,353	544,470	△ 144,411	44.0
市税合計	41,939,000	46,403,000	45,559,423	101,470	742,107	3,620,423	98.2

## 8. 令和3年度市税決算 税目別構成図



## 9. 市税決算額の推移



(単位：千円)

年 度	28	29	30	元	2	3
個人市民税	14,941,871	15,310,401	15,649,378	15,901,783	15,934,354	17,258,244
法人市民税	4,230,802	4,371,706	4,477,046	4,509,132	3,809,638	4,044,029
固定資産税	18,712,340	18,885,165	18,676,340	18,908,708	18,897,554	18,339,411
都市計画税	3,270,384	3,287,120	3,250,382	3,286,929	3,286,673	3,204,824
その他の市税	2,696,557	2,610,646	2,617,365	2,677,909	2,552,021	2,712,915
合 計	43,851,954	44,465,038	44,670,511	45,284,461	44,480,240	45,559,423

# 10. 市税年度別決算表

区 分 税 目	平成 30 年度					令和元年度				
	予算額	調定額	収入済額	収入済額 増減率	収納率	予算額	調定額	収入済額	収入済額 増減率	
市 民 税	1	20,121,000	20,741,783	20,126,424	2.3	97.0	20,504,000	20,875,713	20,410,915	1.4
個 人	2	15,584,000	16,194,356	15,649,378	2.2	96.6	15,757,000	16,303,935	15,901,783	1.6
現年課税分	3	15,369,000	15,551,880	15,399,163	2.3	99.0	15,575,000	15,812,224	15,670,609	1.8
滞納繰越分	4	215,000	642,476	250,215	△ 4.1	38.9	182,000	491,711	231,174	△ 7.6
法 人	5	4,537,000	4,547,427	4,477,046	2.4	98.5	4,747,000	4,571,778	4,509,132	0.7
現年課税分	6	4,525,000	4,476,515	4,468,159	2.6	99.8	4,738,000	4,509,252	4,497,298	0.7
滞納繰越分	7	12,000	70,912	8,887	△ 40.6	12.5	9,000	62,526	11,834	33.2
固 定 資 産 税	8	18,632,335	19,611,292	18,676,340	△ 1.1	95.2	18,781,000	19,620,612	18,908,708	1.2
純固定資産税	9	18,417,335	19,395,393	18,460,441	△ 1.1	95.2	18,561,000	19,400,545	18,688,641	1.2
現年課税分	10	18,152,335	18,342,887	18,172,809	△ 1.0	99.1	18,344,000	18,595,665	18,430,544	1.4
滞納繰越分	11	265,000	1,052,506	287,632	△ 9.2	27.3	217,000	804,880	258,097	△ 10.3
国有資産等交付金	12	215,000	215,899	215,899	△ 1.6	100.0	220,000	220,067	220,067	1.9
軽自動車税	13	654,000	699,049	662,827	4.6	94.8	699,000	731,642	701,127	5.8
現年課税分	14	643,000	664,681	651,373	4.5	98.0	688,000	689,821	678,598	4.2
滞納繰越分	15	11,000	34,368	11,454	9.8	33.3	11,000	32,448	13,156	14.9
環境性能割	16	—	—	—	—	—	0	9,373	9,373	—
市たばこ税	17	1,961,000	1,888,902	1,888,902	△ 1.1	100.0	1,905,000	1,903,906	1,903,906	0.8
特別土地保有税	18	0	1,946	0	—	—	0	1,946	1,603	—
現年課税分	19	0	0	0	—	—	0	0	0	—
滞納繰越分	20	0	1,946	0	—	—	0	1,946	1,603	—
都 市 計 画 税	21	3,247,000	3,416,945	3,250,382	△ 1.1	95.1	3,274,000	3,413,626	3,286,929	1.1
現年課税分	22	3,200,000	3,228,945	3,199,005	△ 1.0	99.1	3,235,000	3,269,865	3,240,830	1.3
滞納繰越分	23	47,000	188,000	51,377	△ 9.3	27.3	39,000	143,761	46,099	△ 10.3
入 湯 税	24	69,000	65,636	65,636	△ 0.7	100.0	65,000	71,273	71,273	8.6
現年課税分	25	69,000	65,636	65,636	△ 0.7	100.0	65,000	71,273	71,273	8.6
滞納繰越分	26	0	0	0	—	—	0	0	0	—
現年課税分	27	44,134,335	44,435,345	44,060,946	0.6	99.2	44,770,000	45,081,446	44,722,498	1.5
滞納繰越分	28	550,000	1,990,208	609,565	△ 7.6	30.6	458,000	1,537,272	561,963	△ 7.8
市 税 合 計	29	44,684,335	46,425,553	44,670,511	0.5	96.2	45,228,000	46,618,718	45,284,461	1.4

※ 表示単位未満四捨五入により算定のため、合計で記入してある値と各項目の計は必ずしも一致しない。

(単位：千円、%)

収納率	令和2年度				収納率	令和3年度				収納率
	予算額	調定額	収入済額	収入済額 増減率		予算額	調定額	収入済額	収入済額 増減率	
97.8	19,437,000	20,159,602	19,743,992	△ 3.3	97.9	18,326,000	21,586,050	21,302,273	7.9	98.7
97.5	15,834,000	16,253,882	15,934,354	0.2	98.0	15,346,000	17,490,316	17,258,244	8.3	98.7
99.1	15,673,000	15,895,092	15,764,764	0.6	99.2	15,196,000	17,221,081	17,128,992	8.7	99.5
47.0	161,000	358,790	169,590	△ 26.6	47.3	150,000	269,235	129,252	△ 23.8	48.0
98.6	3,603,000	3,905,720	3,809,638	△ 15.5	97.5	2,980,000	4,095,734	4,044,029	6.2	98.7
99.7	3,596,000	3,848,621	3,799,217	△ 15.5	98.7	2,907,000	4,014,043	4,011,703	5.6	99.9
18.9	7,000	57,099	10,421	△ 11.9	18.3	73,000	81,691	32,326	210.2	39.6
96.4	19,060,000	19,619,062	18,897,554	△ 0.1	96.3	17,858,000	18,797,300	18,339,411	△ 3.0	97.6
96.3	18,851,000	19,409,794	18,688,286	0.0	96.3	17,655,000	18,594,198	18,136,309	△ 3.0	97.5
99.1	18,662,000	18,737,217	18,468,977	0.2	98.6	17,296,000	17,932,244	17,849,245	△ 3.4	99.5
32.1	189,000	672,577	219,309	△ 15.0	32.6	359,000	661,954	287,064	30.9	43.4
100.0	209,000	209,268	209,268	△ 4.9	100.0	203,000	203,102	203,102	△ 2.9	100.0
95.8	745,000	769,488	745,718	6.4	96.9	757,000	791,805	771,360	3.4	97.4
98.4	698,000	713,284	705,621	4.0	98.9	722,000	735,692	728,031	3.2	99.0
40.5	11,000	27,144	11,037	△ 16.1	40.7	6,000	19,842	7,058	△ 36.1	35.6
100.0	36,000	29,060	29,060	210.0	100.0	29,000	36,271	36,271	24.8	100.0
100.0	1,884,000	1,771,155	1,771,155	△ 7.0	100.0	1,782,000	1,879,378	1,879,378	6.1	100.0
82.4	0	342	0	—	—	0	342	0	—	—
—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
82.4	0	342	0	—	—	0	342	0	—	0.0
96.3	3,321,000	3,414,516	3,286,673	0.0	96.3	3,167,000	3,285,948	3,204,824	△ 2.5	97.5
99.1	3,287,000	3,294,807	3,247,639	0.2	98.6	3,104,000	3,168,600	3,153,935	△ 2.9	99.5
32.1	34,000	119,709	39,034	△ 15.3	32.6	63,000	117,348	50,889	30.4	43.4
100.0	81,000	35,148	35,148	△ 50.7	100.0	49,000	62,177	62,177	76.9	100.0
100.0	81,000	35,148	35,148	△ 50.7	100.0	49,000	62,177	62,177	76.9	100.0
—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
99.2	44,126,000	44,533,652	44,030,849	△ 1.5	98.9	41,288,000	45,252,588	45,052,834	2.3	99.6
36.6	402,000	1,235,661	449,391	△ 20.0	36.4	651,000	1,150,412	506,589	12.7	44.0
97.1	44,528,000	45,769,313	44,480,240	△ 1.8	97.2	41,939,000	46,403,000	45,559,423	2.4	98.2

# 11. 税目別月別収入額調

税 目		月 別						
		4	5	6	7	8	9	10
令和2年度	市 税 合 計	4,156,975	8,618,632	3,969,908	3,106,915	4,351,341	1,950,954	1,339,105
	(構成比)	9.3	19.4	8.9	7	9.8	4.4	3
	現年課税分	4,137,933	8,607,797	3,912,029	3,047,003	4,308,984	1,901,340	1,298,314
	(構成比)	9.4	19.5	8.9	6.9	9.8	4.3	2.9
	滞納繰越分	19,042	10,835	57,879	59,912	42,357	49,614	40,791
	(構成比)	4.2	2.4	12.9	13.3	9.4	11.0	9.1
令和3年度	市 税 合 計	4,396,704	8,740,811	3,634,783	4,556,791	4,482,972	1,951,586	1,283,426
	(構成比)	9.7	19.2	8	10	9.8	4.3	2.8
	現年課税分	4,381,095	8,724,507	3,566,873	4,458,923	4,428,829	1,919,307	1,252,929
	(構成比)	9.7	19.4	7.9	9.9	9.8	4.3	2.8
	滞納繰越分	15,609	16,304	67,911	97,868	54,142	32,279	30,497
	(構成比)	3.1	3.2	13.4	19.3	10.7	6.4	6.0
	個人市民税	141,386	1,138,706	1,699,475	3,746,361	1,147,962	1,455,352	1,079,112
	(構成比)	0.8	6.6	9.8	21.7	6.7	8.4	6.3
	法人市民税	148,729	448,089	1,139,956	106,618	195,649	206,524	136,329
	(構成比)	3.7	11.1	28.2	2.6	4.8	5.1	3.4
	固定資産税	3,351,280	5,618,542	312,932	574,644	2,384,600	102,218	48,744
	(構成比)	18.3	30.6	1.7	3.1	13.0	0.6	0.3
	軽自動車税	3,175	391,644	303,443	23,223	10,457	7,054	5,261
	(構成比)	0.4	50.8	39.3	3.0	1.4	0.9	0.7
	市たばこ税	156,452	153,676	146,491	103	318,852	156,748	1,276
	(構成比)	8.3	8.2	7.8	0.0	17	8.3	0.1
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0
(構成比)	—	—	—	—	—	—	—	
都市計画税	593,229	986,493	27,560	101,720	419,348	17,938	7,742	
(構成比)	18.5	30.8	0.9	3.2	13.1	0.6	0.2	
入 湯 税	2,454	3,661	4,927	4,122	6,105	5,751	4,961	
(構成比)	3.9	5.9	7.9	6.6	9.8	9.2	8.0	

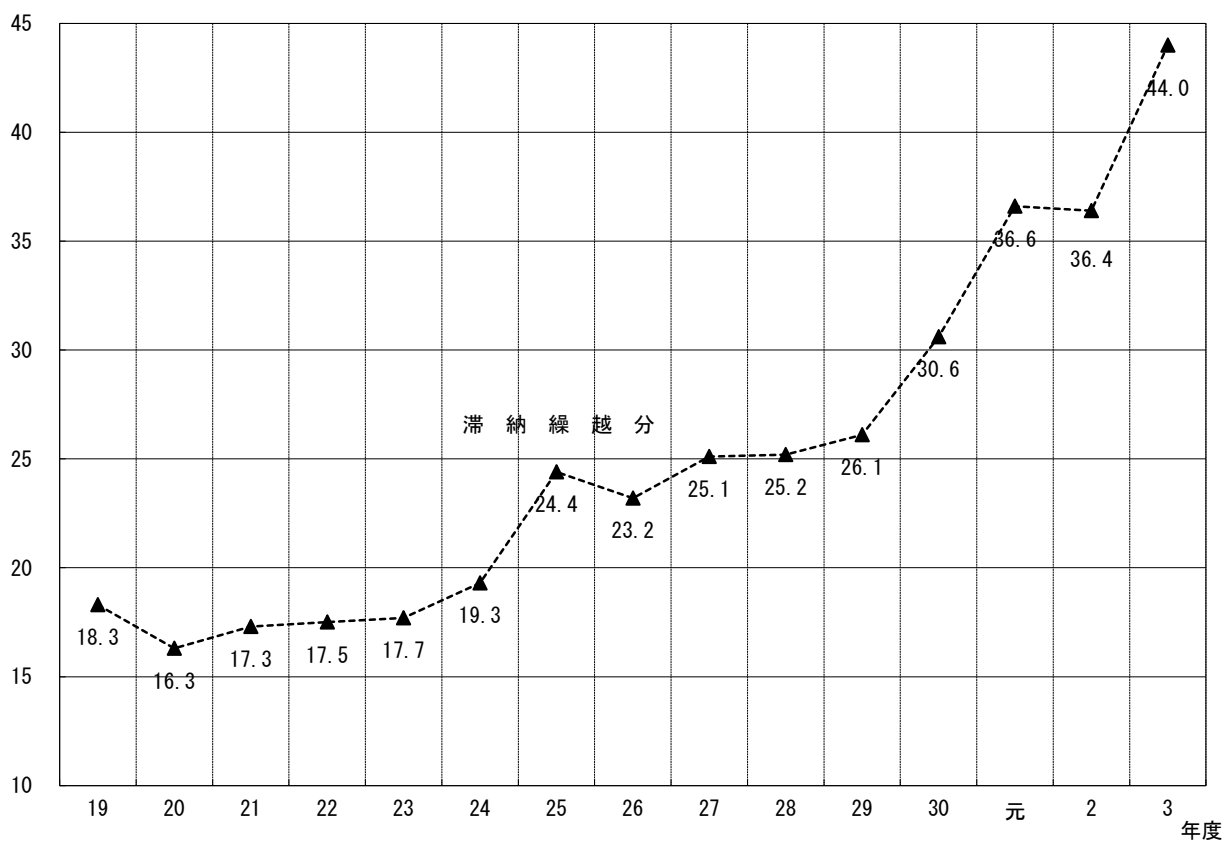
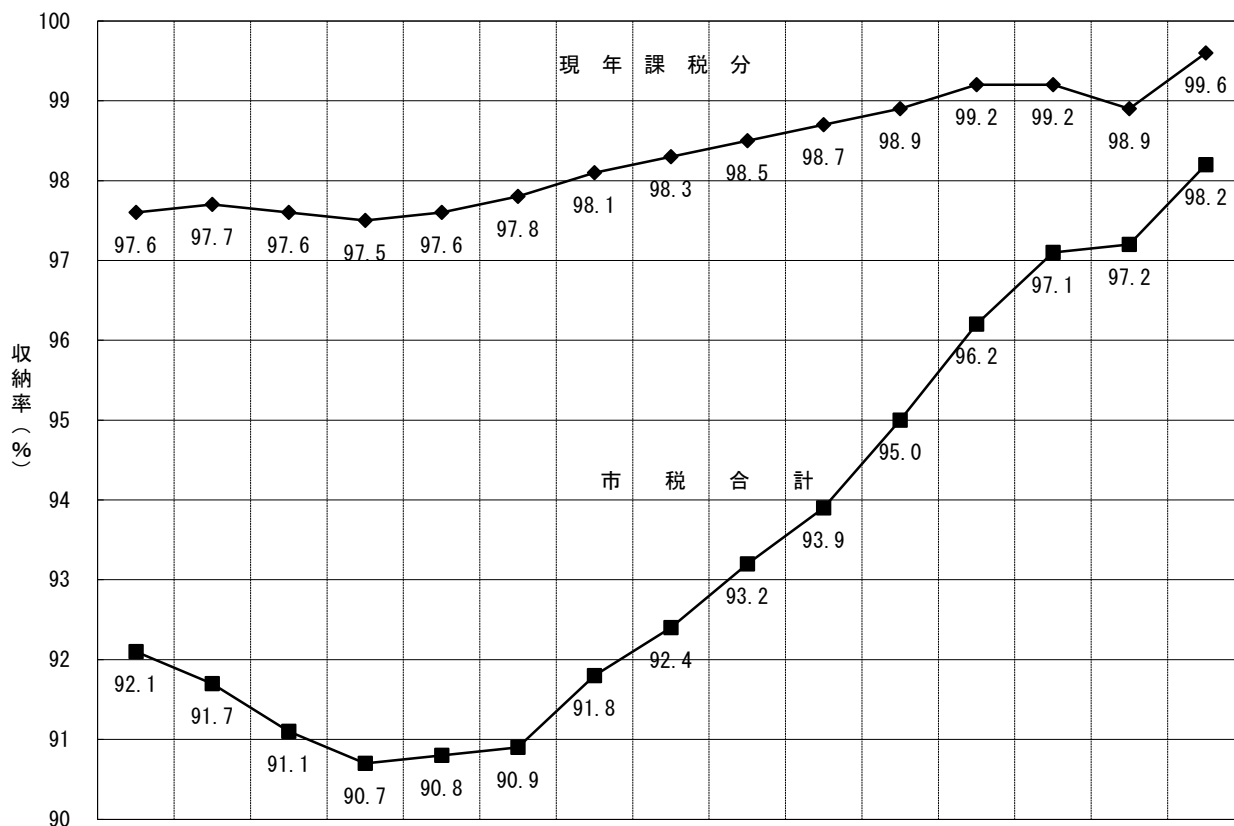
※ 表示単位未満四捨五入により算定のため、合計で記入してある値と各項目の計は必ずしも一致しない。

(単位：千円、%)

		月					別	
11	12	1	2	3	4	5	合計	
2,276,858	4,719,865	1,961,446	2,264,318	4,673,512	1,007,571	82,839	44,480,240	
5.1	10.6	4.4	5.1	10.5	2.3	0.2	100.0	
2,232,667	4,685,462	1,938,563	2,230,705	4,639,640	1,007,571	82,839	44,030,849	
5.1	10.6	4.4	5.1	10.5	2.3	0.2	100.0	
44,191	34,403	22,883	33,613	33,871	0	0	449,391	
9.8	7.7	5.1	7.5	7.5	0.0	0.0	100.0	
2,320,868	4,875,967	2,050,899	1,984,615	4,298,554	944,169	37,279	45,559,423	
5.1	10.7	4.5	4.4	9.4	2.1	0.1	100.0	
2,288,369	4,787,513	2,017,488	1,969,108	4,276,444	944,169	37,279	45,052,834	
5.1	10.6	4.5	4.4	9.5	2.1	0.1	100.0	
32,498	88,453	33,411	15,506	22,110	0	0	506,589	
6.4	17.5	6.6	3.1	4.4	0.0	0.0	100.0	
1,454,916	1,097,527	1,172,707	1,047,300	1,177,778	878,806	20,856	17,258,244	
8.4	6.4	6.8	6.1	6.8	5.1	0.1	100.0	
458,167	720,042	84,832	177,939	254,053	-19,662	-13,238	4,044,029	
11.3	17.8	2.1	4.4	6.3	-0.5	-0.3	100.0	
63,100	2,588,674	383,743	511,383	2,305,597	71,141	22,815	18,339,411	
0.3	14.1	2.1	2.8	12.6	0.4	0.1	100.0	
4,424	4,777	4,736	4,954	6,225	755	1,233	771,360	
0.6	0.6	0.6	0.6	0.8	0.1	0.2	100.0	
323,910	1,111	330,944	146,438	142,819	560	0	1,879,378	
17.2	0.1	17.6	7.8	7.6	0.0	0.0	100.0	
0	0	0	0	0	0	0	0	
—	—	—	—	—	—	—	—	
11,136	457,442	67,689	90,360	407,565	12,570	4,031	3,204,824	
0.3	14.3	2.1	2.8	12.7	0.4	0.1	100.0	
5,215	6,394	6,248	6,241	4,517	-1	1,582	62,177	
8.4	10.3	10.0	10.0	7.3	0.0	2.5	100.0	



## 12. 市税収納率の推移



### 13. 市民一人当り・一世帯当り・納税者一人当り市税負担額

(単位：円)

区 分	元			2			3			4 (予算)		
	市 民 一人当り 負担額	一世帯 当り 負担額	納税者 一人当り 負担額	市 民 一人当り 負担額	一世帯 当り 負担額	納税者 一人当り 負担額	市 民 一人当り 負担額	一世帯 当り 負担額	納税者 一人当り 負担額	市 民 一人当り 負担額	一世帯 当り 負担額	納税者 一人当り 負担額
普 通 税	160,026	401,151	—	158,106	390,694	—	163,798	400,352	—	160,888	393,239	—
市 民 税	77,908	195,299	—	75,845	187,419	—	82,504	201,654	—	77,142	188,550	—
個 人	60,697	152,154	112,845	61,210	151,256	112,013	66,841	163,372	121,564	61,492	150,296	111,835
法 人	17,211	43,145	313,156	14,634	36,163	270,975	15,663	38,282	283,652	15,651	38,253	283,440
固 定 資 産 税	72,174	180,926	183,478	72,593	179,384	181,459	71,028	173,606	176,051	73,529	179,718	182,248
軽自動車税	2,676	6,709	7,627	2,865	7,079	7,933	2,987	7,302	8,163	3,137	7,668	8,572
市たばこ税	7,267	18,217	—	6,804	16,813	—	7,279	17,791	—	7,080	17,304	—
特別土地保有税	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
目 的 税	12,818	32,133	—	12,760	31,532	—	12,653	30,926	—	12,990	31,750	—
都市計画税	12,546	31,451	41,761	12,625	31,199	41,185	12,412	30,338	40,119	12,746	31,154	41,198
入湯税	272	682	—	135	334	—	241	589	—	244	596	—
市 税 合 計	172,845	433,283	—	170,866	422,226	—	176,451	431,279	—	173,878	424,989	—

# 14. 市税状況調

年 度 区 分	29		30		元		2		3		
	金 額 (千円)	対前 年比	金 額 (千円)	対前 年比	金 額 (千円)	対前 年比	金 額 (千円)	対前 年比	金 額 (千円)	対前 年比	
予 算 額	45,213,000	101.2	44,684,335	98.8	45,228,000	101.2	44,528,000	98.5	41,939,000	94.2	
調 定 額	46,811,582	100.2	46,425,553	99.2	46,618,718	100.4	45,769,313	98.2	46,403,000	101.4	
収 入 額	44,465,038	101.4	44,670,511	100.5	45,284,461	101.4	44,480,240	98.2	45,559,423	102.4	
不納欠損額	316,605	96.8	204,701	64.7	92,287	45.1	123,770	134.1	101,470	82.0	
収納率	対予算	98.3		99.9		100.1		99.9		108.6	
	対調定	95.0		96.2		97.1		97.2		98.2	
指 数 H12年度 =100	予算額	103.0		101.8		103.0		101.4		95.5	
	調定額	99.1		98.3		98.7		96.9		98.3	
	収入額	101.2		101.7		103.1		101.2		103.7	
人 口	263,847		263,109		261,986		260,322		258,198		
世 帯 数	102,346		103,432		104,511		105,347		105,638		
1世帯人口	2.6		2.5		2.5		2.5		2.4		
税 務 職 員	職員数	85		89		88		89		87	
	1人当り 人 口	3,104		2,956		2,977		2,924		2,967	
	1人当り 世帯数	1,204		1,162		1,188		1,184		1,214	
	1人当り 人件費	6,123		5,953		6,452		6,743		6,719	
税務職員 1人当り 賦課額	予算額	531,918		502,071		513,955		500,315		482,057	
	調定額	550,724		521,635		529,758		514,262		533,368	

※税務職員数は統計方法が異なるため、税務職員に関する調と数値が異なります。

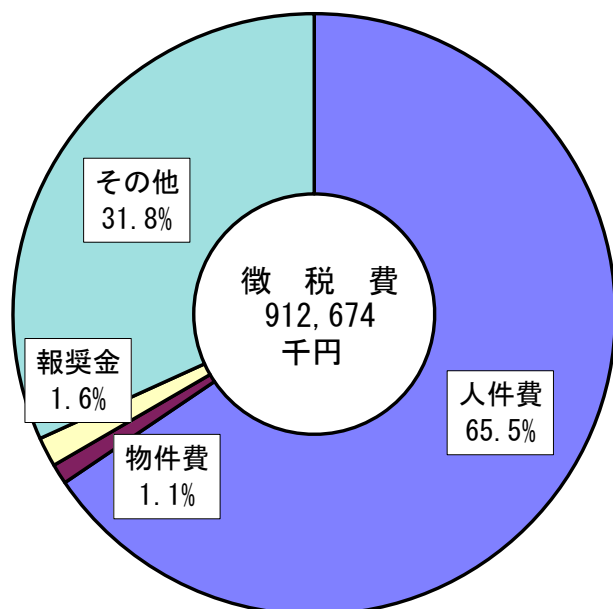
# 15. 市税の徴税費に関する調

(単位：千円)

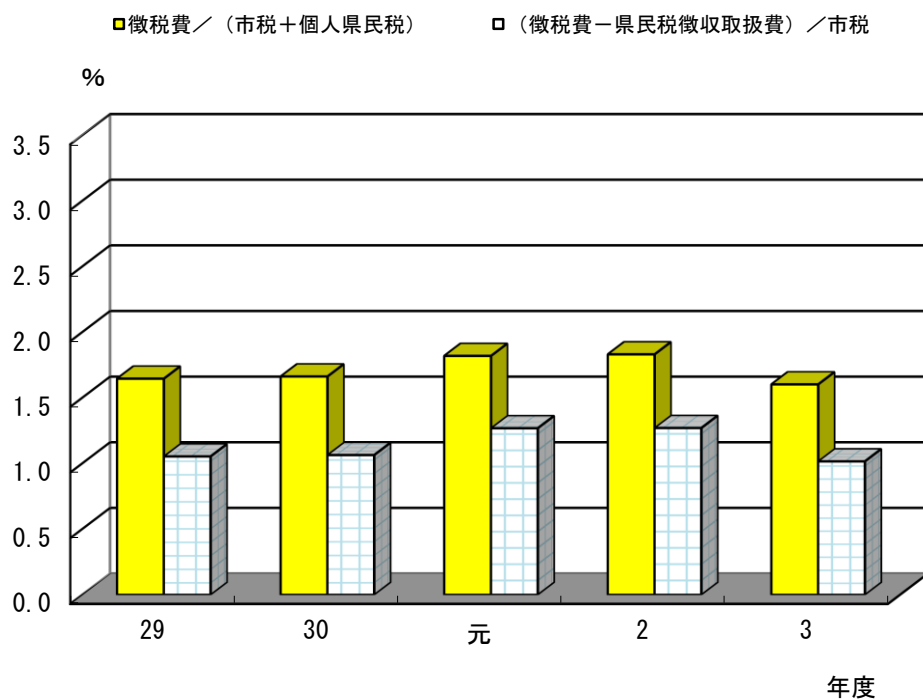
区 分		年 度	29	30	元	2	3
税収入額	1. 市 税		44,465,038	44,670,511	45,284,461	44,480,240	45,559,423
	2. 個人県民税		10,088,861	10,313,345	10,481,158	10,501,976	11,384,857
	3. 合 計		54,553,899	54,983,856	55,765,619	54,982,216	56,944,280
徴 税 費	人 件 費	4. 基 本 給	269,915	269,768	294,027	303,710	307,058
		5. 諸 手 当	161,206	168,402	177,724	182,085	176,315
		6. そ の 他	89,332	91,625	96,059	114,322	114,640
		7. 小 計	520,453	529,795	567,810	600,117	598,013
	物 件 費	8. 旅 費	329	108	39	536	605
		9. 賃 金	11,082	12,100	11,401	0	0
		10. そ の 他	10,501	8,701	9,353	9,193	9,342
		11. 小 計	21,912	20,909	20,793	9,729	9,947
	報 奨 金 等	12. 納期前納付の奨励金	—	—	—	—	—
		13. 納 税 奨 励 金	13,564	12,756	11,950	11,877	11,038
		14. そ の 他	4,174	3,956	3,825	3,679	3,529
		15. 小 計	17,738	16,712	15,775	15,556	14,567
	16. そ の 他	338,079	346,938	410,426	381,700	290,147	
	17. 合 計	898,182	914,354	1,014,804	1,007,102	912,674	
	県 民 税 徴 収 取 扱 費	18. 納税義務者数を基準にした金額	411,480	415,230	417,612	419,289	421,398
		19. 通知書を基準にした金額	—	—	—	—	—
		20. 徴収額を基準にした金額	171	72	61	73	21
21. 報奨金額に相当する金額		—	—	—	—	—	
22. 還付金等に相当する金額		17,882	23,619	22,624	22,672	28,259	
23. 合 計		429,533	438,921	440,297	442,034	449,678	
24. ( 17 - 23 )	468,649	475,433	574,507	565,068	462,996		
税収入に対する徴税費の割合	25. ( 17 / 3 )	1.6	1.7	1.8	1.8	1.6	
	26. ( 24 / 1 )	1.1	1.1	1.3	1.3	1.0	
徴税職員数	吏 員	84	88	85	87	87	
	そ の 他	1	1	3	2	2	
	27. 合 計	85	89	88	89	89	
	臨 時 職 員	0	0	0	0	0	
職員1人当りの人件費 ( 7 / 27 )		6,123	5,953	6,452	6,743	6,719	

※税務職員数は統計方法が異なるため、税務職員に関する調と数値が異なります。

## 16. 令和3年度徴税费構成図



## 17. 税収入に対する徴税费割合

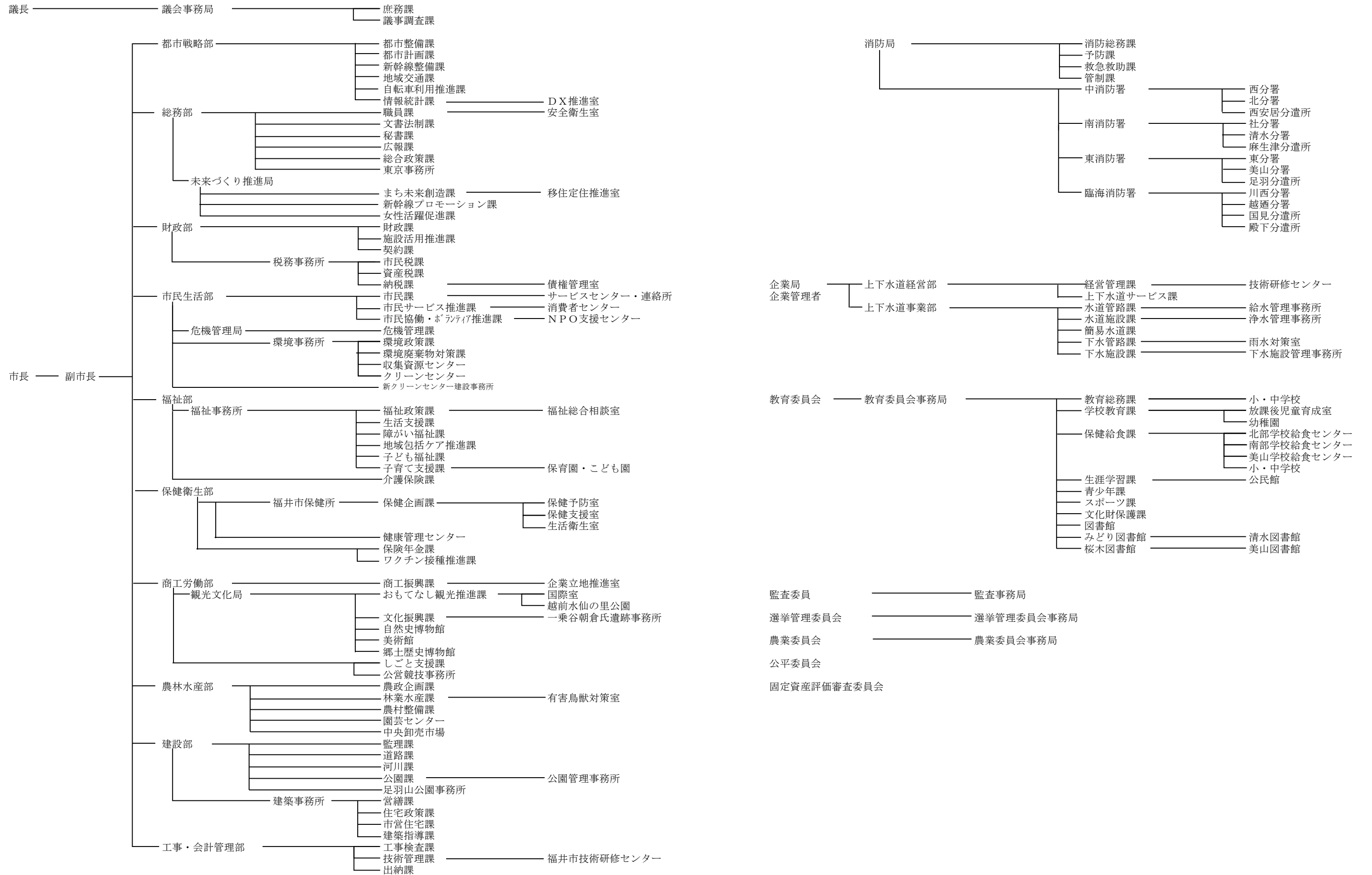


---

# 稅 務 機 構

---

# 1. 福井市行政機構図



(令和4年4月1日現在)

## 2. 税務機構および事務分掌

(令和4年4月1日現在)

部	所	課	係 等	事 務 分 掌
財 政 部	税 務 所	市 民 税 課	税制・管理係	<ol style="list-style-type: none"> <li>市税に係る税制に関すること。</li> <li>市税の予算、決算及び調定並びに税務諸統計に関すること。</li> <li>市たばこ税・入湯税の申告及び調定に関すること。</li> <li>税証明、公印、文書取扱その他課内の庶務に関すること。</li> <li>不服申立及び固定資産評価審査委員会に関すること。</li> </ol>
			個人市民税1・2係	<ol style="list-style-type: none"> <li>個人市・県民税の賦課、減免、申告受付、指導に関すること。</li> <li>個人市・県民税の特別徴収事務に関すること。</li> <li>無申告その他の所得調査に関すること。</li> </ol>
			法人・軽自係	<ol style="list-style-type: none"> <li>法人市民税の申告、減免及び調定に関すること。</li> <li>軽自動車税の賦課、減免及び調定に関すること。</li> </ol>
			共通業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>税の相談窓口・還付申告の受付に関すること。</li> <li>新総合行政システムに関すること。</li> <li>市税等の収納支援に関すること。</li> <li>租税教育の推進並びに納税思想の普及及び啓発に関すること。</li> </ol>
		資 産 税 課	償却・管理係	<ol style="list-style-type: none"> <li>現所有者及び納税管理人に関すること。</li> <li>資産証明に関すること。</li> <li>固定資産課税台帳、地籍図等の閲覧に関すること。</li> <li>固定資産概要調書の作成に関すること。</li> <li>国有資産等所在市町村交付金に関すること。</li> <li>電算システムに関すること。</li> <li>償却資産申告に関すること。</li> <li>償却資産の評価及び賦課に関すること。</li> </ol>
			土地係	<ol style="list-style-type: none"> <li>土地の評価及び価格の通知に関すること。</li> <li>土地に係る固定資産税、都市計画税賦課に関すること。</li> <li>地籍図の管理に関すること。</li> <li>土地評価システムに関すること。</li> </ol>
			家屋係	<ol style="list-style-type: none"> <li>家屋の評価及び価格の通知に関すること。</li> <li>家屋に係る固定資産税、都市計画税賦課に関すること。</li> <li>家屋評価システムに関すること。</li> </ol>
			共通業務	<ol style="list-style-type: none"> <li>市税等の収納支援に関すること。</li> </ol>



部	所	課	係 等	事 務 分 掌
財 政 部	税 務 事 務 所	納 税 課	管 理 係	1 市税等の収納消込に関する事 2 市税等の充当及び還付に関する事 3 市税等の口座振替に関する事 4 納税組合その他納税奨励事務に関する事 5 納税証明に関する事
			企 画 係	1 納税推進懇話会に関する事 2 夜間・休日納税窓口に関する事 3 各種照会文書に関する事
			現 年 係 過 年 1・2 係	1 滞納処分に関する事 2 滞納管理システムの管理及び更新に関する事 3 捜索に関する事 4 財産調査の実施に関する事 5 処分財産の管理に関する事 6 時効の管理に関する事 7 納税コールセンターに関する事 8 管理職等滞納整理に関する事
		債 権 管 理 係	1 移管債権の滞納処分等に関する事 2 公売に関する事 3 債権管理に係る相談及び助言に関する事 4 債権放棄に関する事	

### 3. 税務職員に関する調

#### (1) 税務職員配置人員

(令和4年4月1日現在)

課 係 等	職 員 数							計	
	課 長	副課長	課長補佐	主 幹	副主幹	主 査	主 事		
税 務 課	税制・管理係	1	1	1	1		1	1	3
	個人市民税1係				2	2	3	1	8
	個人市民税2係				1	1	1	4	7
	法人・軽自係					2		2	4
計	1	1	1	4	5	5	8	25	
事 務 所	償却・管理係	1	1	1	2	1	2	2	7
	土地係				2	2	3	5	12
	家屋係				1	3	4	4	12
	計	1	1	1	5	6	9	11	34
所 長 1 課	管 理 係	1	1	1	1	2	2	6	11
	企 画 係				1		1	1	3
	現 年 係				1	3	2	2	8
	過 年 1 係				1	1	3	2	7
	過 年 2 係				1			5	6
	地方税滞納整理機構					1		1	2
	債 権 管 理 室		1			2	1		4
計	1	2	1	5	9	9	17	44	
合 計	3	4	3	14	20	23	36	104	

注：合計は所長を含む

#### (2) 税務職員数の割合

(令和4年4月1日現在)

年 度	29	30	元	2	3	4
市長部局 (A)	1,792人	1,787人	1,741人	1,653人	1,634人	1,629人
税務職員 (B)	93人	97人	104人	106人	104人	104人
B / A	5.19%	5.43%	5.97%	6.41%	6.36%	6.38%

(3) 税務職員年齢調

(令和4年4月1日現在)

区 分		20歳未満	30歳未満	40歳未満	50歳未満	50歳以上	計	平均年齢
税 務 所	市民税課	0	6	8	5	7	26	40.5
	資産税課	0	7	14	7	6	34	38.2
	納 税 課	0	8	19	10	7	44	38.2
	計	0	21	41	22	20	104	38.8

(注) 市民税課は所長を含む。

(4) 税務職員経験年数調

(令和4年4月1日現在)

区 分		1年未満	2年未満	3年未満	5年未満	10年未満	10年以上	計	平均年数
税 務 所	市民税課	5	2	6	5	6	2	26	4.2
	資産税課	6	3	4	11	10	0	34	3.4
	納 税 課	6	6	5	12	11	4	44	3.8
	計	17	11	15	28	27	6	104	3.8

(注) 市民税課は所長を含む。

---

賦 課

---

# 1. 市税年度別調定額（現年課税分）

（単位：千円、％）

年 度 税 目	29		30		元		2		3	
	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比
市 民 税	19,601,552	102.4	20,028,395	102.2	20,321,476	101.5	19,743,713	97.2	21,235,124	107.6
個人	15,228,884	102.3	15,551,880	102.1	15,812,224	101.7	15,895,092	100.5	17,221,081	108.3
法人	4,372,668	102.8	4,476,515	102.4	4,509,252	100.7	3,848,621	85.3	4,014,043	104.3
固定資産税	18,795,040	101.3	18,558,786	98.7	18,815,732	101.4	18,946,485	100.7	18,135,346	95.7
軽自動車税	638,050	104.2	664,681	104.2	699,194	105.2	742,344	106.2	771,963	104.0
市たばこ税	1,910,767	94.5	1,888,902	98.9	1,903,906	100.8	1,771,155	93.0	1,879,378	106.1
特別土地保有税		—		—		—		—		—
都市計画税	3,270,394	100.9	3,228,945	98.7	3,269,865	101.3	3,294,807	100.8	3,168,600	96.2
入湯税	66,093	97.6	65,636	99.3	71,273	108.6	35,148	49.3	62,177	176.9
合 計	44,281,896	101.5	44,435,345	100.3	45,081,446	101.5	44,533,652	98.8	45,252,588	101.6

## 2. 税率の変遷

年 度 区 分	28	29	30	元	2	3	4	
個人市民税 均等割	3,500 円							
個人市民税 所得割	6 %							
法人市民税 均等割	《H20年度から》							
	1号法人	次に掲げる法人					60,000 円	
		ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの						
		イ 人格のない社団等						
		ウ 保険業法に規定する						
		エ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千円以下であるものうち、従業者の数の合計数が50人以下であるもの						
	2号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千円以下であるものうち、従業者の数の合計数が50人を超えるもの					144,000 円	
	3号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千円を超え1億円以下であるものうち、従業者の数の合計数が50人以下であるもの					156,000 円	
	4号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千円を超え1億円以下であるものうち、従業者の数の合計数が50人を超えるもの					180,000 円	
	5号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるものうち、従業者の数の合計数が50人以下であるもの					192,000 円	
6号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるものうち、従業者の数の合計数が50人を超えるもの					480,000 円		
7号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるものうち、従業者の数の合計数が50人以下であるもの					492,000 円		
8号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるものうち、従業者の数の合計数が50人を超えるもの					2,100,000 円		
9号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるものうち、従業者の数の合計数が50人を超えるもの					3,600,000 円		
法人市民税 税割	12.1 % (注1)			8.4 % (注2)				
固定資産税	1.4 %							

(注1) 平成26年10月1日以後に開始される事業年度から

(注2) 令和元年10月1日以後に開始される事業年度から

年度 区分	28	29	30	元	2	3	4
	軽自動車税 ※令和元年10月 1日以後は、 種別割	原動機付自転車		50cc 以下		2,000 円	
		90cc 以下		2,000 円			
			125cc 以下		2,400 円		
			ミニカー		3,700 円		
		軽自動車	二輪		3,600 円		
		二輪の小型自動車			6,000 円		
		小型特殊自動車	農耕作業用		2,000 円		
			特殊作業用		5,900 円		
		軽自動車	三輪	(注3)	3,900 円		
			四輪乗用	営業用	6,900 円		
				自家用	10,800 円		
			四輪貨物	営業用	3,800 円		
				自家用	5,000 円		
			雪上用		—		
軽自動車税 環境性能割					(注4)		
市たばこ税	《H25年4月分から》		《H30年10月分から》		《R1年10月分から》	《R2年10月分から》	《R3年10月分から》
	(旧3級品以外) 5,262円/千本		(旧3級品以外) 5,692円/千本		(旧3級品以外) (旧3級品) 5,692円/千本	6,122円/千本	6,552円/千本
	(旧3級品) 2,925円/千本	(旧3級品) 3,355円/千本	(旧3級品) 4,000円/千本				
都市計画税	0.3 %						
入湯税	100 円					150 円	

(注3) 平成27年4月1日以後に取得される新車から

(注4) 令和元年10月1日以後に取得される新車から (令和元年9月30日までは自動車取得税(県税)として県が賦課徴収)

税率は、自動車の取得価格×税率(以下の表のとおり)。

自動車を無償で取得した場合や、著しく低い価格で取引された場合は、通常の見取価格による。なお、免税点は50万円。

●乗用車

車両区分	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	0%	0%
令和12年度燃費基準75%達成 かつR2年度燃費基準達成※	0%	0%
令和12年度燃費基準60%達成 かつR2年度燃費基準達成※	1%	0.5%
令和12年度燃費基準55%達成 かつR2年度燃費基準達成※	2%	1%
以外の車	2%	2%

●軽量車(車両総重量2.5t以下のトラック等)

車両区分	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	0%	0%
平成27年度燃費基準+25%達成※	0%	0%
平成27年度燃費基準+20%達成※	1%	0.5%
平成27年度燃費基準+15%達成※	2%	1%
以外の車	2%	2%

※平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減を達成したガソリン車・ハイブリット車・LPG車(乗用車のみ) (★★★★)に限る。

### 3. 税率一覧表 (令和4年度)

区分 税目	納税義務者	課税標準及び税率																																									
市民税	1. 市内に住所を有する個人 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 3. 市内に寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設を有する法人で市内に事務所、事業所を有しないもの及び市内に事務所又は事業所を有する法人(社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む) 4. 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの	個人 (所得割) 6% (均等割) 3,500円 ※平成26年度から令和5年度までの10年間に限り、均等割に500円を加算する地方税法の特例が定められた。	法人 (税割) 8.4% (均等割) 第1号法人 60,000円 第2号法人 144,000円 第3号法人 156,000円 第4号法人 180,000円 第5号法人 192,000円 第6号法人 480,000円 第7号法人 492,000円 第8号法人 2,100,000円 第9号法人 3,600,000円																																								
固定資産税	土地 家屋の所有者 償却資産	土地・家屋 基準年度の価格又は、基準年度の価格に比準 償却資産	1.4% 1.4%																																								
軽自動車税	種別割 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者	種別割 原動機付自転車 総排気量(又は定格出力) 0.05キロリットル(0.6キロワット)以下のもの 0.05キロリットル(0.6キロワット)を超え 0.09キロリットル(0.8キロワット)以下のもの 0.09キロリットル(0.8キロワット)を超えるもの ミニカー 軽自動車 二輪のもの(側車付のものを含む) 三輪のもの 四輪以上のもの 乗用 営業用 自家用 貨物 営業用 自家用 小型特殊自動車 農耕作業用 その他のもの 二輪の小型自動車	2,000円 2,000円 2,400円 3,700円 3,600円 3,900円 6,900円 10,800円 3,800円 5,000円 2,000円 5,900円 6,000円																																								
	環境性能割 新車又は中古車の取得者	環境性能割 自動車の取得価格に以下の割合を乗じた額(免税点50万円)																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車両区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成※</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成※</td> <td>1%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準55%達成かつR2年度燃費基準達成※</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>以外の車</td> <td>2%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	車両区分	税率		自家用	営業用	電気自動車等	0%	0%	令和12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成※	0%	0%	令和12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成※	1%	0.5%	令和12年度燃費基準55%達成かつR2年度燃費基準達成※	2%	1%	以外の車	2%	2%	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車両区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+25%達成※</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+20%達成※</td> <td>1%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+15%達成※</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>以外の車</td> <td>2%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	車両区分	税率		自家用	営業用	電気自動車等	0%	0%	平成27年度燃費基準+25%達成※	0%	0%	平成27年度燃費基準+20%達成※	1%	0.5%	平成27年度燃費基準+15%達成※	2%	1%	以外の車	2%	2%
車両区分	税率																																										
	自家用	営業用																																									
電気自動車等	0%	0%																																									
令和12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成※	0%	0%																																									
令和12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成※	1%	0.5%																																									
令和12年度燃費基準55%達成かつR2年度燃費基準達成※	2%	1%																																									
以外の車	2%	2%																																									
車両区分	税率																																										
	自家用	営業用																																									
電気自動車等	0%	0%																																									
平成27年度燃費基準+25%達成※	0%	0%																																									
平成27年度燃費基準+20%達成※	1%	0.5%																																									
平成27年度燃費基準+15%達成※	2%	1%																																									
以外の車	2%	2%																																									
市たばこ税	小売販売業者に対する売渡し又は消費者等へ売渡す製造たばこの製造者特定販売業者又は卸売販売業者	(従量割) 売渡し等に係る製造たばこの合計本数 1,000本当たり 6,552円																																									
都市計画税	土地・家屋の所有者	土地および家屋に係る固定資産税の課税基準となるべき価格	0.3%																																								
入湯税	鉱泉浴場における入湯客	入湯客 1人1日	150円																																								



申告期日	賦課期日	徴収方法	納期
(個人) 個人申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日  (法人) 法人税申告期限	1月1日	(個人) 普通徴収  給与特別徴収  年金特別徴収  (法人) 申告納付	(個人) 普通徴収 第1期 6月15日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 1月1日～1月31日 給与特別徴収 毎月(6月～翌年5月) 徴収の翌月の10日 12回徴収 年金特別徴収 各年金支給月 4・6・8月 仮徴収 10・12・2月 本徴収  (法人) 申告期限と同じ
新築住宅に対する減額申告 1月31日 償却資産 1月31日	1月1日	普通徴収	第1期 4月15日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月28日
取得申告 納税義務が発生した日から 15日以内  廃車申告 納税義務が消滅した日から 30日以内  変更申告 変更の事由が生じた日から 15日以内	4月1日	普通徴収	5月15日～5月31日
取得の日から15日以内		申告納付	取得の日から15日以内
翌月末日		申告納付	翌月末日
		固定資産税と同じ	
翌月15日		特別徴収申告納入	翌月15日

## 4. 市民税

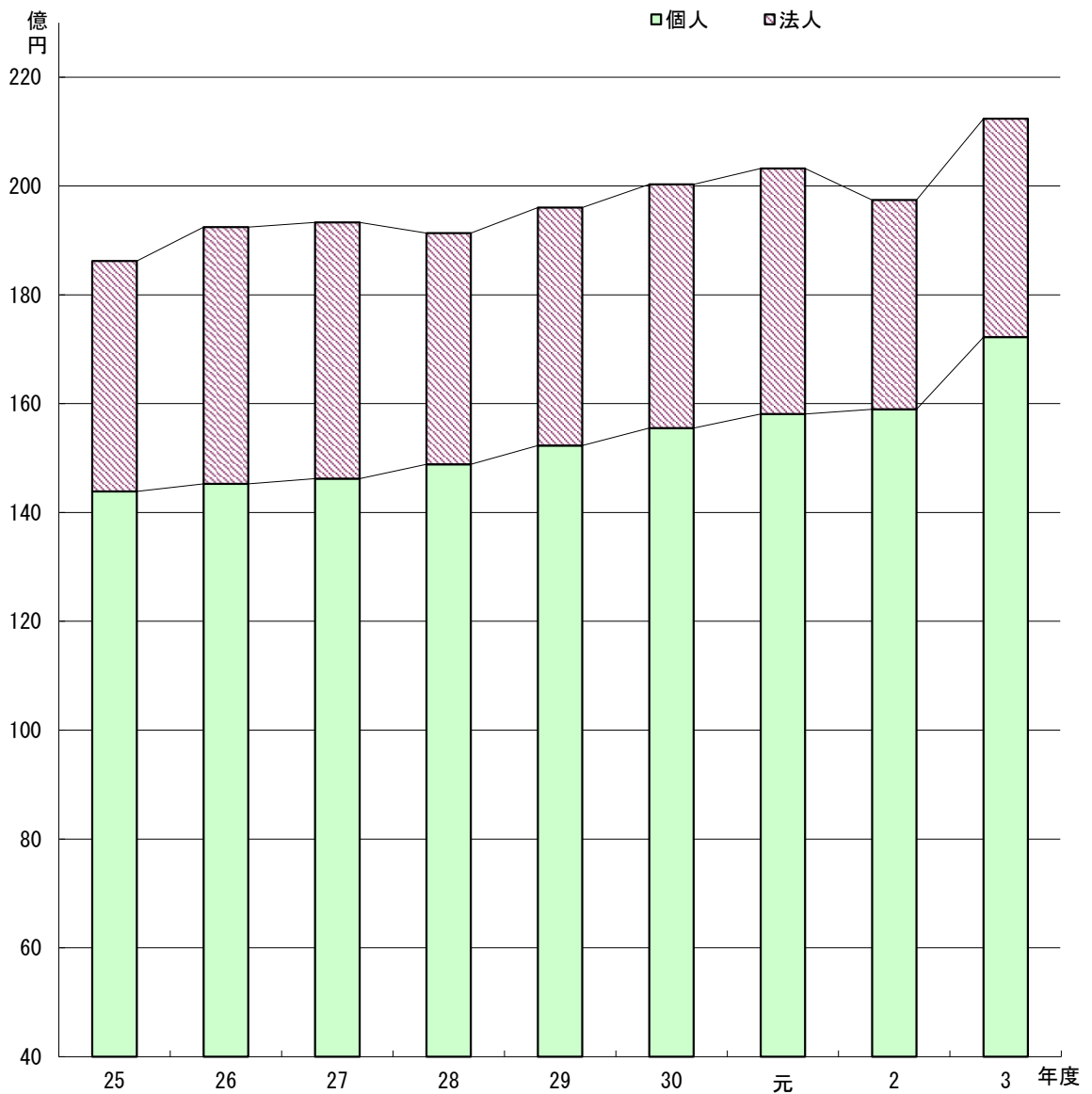
### (1) 市民税年度別調定額（現年課税分）

（単位：千円、％）

年 度		30		元		2		3		
		調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	
個 人	普通徴収	所得割	3,188,781	99.4	3,093,346	97.0	3,083,081	99.7	4,547,589	147.5
		均等割	119,884	97.6	114,303	95.3	110,678	96.8	110,751	100.1
			3,308,665	99.4	3,207,649	96.9	3,193,759	99.6	4,658,340	145.9
	特別徴収	所得割	11,182,097	102.9	11,505,887	102.9	11,635,138	101.1	11,442,576	98.3
		均等割	308,474	103.0	317,549	102.9	323,772	102.0	326,623	100.9
			11,490,571	102.9	11,823,436	102.9	11,958,910	101.1	11,769,199	98.4
	年金特徴	所得割	547,424	101.7	556,154	101.6	562,744	101.2	564,540	100.3
		均等割	56,145	100.2	55,563	99.0	55,918	100.6	56,356	100.8
			603,569	101.6	611,717	101.3	618,662	101.1	620,896	100.4
	計	所得割	14,918,302	102.1	15,155,386	101.6	15,280,963	100.8	16,554,704	108.3
		均等割	484,503	101.3	487,416	100.6	490,368	100.6	493,731	100.7
			15,402,805	102.1	15,642,802	101.6	15,771,331	100.8	17,048,435	108.1
	分離課税 （退職所得）	149,075	105.8	169,423	113.6	123,761	73.0	172,646	139.5	
		15,551,880	102.1	15,812,225	101.7	15,895,092	100.5	17,221,081	108.3	
法 人	法人税割	3,262,429	103.9	3,291,296	100.9	2,641,922	80.3	2,792,516	105.7	
	均等割	1,214,086	98.5	1,217,956	100.3	1,206,699	99.1	1,221,527	101.2	
		4,476,515	102.4	4,509,252	100.7	3,848,621	85.3	4,014,043	104.3	
合 計		19,879,320	102.2	20,152,054	101.4	19,619,952	97.4	21,062,478	107.4	

※ 合計には、個人市民税のうち分離課税（退職所得）分は含めない。

(2) 市民税年度別調定額の推移



(単位：百万円)

	25	26	27	28	29	30	元	2	3
法人市民税	4,232	4,716	4,708	4,252	4,373	4,477	4,509	3,849	4,014
個人市民税	14,388	14,527	14,622	14,884	15,229	15,552	15,812	15,895	17,221
合計	18,470	19,124	19,158	18,998	19,461	19,879	20,152	19,620	21,062

### (3) 個人市民税所得者区分別課税状況調

区分 年度	給与所得者			営業等所得者			農業所得者		
	所得割額	構成比	対前年比	所得割額	構成比	対前年比	所得割額	構成比	対前年比
25	11,476,802	83.4	98.9	685,025	5.0	103.2	18,507	0.1	87.3
26	11,417,267	82.1	99.5	691,896	5.0	101.0	12,563	0.1	67.9
27	11,780,631	84.3	103.2	736,325	5.3	106.4	7,519	0.1	59.9
28	12,005,497	83.8	101.9	765,045	5.3	103.9	13,138	0.1	174.7
29	12,238,485	83.8	101.9	756,681	5.2	98.9	22,531	0.2	171.5
30	12,445,824	83.7	101.7	734,094	4.9	97.0	18,003	0.1	79.9
元	12,705,814	84.2	102.1	764,035	5.1	104.1	19,128	0.1	106.2
2	12,775,357	84.0	100.5	815,604	5.4	106.7	13,413	0.1	70.1
3	12,447,926	74.7	97.4	821,841	4.9	100.8	15,989	0.1	119.2
4	12,668,159	83.2	101.8	797,799	5.2	97.1	13,283	0.1	83.1

### (4) 令和4年度個人市民税所得段階別調（所得割課税分）

区分 課税所得金額の段階	給与所得者		営業等所得者		農業所得者	
	納税義務者数	総所得金額等	納税義務者数	総所得金額等	納税義務者数	総所得金額等
10万円以下の金額	2,708	2,005,568	277	252,842	8	7,151
10万円を超え 100万円以下	30,128	44,736,455	1,819	2,887,973	48	74,734
100万円を超え 200万円以下	33,612	87,933,229	1,174	3,243,665	43	112,924
200万円を超え 300万円以下	18,594	71,976,962	700	2,679,475	20	76,202
300万円を超え 400万円以下	9,551	49,720,558	365	1,800,215	2	10,019
400万円を超え 550万円以下	4,721	30,806,306	302	1,927,625	3	17,374
550万円を超え 700万円以下	1,501	12,439,624	124	981,098	2	13,708
700万円を超え 1,000万円以下	1,273	13,343,008	138	1,427,777	3	31,613
1,000万円を超え 2,000万円以下	1,428	23,207,022	136	2,169,253	3	45,106
2,000万円を超え 5,000万円以下	351	10,776,279	59	1,832,198	0	0
5,000万円を超え 1億円以下	46	3,104,854	10	608,525	0	0
1億円を超える金額	9	1,203,221	5	630,009	0	0
合計	103,922	351,253,086	5,109	20,440,655	132	388,831

## 各年7月1日現在（単位：千円、％）

その他の所得者			合 計		
所得割額	構成比	対前年比	所得割額	構成比	対前年比
1,579,300	11.5	104.1	13,759,634	100.0	99.7
1,776,461	12.8	112.5	13,898,187	100.0	101.0
1,456,580	10.4	82	13,981,055	100.0	100.6
1,548,731	10.8	106.3	14,332,411	100.0	102.5
1,580,604	10.8	102.1	14,598,301	100.0	101.9
1,672,030	11.2	105.8	14,869,951	100.0	101.9
1,601,702	10.6	95.8	15,090,679	100.0	101.5
1,606,274	10.6	100.3	15,210,648	100.0	100.8
3,373,913	20.3	210.0	16,659,669	100.0	109.5
1,755,546	11.5	52.0	15,234,787	100.0	91.4

## 令和4年7月1日現在（単位：人、千円）

分離課税をした者		その他の所得者		合 計	
納税義務者数	総所得金額等	納税義務者数	総所得金額等	納税義務者数	総所得金額等
273	127,636	1,592	1,328,742	4,858	3,721,939
354	572,279	11,288	15,433,467	43,637	63,704,908
406	1,099,651	3,153	7,434,275	38,388	99,823,744
284	1,113,986	834	3,013,567	20,432	78,860,192
181	912,644	402	1,956,484	10,501	54,399,920
123	787,599	344	2,108,695	5,493	35,647,599
98	767,744	186	1,436,477	1,911	15,638,651
105	1,081,009	195	1,935,561	1,714	17,818,968
133	2,196,949	131	1,957,594	1,831	29,575,924
63	2,065,286	25	714,225	498	15,387,988
10	766,809	2	127,631	68	4,607,819
5	747,173	1	301,687	20	2,882,090
2,035	12,238,765	18,153	37,748,405	129,351	422,069,742

(5) 個人市民税所得者区分別納税義務者数調

各年7月1日現在 (単位:人)

所得者区分 \ 年 度	29	30	元	2	3	4
給与所得者	106,244	107,255	108,263	109,146	108,750	109,165
営業所得者	6,486	6,404	6,376	6,547	6,655	6,102
農業所得者	314	280	245	207	208	168
その他所得者	24,038	24,364	24,073	23,808	24,169	24,256
合 計	137,082	138,303	138,957	139,708	139,782	139,691

(6) 個人市民税特別徴収義務者数調

各年7月1日現在

年 度	29	30	元	2	3	4
事業所数	9,744	10,228	10,695	10,831	10,927	11,061

(7) 令和4年度個人市民税納税義務者数調

令和4年7月1日現在 (単位:人、千円)

所得者区分 \ 区 分	均等割を納める者		所得割を納める者		均等割のみを納める者		納税義務者
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	
給与所得者	109,165	382,078	104,844	12,668,159	4,321	15,124	109,165
営業所得者	6,102	21,357	5,158	797,799	944	3,304	6,102
農業所得者	168	588	134	13,283	34	119	168
その他所得者	24,256	84,897	19,215	1,755,546	5,041	17,644	24,256
合 計	139,691	488,920	129,351	15,234,787	10,340	36,191	139,691

(8) 個人県民税確定按分率調

(単位:円、%)

年 度 \ 区 分	市民税額	県民税額	合 計	按 分 率
28	14,879,721,930	9,804,137,786	24,683,859,716	39.718819904
29	15,223,427,033	10,031,548,285	25,254,975,318	39.721077367
30	15,543,880,209	10,243,818,938	25,787,699,147	39.723663905
元	15,805,266,375	10,417,541,013	26,222,807,388	39.727024109
2	15,889,811,000	10,472,619,360	26,362,430,360	39.725545851
3	17,215,384,779	11,356,577,603	28,571,962,382	39.747278997

## (9) 年度別納税義務者数調

(単位：人)

年 度	29	30	元	2	3	4
個人市民税	137,082	138,303	138,957	139,708	139,782	139,691
普通徴収	27,477	25,582	23,348	22,327	21,742	21,897
特別徴収	88,473	91,240	93,824	95,114	95,705	95,696
年金特徴	21,132	21,481	21,785	22,267	22,335	22,098
法人市民税	10,172	10,129	10,169	10,291	10,330	10,452

## (10) 法人市民税月別調定額（現年課税分）

(単位：千円、%)

月	元 年 度			2 年 度			3 年 度		
	調 定 額	増減率	構成比	調 定 額	増減率	構成比	調 定 額	増減率	構成比
4 月	153,445	△ 9.2	3.4	161,818	5.5	4.2	155,913	△ 3.6	3.9
5 月	420,510	10.4	9.3	392,580	△ 6.6	10.2	323,154	△ 17.7	8.1
6 月	926,842	△ 11.0	20.6	950,063	2.5	24.7	821,230	△ 13.6	20.5
7 月	550,503	4.5	12.2	435,661	△ 20.9	11.3	531,790	22.1	13.2
8 月	220,465	0.3	4.9	213,511	△ 3.2	5.5	186,986	△ 12.4	4.7
9 月	222,471	8.6	4.9	227,431	2.2	5.9	215,850	△ 5.1	5.4
10 月	145,246	△ 8.7	3.2	139,713	△ 3.8	3.6	134,822	△ 3.5	3.4
11 月	920,109	△ 0.2	20.4	630,587	△ 31.5	16.4	734,115	16.4	18.3
12 月	435,198	14.2	9.7	294,596	△ 32.3	7.7	435,358	47.8	10.8
1 月	96,614	20.0	2.1	74,509	△ 22.9	1.9	81,552	9.5	2.0
2 月	178,367	3.5	4.0	148,975	△ 16.5	3.9	165,075	10.8	4.1
3 月	239,482	9.4	5.3	179,177	△ 25.2	4.7	228,198	27.4	5.7
合 計	4,509,252	0.7	100.0	3,848,621	△ 14.7	100.0	4,014,043	4.3	100.0

## (11) 法人市民税業種別調定額（現年課税分）

(単位：千円、%)

業 種 区 分	元 年 度		2 年 度		3 年 度	
	調 定 額	増 減 率	調 定 額	増 減 率	調 定 額	増 減 率
農林・漁業・鉱業	17,223	0.6	14,068	△ 18.3	14,283	1.5
建設業	658,184	3.7	605,217	△ 8.0	629,696	4.0
その他製造業	902,070	10.5	643,415	△ 28.7	665,732	3.5
卸売、小売業	1,123,882	4.1	936,624	△ 16.7	1,017,613	8.6
金融・保険	608,525	△ 18.4	543,060	△ 10.8	598,572	10.2
不動産業	189,677	2.6	186,085	△ 1.9	148,394	△ 20.3
運輸・通信業	225,019	△ 1.7	168,917	△ 24.9	171,587	1.6
電気・ガス・水道	8,306	6.8	20,901	151.6	71,319	241.2
サービス業	775,297	2.1	729,259	△ 5.9	695,396	△ 4.6
その他	1,069	△ 31.6	1,075	0.6	1,451	35.0
合 計	4,509,252	0.7	3,848,621	△ 14.7	4,014,043	4.3
歳 出 還 付	103,320	9.4	124,596	20.6	73,843	△ 40.7

## (12) 法人税割月別申告率

(単位：%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
29年度	30.2	39.6	61.1	48.6	50.0	48.6	48.9	70.9	71.0	64.4	52.4	68.7	53.0
30年度	30.9	40.8	64.6	51.4	48.6	49.8	49.4	71.3	74.6	68.6	55.0	72.5	54.9
元年度	32.8	40.0	66.0	52.6	48.0	52.4	50.9	73.1	74.1	68.6	57.6	72.0	55.7
2年度	31.0	37.3	58.3	47.3	46.5	53.6	51.0	69.4	73.1	64.9	58.0	71.8	53.1
3年度	31.1	38.6	61.1	53.2	50.0	50.9	52.0	71.2	72.0	68.9	58.1	68.8	54.4



(13) 令和4年度法人数調

令和4年4月1日現在

法人区分	1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人	合計	
法人 市 民 税 納 期 月	1月	230	1	36	1	9	2	9		288	
	2月	821	8	134	6	7	1	2		979	
	3月	283	3	95	13	32	6	40	1	1	474
	4月	934	2	69	7	17	1	20	1	1	1,052
	5月	1,348	13	314	38	41	5	32		2	1,793
	6月	628	7	270	39	125	32	189	12	25	1,327
	7月	529	3	126	16	61	9	142	4	18	908
	8月	709	6	113	5	15		10			858
	9月	530	7	89	12	9	3	15	1	2	668
	10月	608	1	86	11	4	1	4			715
	11月	672	13	139	16	15		7		1	863
	12月	336	6	81	10	14	4	10	1	1	463
合計	7,628	70	1,552	174	349	64	480	20	51	10,388	
3年度同日現在	7,508	65	1,540	177	370	64	488	21	49	10,282	

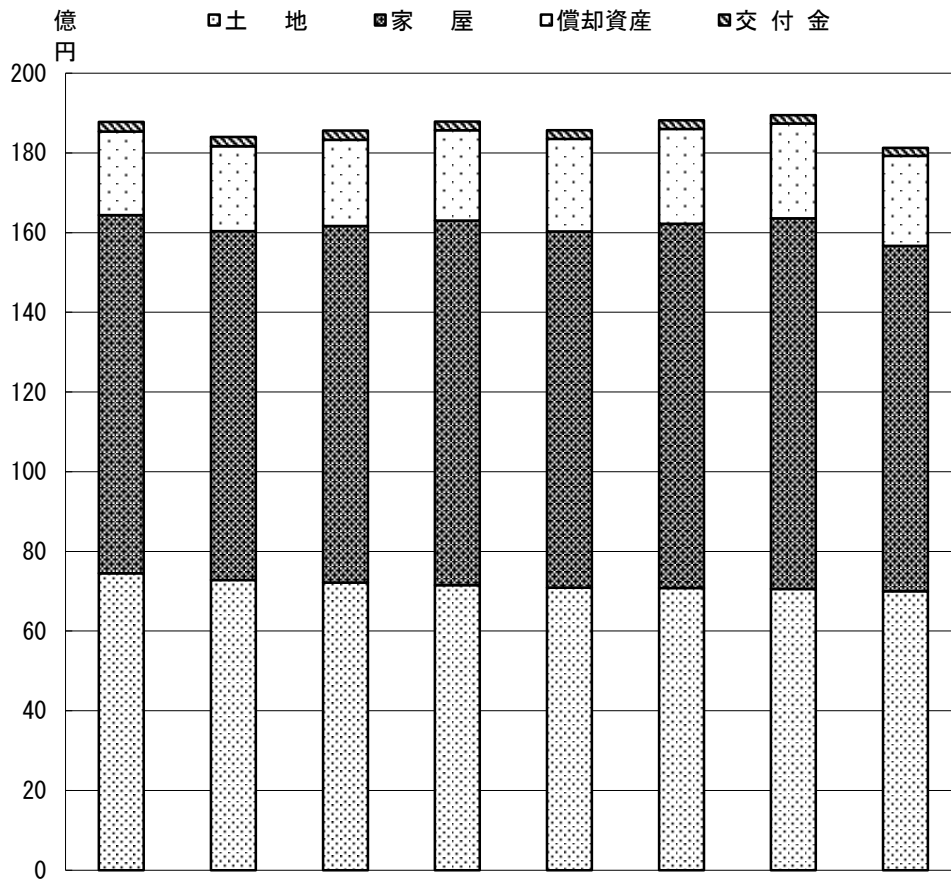
## 5. 固定資産税・都市計画税及び交付金

### (1) 固定資産税年度別調定額（現年課税分）

（単位：千円、％）

年 度 区 分	元			2			3			4（6月末）		
	納税義務者	調 定 額	対前年比	納税義務者	調 定 額	対前年比	納税義務者	調 定 額	対前年比	納税義務者	調 定 額	対前年比
土 地	79,292	7,081,395	99.9	79,537	7,055,158	99.6	80,038	7,003,508	99.3	80,486	7,004,299	100.0
家 屋	80,551	9,137,539	102.2	80,908	9,303,161	101.8	81,034	8,670,731	93.2	82,012	9,353,381	107.9
償却資産	3,405	2,375,730	102.5	3,509	2,378,897	100.1	3,163	2,258,005	94.9	3,661	2,478,057	109.7
小 計	103,990	18,595,665	101.4	104,132	18,737,216	100.8	104,416	17,932,244	95.7	105,175	18,835,737	105.0
交 付 金	9	220,067	101.9	9	209,268	95.1	9	203,102	97.1	9	197,879	97.4
合 計	103,999	18,815,732	101.4	104,141	18,946,484	100.7	104,425	18,135,346	95.7	105,184	19,033,616	105.0

(2) 固定資産税年度別調定額の推移



(単位：億円)

年 度	26	27	28	29	30	元	2	3	4 (6月末)
土 地	74.5	72.8	72.2	71.5	70.9	70.8	70.6	70.0	70.0
家 屋	89.9	87.6	89.5	91.5	89.4	91.4	93.0	86.7	93.5
償却資産	21.0	21.3	21.6	22.7	23.2	23.8	23.8	22.6	24.8
交 付 金	2.4	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.1	2.0	2.0
合 計	187.9	184.1	185.5	188.0	185.6	188.2	189.5	181.4	190.3

(3) 都市計画税年度別調定額（現年課税分）

（単位：人、千円、％）

年 度 区 分	元			2			3			4(6月末)		
	納税義務者	調 定 額	対前年比	納税義務者	調 定 額	対前年比	納税義務者	調 定 額	対前年比	納税義務者	調 定 額	対前年比
土 地	62,537	1,618,889	100.4	62,812	1,613,883	99.7	63,307	1,600,868	99.2	63,788	1,606,277	100.3
家 屋	61,451	1,650,976	102.1	61,814	1,680,924	101.8	61,983	1,567,732	93.3	62,871	1,686,860	107.6
合 計	79,633	3,269,865	101.3	79,792	3,294,807	100.8	80,125	3,168,600	96.2	80,647	3,293,137	103.9

(4) 令和4年度償却資産の概要

（単位：千円）

種 別	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳		
			法第349条の3又は 法附則第15条	左記以外のもの	
市 長 決 定	構 築 物	32,665,435	32,319,431	221,918	32,097,513
	機械及び装置	74,546,818	70,495,963	2,102,921	68,393,042
	船舶、車両及び運搬具	1,367,733	1,367,733	0	1,367,733
	航 空 機	3,588	3,588	0	3,588
	工具、器具及び備品	28,153,924	28,030,377	3,464	28,026,913
	小 計	136,737,498	132,217,092	2,328,303	129,888,789
配 分	総 務 大 臣	42,177,509	41,869,963		
	県 知 事	3,468,125	2,833,030		
合 計		182,383,132	176,920,085		

(5) 償却資産の累年比較

(単位：千円)

年 度	区 分	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				法第349条の3又は 法附則第15条	左記以外のもの
平成30年度	市長決定分	123,659,685	121,248,043	2,746,285	118,501,758
	総務大臣配分	42,008,667	41,653,814		
	知事配分	3,938,130	2,748,843		
	計	169,606,482	165,650,700		
令和元年度	市長決定分	129,423,678	125,878,109	2,910,295	122,967,814
	総務大臣配分	41,417,259	41,083,653		
	知事配分	4,052,536	2,857,120		
	計	174,893,473	169,818,882		
令和2年度	市長決定分	130,351,631	126,093,553	2,441,810	123,651,743
	総務大臣配分	40,681,233	40,411,963		
	知事配分	3,800,802	2,725,054		
	計	174,833,666	169,230,570		
令和3年度	市長決定分	125,689,801	116,983,508	6,922,221	110,061,287
	総務大臣配分	41,744,304	41,375,399		
	知事配分	1,402,469	1,172,188		
	計	168,836,574	159,531,095		
令和4年度	市長決定分	136,737,498	132,217,092	2,328,303	129,888,789
	総務大臣配分	42,177,509	41,869,963		
	知事配分	3,468,125	2,833,030		
	計	182,383,132	176,920,085		

## (6) 土地・家屋評価額等調

### ア 土 地

区 分 \ 年 度	30			元			筆 数
	筆 数	地 積	評 価 額	筆 数	地 積	評 価 額	
田	82,517	76,810,691	40,812,579	81,751	76,537,339	40,818,372	80,876
畑	42,317	8,310,389	17,349,450	41,815	8,191,229	17,292,893	41,344
宅 地	273,749	44,193,543	1,107,773,396	274,137	44,316,495	1,105,681,367	274,524
池 沼	102	26,446	665	102	26,446	665	102
山 林	144,825	139,913,996	1,901,381	145,345	139,935,680	1,902,230	145,852
牧 場	0	0	0	0	0	0	0
原 野	2,813	845,614	19,347	2,808	845,003	19,325	2,806
雑 種 地	16,431	5,281,163	23,295,710	16,964	5,518,451	23,979,908	17,336
計	562,754	275,381,842	1,191,152,528	562,922	275,370,643	1,189,694,760	562,840

### イ 家 屋

区 分 \ 年 度	30			元			棟 数	
	棟 数	床面積	評 価 額	棟 数	床面積	評 価 額		
木 造	専用住宅	78,778	9,152,083	195,392,904	78,932	9,195,446	201,718,503	79,160
	併用住宅	4,334	549,395	7,576,536	4,268	533,149	7,697,620	4,207
	その他	25,857	1,963,221	17,089,066	25,789	1,962,856	17,960,270	25,621
	小 計	108,969	11,664,699	220,058,506	108,989	11,691,451	227,376,393	108,988
非 木 造	住 宅 アパート	21,125	4,250,717	191,072,222	21,143	4,258,876	192,798,667	21,139
	その他	22,246	6,531,724	244,380,405	22,200	6,557,055	251,029,501	22,120
	小 計	43,371	10,782,441	435,452,627	43,343	10,815,931	443,828,168	43,259
計	152,340	22,447,140	655,511,133	152,332	22,507,382	671,204,561	152,247	

(単位：筆、㎡、千円)

2		3			4		
地積	評価額	筆数	地積	評価額	筆数	地積	評価額
76,202,499	38,686,046	79,559	75,827,303	37,464,448	78,159	75,330,061	35,652,011
8,119,806	16,697,704	40,296	7,919,784	16,167,714	37,845	7,431,885	15,417,834
44,509,180	1,103,187,911	275,604	44,706,062	1,111,168,449	276,570	44,855,390	1,111,019,051
26,446	665	100	25,958	653	99	25,932	652
140,005,022	1,901,574	147,417	140,318,070	1,906,512	150,666	141,128,839	1,912,525
0	0	0	0	0	0	0	0
839,171	19,237	2,888	855,786	19,553	2,912	853,040	19,547
5,580,013	23,802,142	17,689	5,663,129	23,896,728	17,810	5,690,341	23,767,938
275,282,137	1,184,295,279	563,553	275,316,092	1,190,624,057	564,061	275,315,488	1,187,789,558

(単位：棟、㎡、千円)

2		3			4		
床面積	評価額	棟数	床面積	評価額	棟数	床面積	評価額
9,248,866	209,352,874	79,463	9,304,647	202,646,927	79,749	9,356,221	209,975,503
536,869	7,802,878	4,163	533,963	7,566,452	4,114	530,175	7,787,624
1,949,268	18,903,196	25,475	1,950,293	18,814,900	25,361	1,952,323	19,825,031
11,735,003	236,058,948	109,101	11,788,903	229,028,279	109,224	11,838,719	237,588,158
4,255,952	193,865,839	21,136	4,247,482	190,387,340	21,145	4,267,155	193,566,142
6,551,251	252,688,779	22,050	6,521,600	244,482,904	22,015	6,549,820	255,322,086
10,807,203	446,554,618	43,186	10,769,082	434,870,244	43,160	10,816,975	448,888,228
22,542,206	682,613,566	152,287	22,557,985	663,898,523	152,384	22,655,694	686,476,386

(7) 令和4年度 宅地に関する調（免税点以上）

区 分	納税義務者数	地 積	対前年比	構 成 比
商 業 地 区	7,279	4,999,699	100.1	11.2
住 宅 地 区	57,796	20,542,863	100.6	46.1
工 業 地 区	3,213	5,217,845	100.3	11.7
村 落 地 区	16,052	13,638,336	100.0	30.6
農業用施設に供する宅地	262	148,373	100.0	0.3
合 計	84,602	44,547,116	100.3	100.0

※ 表示単位未満四捨五入により算定のため、合計で記入してある値と各項目の計は必ずしも一致しない。

(8) 令和4年度 家屋の種類別状況調

区 分	棟 数	床 面 積	対前年比	構 成 比	
木 造	専用住宅	79,749	9,356,221	100.6	79.0
	共同住宅	1,367	314,889	102.2	2.7
	併用住宅	4,114	530,175	99.3	4.5
	工場・倉庫	3,109	369,839	99.7	3.1
	土 蔵	3,587	252,223	99.4	2.1
	附属家	15,299	815,489	99.2	6.9
	そ の 他	1,999	199,883	102.0	1.6
	小 計	109,224	11,838,719	100.4	100.0
非 木 造	事務所・店舗・百貨店・銀行	4,184	2,288,327	100.1	21.2
	住宅・アパート	21,145	4,267,155	100.5	39.4
	ホテル・病院・劇場等	376	434,578	99.1	4.0
	工場・倉庫・市場	6,405	2,909,815	100.8	26.9
	そ の 他	11,050	917,100	100.7	8.5
	小 計	43,160	10,816,975	100.4	100.0
計	152,384	22,655,694	100.4		

※ 表示単位未満四捨五入により算定のため、合計で記入してある値と各項目の計は必ずしも一致しない。



(単位：人、㎡、千円、%)

評価額	対前年比	構成比	課税標準額	対前年比	構成比
230,285,122	99.9	20.8	132,017,096	99.9	28.8
678,465,660	100.2	61.2	226,046,734	100.6	49.2
85,261,479	100.2	7.7	51,767,791	100.1	11.3
114,135,354	98.8	10.3	49,002,445	99.1	10.7
582,468	99.9	0.1	350,798	104.1	0.1
1,108,730,083	100.0	100.1	459,184,864	100.2	100.0

(単位：棟、㎡、千円、%、円)

評価額	対前年比	構成比	平均価格	摘要
209,975,503	103.6	88.4	22,442	
9,814,241	106.6	4.1	31,167	
7,787,624	102.9	3.3	14,689	
1,685,753	105.3	0.7	4,558	
284,229	99.3	0.1	1,127	
3,313,670	100.6	1.4	4,063	
4,727,138	106.8	2.0	23,650	
237,588,158	103.7	100.0	20,069	
128,083,125	104.4	28.5	55,972	
193,566,142	101.7	43.1	45,362	
30,448,744	99.7	6.8	70,065	
71,438,684	105.8	15.9	24,551	
25,351,533	106.7	5.6	27,643	
448,888,228	103.2	100.0	41,498	
686,476,386	103.4		30,300	

## (9) 家屋の新・増築状況調

## ア 木造家屋

(単位：㎡、千円、%、円)

年度	種 類	棟 数	床 面 積	評 価 額	対前年比	平均価格
29	専 用 住 宅	1,032	130,248	7,817,638	102.7	60,021
	併 用 住 宅	8	1,332	75,734	42.3	56,857
	そ の 他	97	13,402	713,186	85.4	53,215
	計	1,137	144,982	8,606,558	99.7	59,363
30	専 用 住 宅	985	122,960	7,723,589	98.8	62,814
	併 用 住 宅	25	3,908	23,086	30.5	5,907
	そ の 他	109	17,044	1,155,564	162.0	67,799
	計	1,119	143,912	8,902,239	103.4	61,859
元	専 用 住 宅	878	109,285	6,901,050	89.4	63,147
	併 用 住 宅	18	2,779	166,348	720.6	59,859
	そ の 他	121	16,877	957,391	82.9	56,728
	計	1,017	128,941	8,024,789	90.1	62,236
2	専 用 住 宅	1,074	132,132	8,331,529	120.7	63,055
	併 用 住 宅	15	2,396	147,168	88.5	61,422
	そ の 他	139	19,026	1,037,395	108.4	54,525
	計	1,228	153,554	9,516,092	118.6	61,972
3	専 用 住 宅	992	119,395	7,986,354	95.9	66,890
	併 用 住 宅	18	3,035	190,768	129.6	62,856
	そ の 他	124	21,138	1,247,552	120.3	59,019
	計	1,134	143,568	9,424,674	99.0	65,646
4	専 用 住 宅	974	119,087	7,967,491	99.8	66,905
	併 用 住 宅	19	3,206	202,321	106.1	63,107
	そ の 他	126	20,246	1,145,440	91.8	56,576
	計	1,119	142,539	9,315,252	98.8	65,352

イ 非 木 造 家 屋

(単位：㎡、千円、%、円)

年度	種 類	棟 数	床 面 積	評 価 額	対前年比	平均価格
29	住宅・アパート	177	32,122	2,816,597	133.4	87,684
	そ の 他	124	61,443	4,714,829	153.9	76,735
	計	301	93,565	7,531,426	145.5	80,494
30	住宅・アパート	116	24,084	2,100,736	74.6	87,225
	そ の 他	112	55,753	4,394,851	93.2	78,827
	計	228	79,837	6,495,587	86.2	81,361
元	住宅・アパート	105	24,226	2,044,580	97.3	84,396
	そ の 他	137	71,557	6,982,448	158.9	97,579
	計	242	95,783	9,027,028	139.0	94,245
2	住宅・アパート	100	21,390	1,759,443	86.1	82,255
	そ の 他	112	38,233	3,374,590	48.3	88,264
	計	212	59,623	5,134,033	56.9	86,108
3	住宅・アパート	116	18,249	1,741,578	99.0	95,434
	そ の 他	83	24,665	2,353,114	69.7	95,403
	計	199	42,914	4,094,692	79.8	95,416
4	住宅・アパート	197	33,332	3,536,241	203.0	106,091
	そ の 他	174	62,832	6,862,678	291.6	109,223
	計	371	96,164	10,398,919	254.0	108,137

(10) 新築住宅に対する軽減税額調

(単位：千円)

区分 年度	地方税法附則第15条の6				地方税法附則第15条の7				計	
	新築住宅		新築住宅 (中高層耐火建築物)		認定長期優良住宅		認定長期優良住宅 (中高層耐火建築物)			
	件 数	軽減税額	件 数	軽減税額	件 数	軽減税額	件 数	軽減税額	件 数	軽減税額
29	3,334	140,579	478	21,261	975	49,413	8	410	4,795	211,663
30	3,239	132,967	539	24,049	974	47,273	9	490	4,761	204,779
元	3,214	135,666	645	26,901	942	47,051	6	348	4,807	209,966
2	3,298	142,348	710	28,993	910	46,798	5	312	4,923	218,451
3	3,191	135,765	682	27,915	869	43,771	4	235	4,746	207,686
4	3,227	144,653	754	31,209	878	46,369	5	418	4,864	222,649

## (11) 固定資産課税台帳縦覧・閲覧状況調

区 分 \ 年 度	29	30	元	2	3	4
縦覧件数	38	46	29	20	52	65
閲覧件数	658	667	646	406	567	549
計	696	713	675	426	619	614

## (12) 固定資産評価審査委員会

## ア 委 員

職 名	氏 名	就任年月日	任期満了年月日	職 業
委 員	増 田 健 治	H 18. 10. 1	R 6. 9. 30	土地家屋調査士
委 員	勝 田 輝	H 22. 12. 22	R 4. 12. 21	弁 護 士
委 員	田 中 昭 美	H 30. 4. 1	R 6. 3. 31	税 理 士

イ 書 記 4名（市民税課職員兼任）

## ウ 審査状況

年 度	28	29	30	元	2	3
申出件数	0	0	2	0	0	0

## (13) 令和3年度土地・家屋異動件数調

## ア 土 地

異動事由	所有権移転	表示変更	分筆登記	地目変更	合筆登記	その他	計
件 数	5,942	1,506	522	690	107	193	8,960
筆 数	18,256	2,576	1,461	1,529	150	300	24,272

## イ 家 屋

異動事由	所有権移転	表示変更	新築表示	滅 失	その他	計
件 数	4,557	1,410	161	764	0	6,892

## (14) 国有資産等所在市交付金調

(単位：人、千円、%)

区 分 \ 年 度	29	30	元	2	3	4	
交付金	納付者数	9	9	9	9	9	
	金 額	219,460	215,899	220,066	209,268	203,102	197,879
	対前年比	95.3	98.4	101.9	95.1	97.1	97.4

## 6. 軽自動車税

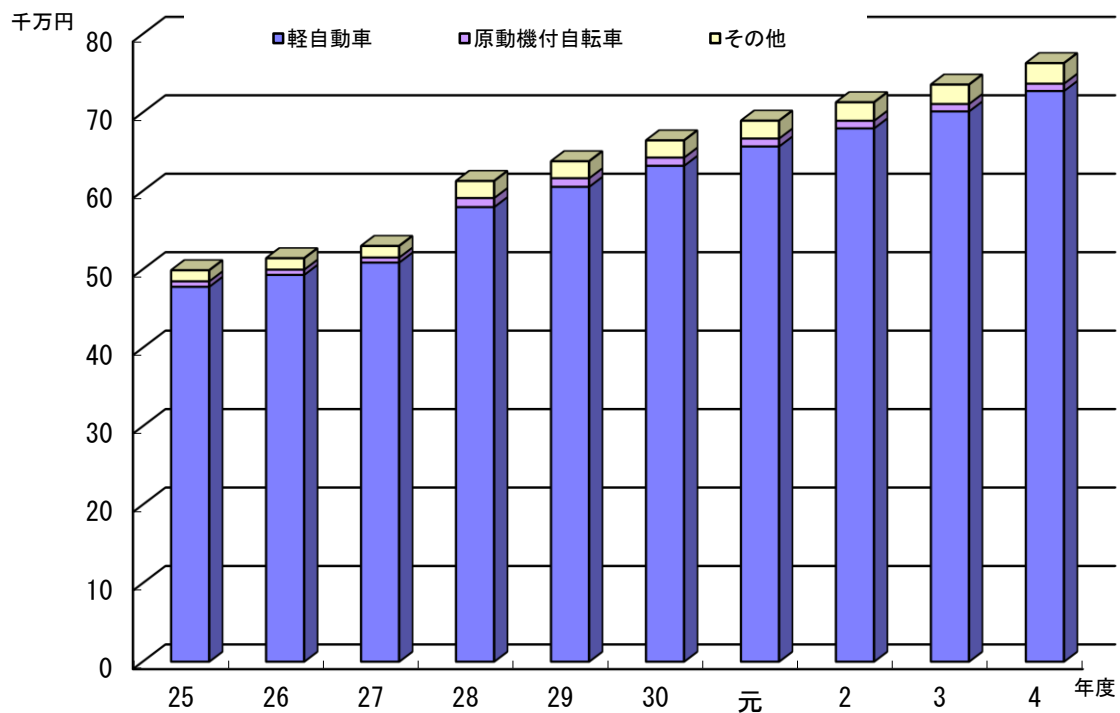
### (1) 軽自動車税年度別調定額（現年課税分）

（単位：台、千円、％）

区 分	年 度	元			2			3			4（7/1 現在）		
		台 数	調定額	対前年比	台 数	調定額	対前年比	台 数	調定額	対前年比	台 数	調定額	対前年比
原動機付 自転車	50cc以下	3,676	7,352	94.1	3,418	6,836	93.0	3,212	6,424	94.0	3,061	6,122	95.3
	90cc以下	277	554	97.5	278	556	100.4	277	554	99.6	278	556	100.4
	125cc以下	752	1,805	107.6	811	1,946	107.8	879	2,110	108.4	960	2,304	109.2
	ミニカー	111	411	94.9	107	396	96.4	107	396	100.0	103	381	96.2
軽自動車	二輪	1,790	6,444	102.5	1,801	6,484	100.6	1,885	6,786	104.7	1,970	7,092	104.5
	三輪	2	9	100.0	2	9	100.0	2	9	100.0	2	9	100.0
	四輪乗用	62,281	558,328	104.4	62,777	580,305	103.9	63,037	600,844	103.5	63,131	624,879	104.0
	四輪貨物	18,895	92,025	101.2	18,836	93,062	101.1	18,782	93,856	100.9	18,903	95,508	101.8
小型特殊 自動車	農耕 農作業	755	1,510	100.9	799	1,598	105.8	901	1,802	112.8	950	1,900	105.4
	フォーク リフト	1,384	8,166	109.4	1,452	8,567	104.9	1,517	8,950	104.5	1,631	9,623	107.5
	二輪小型自動車	2,173	13,038	101.0	2,227	13,362	102.5	2,320	13,920	104.2	2,439	14,634	105.1
合 計	92,096	689,642	103.8	92,508	713,121	103.4	92,919	735,651	103.2	93,428	763,008	103.7	

※ 現年課税分のうち過年度分を除く。

### (2) 軽自動車税年度別調定額の推移



# 7. 市たばこ税

## (1) 市たばこ税年度別調定額（現年課税分）

（単位：本、千円、％）

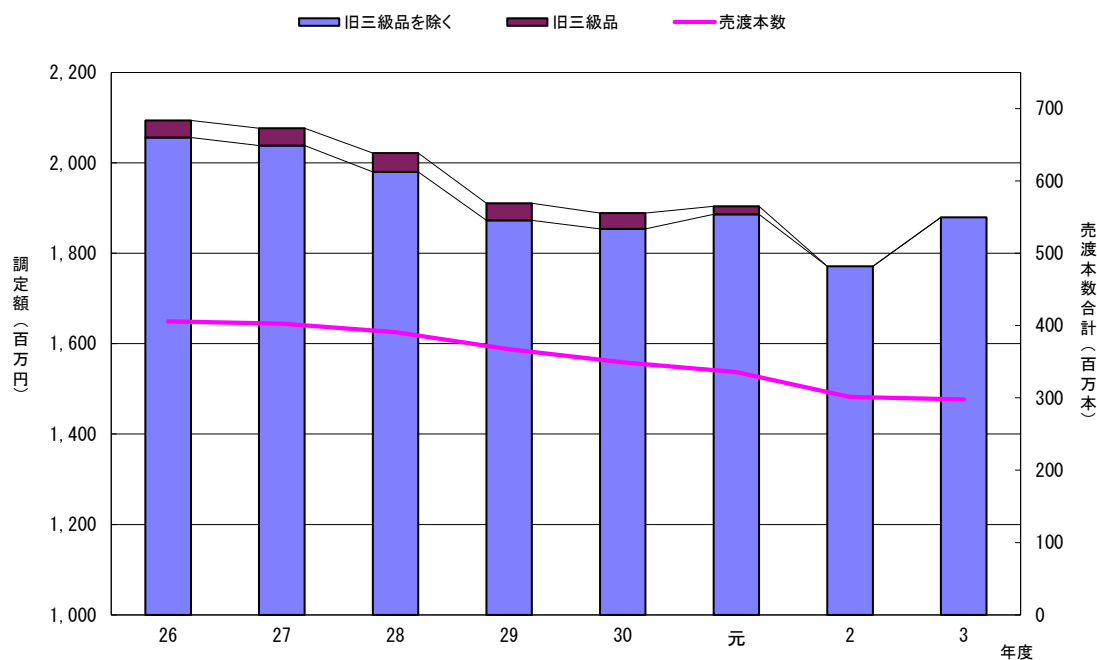
年度	旧3級品を除くたばこ		旧3級品のたばこ		合 計		対前年比	
	売渡本数	調定額	売渡本数	調定額	売渡本数	調定額	売渡本数	調定額
26	390,776,563	2,056,266	15,042,200	37,531	405,818,763	2,093,797	96.0	96.9
27	387,388,539	2,038,439	15,313,120	38,206	402,701,659	2,076,645	99.2	99.2
28	376,269,895	1,979,932	14,494,260	41,589 (手持品課税分) ※1 241	390,764,155 0	2,021,521 241	97.0	97.4
29	355,948,788	1,873,003	11,380,220	37,599 (手持品課税分) ※1 165	367,329,008	1,910,602 165	94.0	94.5
30	340,550,731 (手持品課税分) ※2 7,978	1,846,154	8,805,280	34,543 (手持品課税分) ※1 227	349,356,011	1,880,697 8,205	95.1	98.9
元	331,396,640	1,886,310	4,352,640	17,358 (手持品課税分) ※1 238	335,749,280	1,903,668 238	96.1	100.8
2	301,448,817 (手持品課税分) ※2 6,521	1,764,634			301,448,817	1,764,634 6,521	89.8	93.0
3	297,875,201 (手持品課税分) ※2 7,023	1,872,355			297,875,201	1,872,355 7,023	98.8	106.1

(注)令和元年10月1日から旧3級品たばこの税額が旧3級品以外のたばこの税額に統一されたため、以降は全て旧3級品を除くたばこで集計しています

※1 平成27年度税率改正に伴い、小売業者が各年の4月1日及び令和元年10月1日時点で販売用に5,000本以上の旧3級品たばこを所有している場合に課税引上げ額 … 平成28・29年の旧3級品：本数×0.43円 平成30年の旧3級品：本数×0.645円 令和元年の旧3級品：本数×1.692円

※2 平成30年度税率改正に伴い、小売業者が平成30年10月1日時点で販売用に20,000本以上の旧3級品以外のたばこを所有している場合及び令和2年10月1日時点で販売用に20,000本以上のたばこを所有している場合及び令和3年10月1日時点で販売用に20,000本以上のたばこを所有している場合に課税引上げ額 … 平成30年の旧3級品以外：本数×0.43円 令和2年：本数×0.43円 令和3年：本数×0.43円

## (2) 市たばこ税年度別調定額の推移



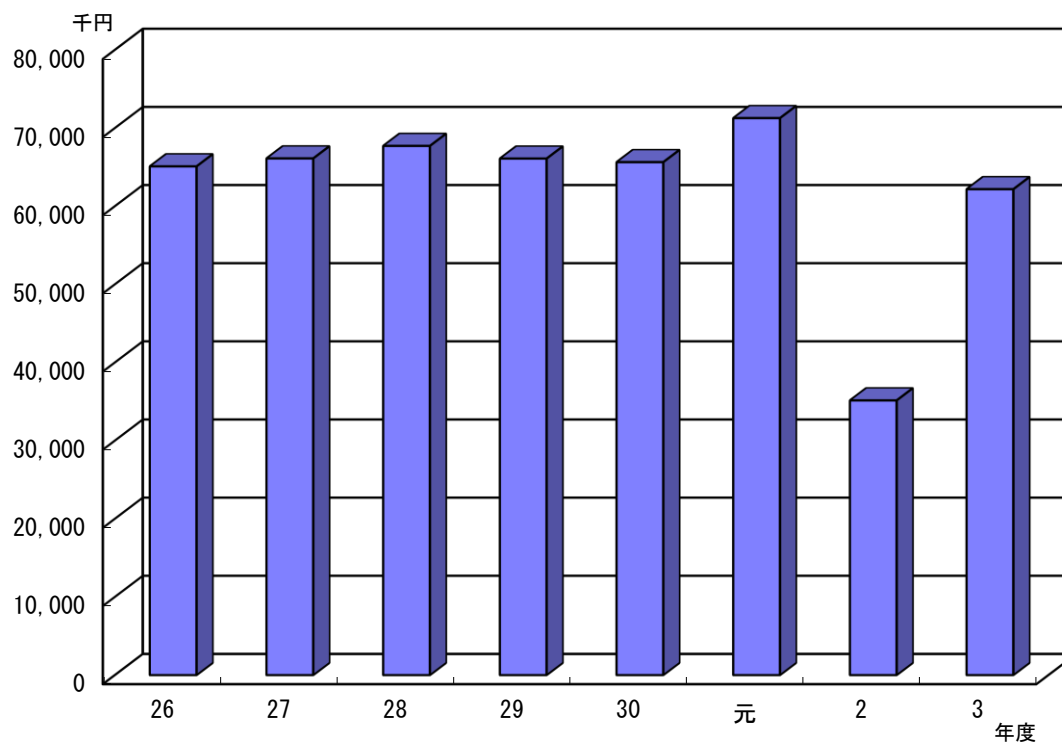
## 8. 入湯税

### (1) 入湯税年度別調定額（現年課税分）

（単位：人、千円、％）

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30	元	2	3
特別徴収義務者数	17	16	16	17	17	18	18	16
入湯者数	650,970	661,126	677,146	660,931	656,356	712,726	351,481	424,710
調定額	65,097	66,113	67,715	66,093	65,636	71,273	35,148	62,177
対前年比	101.5	101.6	102.4	97.6	99.3	108.6	49.3	176.9

### (2) 入湯税年度別調定額の推移



## 9. 特別土地保有税

### (1) 特別土地保有税年度別調定額（現年課税分）

（単位：人、千円、％）

区 分		年 度							
		8	9	10	11	12	13	14	15～
納税義務者	取得分	11	6	5	1	3	8	7	新 規 課 税 停 止
	保有分	66	53	47	47	44	39	32	
調定額	取得分	9,946	42,795	113	53	1,033	1,230	915	
	保有分	45,804	113,373	39,285	39,242	40,230	34,016	26,652	
	計	55,750	156,168	39,398	39,295	41,263	35,246	27,567	
対前年比	取得分	6,177.6	430.3	0.3	46.9	1,949.1	119.1	74.4	
	保有分	111.1	247.5	34.7	99.9	102.5	84.6	78.4	
	計	134.7	280.1	25.2	99.7	105.0	85.4	78.2	



## 10. 市税外歳入に関する調

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	29	30	元	2	3
県税徴収交付金	429,533	438,921	440,297	442,034	449,678
督促手数料	5,087	4,920	4,982	4,283	3,701
延滞金	255,786	331,214	452,122	401,480	360,486
税証明手数料	22,315	20,888	17,855	16,631	15,092

※ 督促手数料、延滞金については、国民健康保険税分も含む。

## 11. 証明・閲覧状況

### ア. 件数（令和3年度）

(単位：件)

所得証明	納税証明	継続検査用 納税証明	資産証明	車庫証明用 土地証明
30,095	7,371	3,415	4,647	888
価格通知	住宅用家屋証明	その他の証明	閲覧	
5,479	1,145	3,385	3,010	

### イ. 手数料（令和3年度）

(単位：円)

所得証明	納税証明	資産証明	車庫証明用 土地証明	住宅用 家屋証明	閲覧
1枚につき 300	1枚につき 300	1枚につき 300	1枚につき 300	1件につき 1,300	公簿は1冊、 公文書及び公図 は1件につき 200



---

# 納 稅

---

# 1. 納 税 組 合

## (1) 種類別納税組合数調

年 度	29	30	元	2	3
地 域 組 合	384	380	375	366	361
職 域 組 合	4	4	4	4	4
計	388	384	379	370	365

## (2) 組合員数別納税組合数調

年 度	29	30	元	2	3
10人未満	8	8	11	10	15
10人以上～ 20人未満	62	66	68	77	83
20人以上～ 40人未満	160	160	153	146	140
40人以上～ 60人未満	70	66	64	57	55
60人以上～ 80人未満	35	33	37	41	42
80人以上～100人未満	23	24	22	16	14
100人以上	30	27	24	23	16
計	388	384	379	370	365

## (3) 税目別組合員数調

(単位：人、%)

年 度		税 目	市・県民税	固定資産税・ 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税	納税組合加入率
27	納税義務者		50,089	102,906	67,859	33,278	10.3
	組合加入者		4,725	11,233	6,537	3,596	
28	納税義務者		45,218	103,243	68,316	32,313	9.9
	組合加入者		4,363	10,623	6,332	3,345	
29	納税義務者		42,601	103,675	68,382	31,044	9.5
	組合加入者		3,938	10,159	6,064	3,151	
30	納税義務者		41,381	103,762	68,274	30,340	9.2
	組合加入者		3,747	9,787	5,920	2,941	
元	納税義務者		39,546	103,990	68,538	29,447	8.8
	組合加入者		3,410	9,348	5,683	2,796	
2	納税義務者		38,744	104,131	68,522	28,197	8.5
	組合加入者		3,206	8,921	5,487	2,635	
3	納税義務者		38,423	104,416	68,542	28,070	8.0
	組合加入者		3,022	8,341	5,302	2,484	

(4) 納税組合数および組合員数調

年度 区分	29	30	元	2	3
組合数	388	384	379	370	365
組合員数	17,209	16,672	15,974	15,121	14,032

(5) 納税奨励金交付状況調

(単位：千円)

年 度		29	30	元	2	3
納税奨励金の交付額		17,622	16,364	15,276	15,090	14,073
交付内 訳	市・県民税	2,555	2,418	2,181	2,124	2,012
	固定資産税・ 都市計画税	10,548	9,884	9,323	9,305	8,588
	軽自動車税	458	451	444	445	434
	国民健康保険税	4,058	3,608	3,326	3,214	3,036
1組合当り交付額		45	43	40	41	39

(6) 納税組合年度別・税目別取扱額調

(単位：千円)

年度	税 目	調 定 額 A	納税組合 調定額 B	総収入額 C	納税組合納期 限内納付額 D	納税組合 調定比 B/A	納付額 調定比 D/A	納付率 D/B	納付額 収入比 D/C
30	市・県民税(普通徴収)	5,335,251	650,064	5,220,884	633,495	12.2	11.9	97.5	12.1
	固定資産税・都市計画税	21,571,832	2,382,321	21,371,814	2,325,342	11.0	10.8	97.6	10.9
	軽自動車税	664,681	51,670	651,373	50,169	7.8	7.5	97.1	7.7
	国民健康保険税	4,969,922	569,717	4,625,896	550,140	11.5	11.1	96.6	11.9
	計	32,541,686	3,653,772	31,869,967	3,559,146	11.2	10.9	97.4	11.2
元	市・県民税(普通徴収)	5,154,766	622,208	5,056,184	609,175	12.1	11.8	97.9	12.0
	固定資産税・都市計画税	21,865,530	2,288,655	21,671,374	2,237,929	10.5	10.2	97.8	10.3
	軽自動車税	689,821	51,426	678,598	49,990	7.5	7.2	97.2	7.4
	国民健康保険税	4,850,984	547,112	4,552,539	529,326	11.3	10.9	96.7	11.6
	計	32,561,101	3,509,401	31,958,695	3,426,420	10.8	10.5	97.6	10.7
2	市・県民税(普通徴収)	5,204,009	559,472	5,100,008	548,679	10.8	10.5	98.1	10.8
	固定資産税・都市計画税	22,032,024	2,186,060	21,716,616	2,139,377	9.9	9.7	97.9	9.9
	軽自動車税	713,284	51,012	705,621	49,296	7.2	6.9	96.6	7.0
	国民健康保険税	4,765,696	508,032	4,524,816	495,256	10.7	10.4	97.5	10.9
	計	32,715,013	3,304,576	32,047,061	3,232,608	10.1	9.9	97.8	10.1
3	市・県民税(普通徴収)	7,616,673	522,508	7,584,321	512,076	6.9	6.7	98.0	6.8
	固定資産税・都市計画税	21,100,844	1,968,746	21,003,180	1,933,433	9.3	9.2	98.2	9.2
	軽自動車税	735,692	50,693	728,031	49,219	6.9	6.7	97.1	6.8
	国民健康保険税	4,729,296	488,934	4,553,799	476,087	10.3	10.1	97.4	10.5
	計	34,182,505	3,030,881	33,869,331	2,970,815	8.9	8.7	98.0	8.8

## 2. 令和3年度口座振替取扱および加入状況調

(単位：人、千円、%)

区 分 税 目	納税義務者	口座振替 加入者数	加入率	調 定 額	口座振替 調定額	口座振替 納期内納付額	口座振替 取扱比	振替率
	A	B	B/A	C	D	E	D/C	E/D
市・県民税 (普通徴収)	38,423	12,292	32.0	7,616,673	2,180,920	2,171,105	28.6	99.5
固定資産税・ 都市計画税	104,416	54,852	52.5	21,100,844	10,900,090	10,874,771	51.7	99.8
軽自動車税	68,542	11,267	16.4	735,692	113,005	112,798	15.4	99.8
国民健康保険税	28,070	12,610	44.9	4,729,296	2,192,933	2,175,254	46.4	99.2
計	239,451	91,021	38.0	34,182,505	15,386,948	15,333,928	45.0	99.7

## 3. 滞納処分状況等調

(単位：件、千円)

令和3年度 差押および解除状況								
区 分 種 別	前年度繰越分		本年度差押分		本年度差押終了分			
	件 数	税 額	件 数	税 額	公 売		徴収・その他	
					件 数	税 額	件 数	税 額
不 動 産	582	943,026	80	39,101	32	12,540	218	229,313
動 産	1	54,286	8	49,070	1	16,233	7	872
債 権	867	554,565	2,603	954,347	0	0	2,807	1,101,703
計	1,450	1,551,877	2,691	1,042,518	33	28,773	3,032	1,331,888

## 4. 市税督促状況調

(単位：千円)

年度		税目	市・県民税 (普通徴収)	固定資産税・ 都市計画税	軽自動車税	合計
29	調定		5,415,814	21,845,974	638,050	27,899,838
	督促		777,620	1,340,527	86,665	2,204,812
	割合		14.4	6.1	13.6	7.9
30	調定		5,335,251	21,571,832	664,681	27,571,764
	督促		671,339	1,102,100	75,552	1,848,991
	割合		12.6	5.1	11.4	6.7
元	調定		5,154,766	21,865,530	689,821	27,710,117
	督促		672,104	1,058,778	72,445	1,803,327
	割合		13.0	4.8	10.5	6.5
2	調定		5,204,009	22,032,024	713,284	27,949,317
	督促		558,007	1,014,181	59,107	1,631,295
	割合		10.7	4.6	8.3	5.8
3	調定		7,616,673	21,100,844	735,692	29,453,209
	督促		593,153	886,231	65,416	1,544,800
	割合		7.8	4.2	8.9	5.2

## 5. 欠損処分額調

(単位：件、円)

年度	29		30		元		2		3	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税	1,304	61,760,544	1,075	55,844,835	1,000	45,981,630	1,007	51,612,843	821	39,478,290
個人	1,202	53,985,366	971	48,060,407	928	40,692,611	947	47,988,958	790	36,454,805
法人	102	7,775,178	104	7,784,428	72	5,289,019	60	3,623,885	31	3,023,485
固定資産税	1,010	213,357,971	982	123,592,494	496	36,956,302	663	58,219,082	571	49,360,652
軽自動車税	658	3,883,167	637	3,489,565	492	2,846,629	524	3,696,071	493	3,908,023
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市計画税	1,010	37,603,040	982	21,773,676	496	6,502,662	663	10,241,754	571	8,722,983
合計	3,982	316,604,722	3,676	204,700,570	2,484	92,287,223	2,857	123,769,750	2,456	101,469,948

## 6. 指定金融機関および収納代理金融機関一覧表

令和4年6月30日現在

区 分	機 関 名	店 数		本店又は代表機関の所在地・電話番号	
		市内	市外		
指 定	福井銀行	28	68	福井市順化1丁目1-1	24-2030
収納代理	みずほ銀行	1	453	福井市大手3丁目5-1	22-3500
〃	三井住友銀行	1	454	福井市大手3丁目4-7	23-3102
〃	北陸銀行	8	148	福井市中央1丁目7-15	24-5555
〃	北國銀行	1	103	福井市順化1丁目2-1	22-8461
〃	三井住友信託銀行	1		福井市中央1丁目7-1	25-0651
〃	福邦銀行	13	25	福井市順化1丁目6-9	21-2500
〃	福井信用金庫	17	25	福井市田原2丁目3-1	22-5400
〃	越前信用金庫	3	9	大野市日吉町2-19	0779-66-1313
〃	横浜幸銀信用組合	1		福井市御幸4丁目10-25	24-1200
〃	イオ信用組合	1		福井市日之出2丁目10-15	22-8284
〃	北陸労働金庫	2	5	福井市宝永2丁目1-24	22-5678
〃	福井県農業協同組合	12	41	福井市大手3丁目2-18	50-7600
〃	東日本信用漁業協同組合連合会	1		福井市大手2丁目8-10	21-6080
〃	ゆうちょ銀行	1		福井市大手3丁目1-28	24-0120





---

そ の 他

---

# (付録第1) 最近の主な税制改正一覧

## 【平成 26 年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
個人市民税	公的年金からの特別徴収制度の見直し	年間の徴収税額の平準化を図るため、4・6・8月の年金支給の際に徴収される仮徴収税額を前年度の特別徴収税額（年税額）の2分の1に相当する額とする。	平成 29 年度分から	25
	金融所得課税の一体化	① 公社債等の譲渡所得等について、非課税の対象から除外する。 ② 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加える。 ③ 上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税と一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組する。	平成 29 年度分から	25
	給与所得控除の上限引下げ	① 給与等の収入金額 1,200 万円超 … 上限 230 万円 ② 給与等の収入金額 1,000 万円超 … 上限 220 万円	① 平成 29 年度分 ② 平成 30 年度分から	30
法人市民税	法人税割の税率の改正	地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人税割の税率を引き下げる。  14.7% → 12.1%	平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から	26
固定資産税	償却資産の一部について地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）が導入されたことに伴う特例措置の割合の規定	浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定された浸水防止計画に基づき取得した浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置を行う。  課税標準の特例措置の割合：3分の2	平成 27 年度分から	26
		自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器（ノンフロン製品）に係る課税標準の特例措置を行う。  課税標準の特例措置の割合：4分の3		
		水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液を処理するための施設に係る課税標準の特例措置を 2 年延長する。  課税標準の特例措置の割合：3分の1		
		大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設及び土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設に係る課税標準の特例措置を 2 年延長する。  課税標準の特例措置の割合：2分の1		
耐震改修が行われた既存建築物の減額措置	耐震改修促進法の改正（平成 25 年 11 月 25 日施行）に伴い、耐震診断が義務づけられた既存の大規模建築物について耐震改修を行ったとき、固定資産税を 2 分の 1 に減額する。	平成 27 年度分から	26	

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																																								
軽自動車税	原付及び二輪車に係る税率の改正	<p>税率を約1.5倍（最低税率2,000円）に引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>【現行】</th> <th>【改正後】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原付</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超 90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc超 125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪の小型自動車(250cc超)</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>二輪(125cc超 250cc以下)</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table>	車種		【現行】	【改正後】	原付	50cc以下	1,000円	2,000円	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円	ミニカー	2,500円	3,700円	二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円	軽自動車	二輪(125cc超 250cc以下)	2,400円	3,600円	平成27年度分から	26															
	車種		【現行】	【改正後】																																								
原付	50cc以下	1,000円	2,000円																																									
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円																																									
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円																																									
	ミニカー	2,500円	3,700円																																									
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円																																									
軽自動車	二輪(125cc超 250cc以下)	2,400円	3,600円																																									
四輪以上及び三輪の軽自動車並びに小型特殊自動車に係る税率の改正	<p>① 四輪以上及び三輪の軽自動車並びに小型特殊自動車の税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍、その他の区分の車両にあつては約1.25倍（最低税率2,000円）に引き上げる。</p> <p>② 最初の新規検査から13年を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車について、概ね20%の重課を導入する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">車種</th> <th>【現行】</th> <th>【改正後】 ①</th> <th>【重課】 ②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td>乗用 自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用 営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td colspan="2">農耕作業用のもの</td> <td>1,200円</td> <td>2,000円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td>4,700円</td> <td>5,900円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	車種			【現行】	【改正後】 ①	【重課】 ②	軽自動車	三輪		3,100円	3,900円	4,600円	四輪以上	乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円	乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,200円	2,000円	—	その他のもの		4,700円	5,900円	—	<p>① 平成27年度分から ※ 四輪以上及び三輪の軽自動車については、平成27年4月1日以後に新規取得される新車から</p> <p>② 平成28年度分から</p>	26
車種			【現行】	【改正後】 ①	【重課】 ②																																							
軽自動車	三輪		3,100円	3,900円	4,600円																																							
	四輪以上	乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																							
		乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																							
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																							
営業用		3,000円	3,800円	4,500円																																								
小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,200円	2,000円	—																																							
	その他のもの		4,700円	5,900円	—																																							

【平成27年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
個人市民税	住宅借入金等特別税額控除制度の延長	住宅ローン控除の適用期限を平成31年6月30日入居分までに延長する。	平成31年度分から	27
	ふるさと納税制度の見直し	<p>① 特例控除額の上限の引上げ 控除限度額を、所得割額の2割（現行：1割）に引上げ</p> <p>② ワンストップ特例制度の創設 確定申告が不要な給与所得者等について、控除を受けるための手続きを簡素化</p>	平成28年度分から （27年中に支出した寄附金から適用）	27
法人市民税	均等割の税率区分の基準見直し	<p>① 現行の基準である資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算する措置を講ずる。</p> <p>② 当該資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を均等割の税率区分の基準とする。</p>	平成27年4月1日以後に開始する事業年度から	27

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改年																		
軽自動車税	原付及び二輪車並びに小型特殊自動車に係る税率改正の延期	平成 27 年度分以後の年度分に適用することとされている原付及び二輪車並びに小型特殊自動車に係る税率について、適用開始を 1 年間延期する。	平成 28 年度分から	27																		
	グリーン化特例（軽課）の導入	<p>平成 27 年度に新規取得した「一定の環境性能を有する軽四輪等」について、その燃費性能に応じて平成 28 年度分の税率を軽減する。</p> <p>① 軽乗用車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象車</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、天然ガス自動車</td> <td>税率を概ね 75%軽減</td> </tr> <tr> <td>2020 年度燃費基準 +20%達成車</td> <td>税率を概ね 50%軽減</td> </tr> <tr> <td>2020 年度燃費基準 達成車</td> <td>税率を概ね 25%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 軽貨物車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象車</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、天然ガス自動車</td> <td>税率を概ね 75%軽減</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度燃費基準 +35%達成車</td> <td>税率を概ね 50%軽減</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度燃費基準 +15%達成車</td> <td>税率を概ね 25%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>※天然ガス自動車は、ポスト新長期規制から NOX10%低減した車 ※ガソリン車・ハイブリット車は、平成 17 年排出ガス基準 70%低減達成車（★★★★）に限る</p>	対象車	内容	電気自動車、天然ガス自動車	税率を概ね 75%軽減	2020 年度燃費基準 +20%達成車	税率を概ね 50%軽減	2020 年度燃費基準 達成車	税率を概ね 25%軽減	対象車	内容	電気自動車、天然ガス自動車	税率を概ね 75%軽減	平成 27 年度燃費基準 +35%達成車	税率を概ね 50%軽減	平成 27 年度燃費基準 +15%達成車	税率を概ね 25%軽減	平成 28 年度分	27		
対象車	内容																					
電気自動車、天然ガス自動車	税率を概ね 75%軽減																					
2020 年度燃費基準 +20%達成車	税率を概ね 50%軽減																					
2020 年度燃費基準 達成車	税率を概ね 25%軽減																					
対象車	内容																					
電気自動車、天然ガス自動車	税率を概ね 75%軽減																					
平成 27 年度燃費基準 +35%達成車	税率を概ね 50%軽減																					
平成 27 年度燃費基準 +15%達成車	税率を概ね 25%軽減																					
市たばこ税	旧 3 級品の製造たばこに係る税率の見直し	<p>旧 3 級品の製造たばこに係る特例税率を段階的に廃止する。</p> <p>&lt;旧 3 級品の税率の推移&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率 (1,000 本当たり)</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>2,495 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H28. 4. 1～</td> <td>2,925 円</td> <td>+430 円</td> </tr> <tr> <td>H29. 4. 1～</td> <td>3,355 円</td> <td>+430 円</td> </tr> <tr> <td>H30. 4. 1～</td> <td>4,000 円</td> <td>+645 円</td> </tr> <tr> <td>H31. 4. 1～</td> <td>5,262 円</td> <td>+1,262 円</td> </tr> </tbody> </table>		税率 (1,000 本当たり)	増 減	現 行	2,495 円	—	H28. 4. 1～	2,925 円	+430 円	H29. 4. 1～	3,355 円	+430 円	H30. 4. 1～	4,000 円	+645 円	H31. 4. 1～	5,262 円	+1,262 円	平成 28 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分から (小売販売業者等の手持 品課税を実施)	27
	税率 (1,000 本当たり)	増 減																				
現 行	2,495 円	—																				
H28. 4. 1～	2,925 円	+430 円																				
H29. 4. 1～	3,355 円	+430 円																				
H30. 4. 1～	4,000 円	+645 円																				
H31. 4. 1～	5,262 円	+1,262 円																				
その他	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）改正に伴う規定の整備	<p>下記文書に係る申告事項として、個人番号及び法人番号を加える。</p> <p>&lt;主な対象文書&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税 目</th> <th>文 書 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人市民税</td> <td>申告書・減免申請書</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>減免申請書等</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>減免申請書</td> </tr> <tr> <td>入 湯 税</td> <td>特別徴収義務者の経営申告書</td> </tr> </tbody> </table>	税 目	文 書 名	法人市民税	申告書・減免申請書	固定資産税	減免申請書等	軽自動車税	減免申請書	入 湯 税	特別徴収義務者の経営申告書	平成 28 年 1 月 1 日から	27								
税 目	文 書 名																					
法人市民税	申告書・減免申請書																					
固定資産税	減免申請書等																					
軽自動車税	減免申請書																					
入 湯 税	特別徴収義務者の経営申告書																					

【平成 28 年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改年
個人市民税	医療費控除の特例の創設	検診等を受けている個人が、スイッチ OTC 薬の購入費用を年間 1.2 万円を超えて支払った場合、その超える部分の金額（年間 8.8 万円が限度）を所得控除する。	平成 30 年度分 ～ 令和 4 年度分	28
	住宅借入金等特別税額控除制度の延長	住宅ローン控除の適用期限を令和 3 年 12 月 31 日入居分までに延長する。	令和 2 年度分から	29

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																																							
法人市民税	法人税割の税率の改正	地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人税割の税率を引き下げる。 12.1% → 8.4%	令和元年10月1日以後に開始する事業年度から	29																																							
固定資産税	家屋及び償却資産の一部について地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）が導入されたことに伴う特例措置の割合の規定	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に規定する再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（特例期間：最初の3年度分）について、適用期限を2年延長する。 ① 太陽光発電設備及び風力発電設備 課税標準の特例措置の割合：3分の2 ② 水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備 課税標準の特例措置の割合：2分の1 「都市再生特別措置法」に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置（特例期間：最初の5年度分）について、適用期限を2年延長する。 課税標準の特例措置の割合：5分の4	平成28年4月1日から平成30年3月31日までの取得分	28																																							
軽自動車税	グリーン化特例（軽課）の1年延長	「新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に応じて翌年度の税率を軽減する」という特例措置の適用期限を1年延長する。	平成29年度分	28																																							
	環境性能割の創設	自動車取得税（県税）が廃止されることに伴い、軽自動車の取得価額の0.0%～2.0%を環境性能割（市税）として課税する。 ①軽乗用車 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準+10%達成車※</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準達成車※</td> <td>1%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成車※</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>以外の車</td> <td>2%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> ②軽貨物車 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+20%達成車※</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車※</td> <td>1%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成車※</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>以外の車</td> <td>2%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> ※平成17年排出基準75%低減を達成したガソリン車、ガソリンハイブリット車（★★★★）に限る	区分	税率		自家用	営業用	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）	0%	0%	2020年度燃費基準+10%達成車※	0%	0%	2020年度燃費基準達成車※	1%	0.5%	平成27年度燃費基準+10%達成車※	2%	1%	以外の車	2%	2%	区分	税率		自家用	営業用	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）	0%	0%	平成27年度燃費基準+20%達成車※	0%	0%	平成27年度燃費基準+15%達成車※	1%	0.5%	平成27年度燃費基準+10%達成車※	2%	1%	以外の車	2%	2%	令和元年10月1日以降に取得される車
区分	税率																																										
	自家用	営業用																																									
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）	0%	0%																																									
2020年度燃費基準+10%達成車※	0%	0%																																									
2020年度燃費基準達成車※	1%	0.5%																																									
平成27年度燃費基準+10%達成車※	2%	1%																																									
以外の車	2%	2%																																									
区分	税率																																										
	自家用	営業用																																									
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）	0%	0%																																									
平成27年度燃費基準+20%達成車※	0%	0%																																									
平成27年度燃費基準+15%達成車※	1%	0.5%																																									
平成27年度燃費基準+10%達成車※	2%	1%																																									
以外の車	2%	2%																																									

【平成 29 年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正														
個人市税	配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	<p>① 配偶者特別控除について、所得控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額を引き上げるとともに、世帯の収入が逆転しないような仕組みを設ける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者特別控除の控除額</th> <th colspan="2">配偶者の所得制限</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33 万円</td> <td>合計所得金額 45 万円未満 (給与収入 110 万円)</td> <td>合計所得金額 90 万円以下 (給与収入 155 万円)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者の所得に応じて控除額が減額</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>適用なし</td> <td>合計所得金額 76 万円以上 (給与収入 141 万円)</td> <td>合計所得金額 123 万円超 (給与収入 201 万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 合計所得金額 900 万円（給与収入 1,120 万円）超の納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、控除額が逡減・消失する仕組みを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合計所得金額 900 万円超 950 万円以下 控除額の 2/3 (給与収入 1,120 万円超 1,170 万円以下)</li> <li>・ 合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下 控除額の 1/3 (給与収入 1,170 万円超 1,220 万円以下)</li> <li>・ 合計所得金額 1,000 万円超 適用なし (給与収入 1,220 万円超)</li> </ul>	配偶者特別控除の控除額	配偶者の所得制限		現行	改正後	33 万円	合計所得金額 45 万円未満 (給与収入 110 万円)	合計所得金額 90 万円以下 (給与収入 155 万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者の所得に応じて控除額が減額</li> </ul>			適用なし	合計所得金額 76 万円以上 (給与収入 141 万円)	合計所得金額 123 万円超 (給与収入 201 万円)	平成 31 年度分から	29
	配偶者特別控除の控除額	配偶者の所得制限																
現行		改正後																
33 万円	合計所得金額 45 万円未満 (給与収入 110 万円)	合計所得金額 90 万円以下 (給与収入 155 万円)																
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者の所得に応じて控除額が減額</li> </ul>																		
適用なし	合計所得金額 76 万円以上 (給与収入 141 万円)	合計所得金額 123 万円超 (給与収入 201 万円)																
	上場株式等の配当所得等の課税方式の選択に係る所要の措置	<p>特定上場株式等の配当等について、納税義務者が課税方式を、①総合課税、②源泉徴収課税（申告不要）、③申告分離課税のいずれかを選択し、所得税と住民税の課税方式は原則同じ方式を採用していたものを、確定申告書と住民税申告書の両方の提出があり、住民税申告で所得税と異なる課税方式を選択していた場合には、住民税は所得税と異なる方式で課税できることを明確化する。</p>	平成 29 年 4 月 1 日から	29														
固定資産税	固定資産の一部について地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）が導入されたことに伴う特例措置の割合の規定	<p>家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員 5 人以下）の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準に特例措置を適用する。</p> <p>課税標準の特例措置の割合：2 分の 1</p>	平成 30 年度分から	29														
		<p>子ども・子育て支援法に基づく国の補助を受けて実施する認可外の事業所内保育事業（企業主導型保育事業）の用に供する固定資産に係る課税標準に特例措置（特例期間：最初の 5 年度分）を適用する。</p> <p>課税標準の特例措置の割合：2 分の 1</p>	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの取得分	29														
		<p>緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する都市緑地法に規定する市民緑地の用に供する固定資産に係る課税標準に特例措置（特例期間：最初の 5 年度分）を適用する。</p> <p>課税標準の特例措置の割合：3 分の 2</p>	平成 29 年 6 月 15 日から平成 31 年 3 月 31 日までの設置分	29														
	耐震改修又は省エネ改修が行われた既存住宅の減額措置	<p>耐震改修又は省エネ改修が行われた既存住宅が認定長期優良住宅に該当することになったとき、固定資産税の 3 分の 2 を減額する。</p>	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに改修された住宅	29														

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正												
軽自動車税	グリーン化特例（軽課）の重点化・2年延長	<p>「新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に応じて翌年度の税率を軽減する」という特例措置の適用基準を以下のとおり厳格化し、適用期限を2年延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天然ガス自動車の要件に、H30年度排出ガス規制適合を追加。</li> <li>・ガソリン車・ハイブリット車は、H30年度排出ガス基準50%低減達成車又はH17年度排出基準75%低減達成車に限る。</li> <li>・軽乗用車の軽減に係る適用基準を表のとおりとする。</li> </ul>	平成29年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得される新車	29												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>現行区分（28・29年度） H27.4.1～29.3.31取得</th> <th>改正区分（30・31年度） H29.4.1～31.3.31取得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75%軽減</td> <td>電気自動車、天然ガス自動車</td> <td>電気自動車、天然ガス自動車</td> </tr> <tr> <td>50%軽減</td> <td>2020年度燃費基準+20%達成車</td> <td>2020年度燃費基準+30%達成車</td> </tr> <tr> <td>25%軽減</td> <td>2020年度燃費基準達成車</td> <td>2020年度燃費基準+10%達成車</td> </tr> </tbody> </table>			税率	現行区分（28・29年度） H27.4.1～29.3.31取得	改正区分（30・31年度） H29.4.1～31.3.31取得	75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車	電気自動車、天然ガス自動車	50%軽減	2020年度燃費基準+20%達成車	2020年度燃費基準+30%達成車	25%軽減	2020年度燃費基準達成車	2020年度燃費基準+10%達成車
		税率			現行区分（28・29年度） H27.4.1～29.3.31取得	改正区分（30・31年度） H29.4.1～31.3.31取得										
		75%軽減			電気自動車、天然ガス自動車	電気自動車、天然ガス自動車										
50%軽減	2020年度燃費基準+20%達成車	2020年度燃費基準+30%達成車														
25%軽減	2020年度燃費基準達成車	2020年度燃費基準+10%達成車														

【平成30年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正								
個人市民税	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替	給与所得控除・公的年金等控除を10万円引下げるとともに、基礎控除を同額引上げる。これにより基礎控除額が43万円（現行：33万円）となる。	令和3年度分から	30								
	給与所得控除・公的年金等控除の見直し	<p>① 給与所得控除が適用される給与等の収入金額を1,000万円以下から850万円以下に引下げ、控除の上限額を220万円から195万円に引下げる。</p> <p>② 公的年金等の収入金額が1,000万円を越える場合、控除額の上限を195万5千円とする。</p> <p>③ 公的年金所得者の年金以外の所得金額が1,000万円を超える場合には、公的年金等控除額を10万円引下げ、2,000万円を超える場合は20万円引下げる。</p>	令和3年度分から	30								
	基礎控除の見直し	<p>前年の合計所得金額が2,400万円（給与収入2,595万円）を超える所得割の納税義務者について、所得金額に応じて基礎控除額が通減し、2,500万円を超える場合には、基礎控除の適用をしない仕組みを設ける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額（給与収入）</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下 (2,595万円超 2,645万円以下)</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下 (2,645万円超 2,695万円以下)</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超 (2,695万円超)</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額（給与収入）	控除額	2,400万円超 2,450万円以下 (2,595万円超 2,645万円以下)	29万円	2,450万円超 2,500万円以下 (2,645万円超 2,695万円以下)	15万円	2,500万円超 (2,695万円超)	適用なし	令和3年度分から	30
	合計所得金額（給与収入）	控除額										
2,400万円超 2,450万円以下 (2,595万円超 2,645万円以下)	29万円											
2,450万円超 2,500万円以下 (2,645万円超 2,695万円以下)	15万円											
2,500万円超 (2,695万円超)	適用なし											
非課税限度額の見直し	<p>① 均等割非課税限度額の基準を、31万5千円に本人と扶養者（同一生計配偶者、扶養親族）の合計数を乗じた金額に10万円を加えた金額（扶養者を有する場合には、その金額に18万9千円を加えた金額）とする。</p> <p>② 所得割非課税限度額の基準を、35万円に本人と扶養者（同一生計配偶者、扶養親族）の合計数を乗じた金額に10万円を加えた金額（扶養者を有する場合には、その金額に32万円を加えた金額）とする。</p> <p>③ 障害者、未成年者、寡婦（夫）に対する非課税措置の対象となる合計所得要件を135万円以下（現行：125万円以下）に引上げる。</p>	令和3年度分から	30									



税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正																								
法人市民税	大法人の電子申告の義務化	資本金1億円超の普通法人等に係る確定申告書、中間申告書、修正申告書の提出について、国税と同様に、電子情報処理組織（eLTAX）を使用する方法により提出することを義務付ける。	令和2年4月1日以後に開始する事業年度から	30																								
固定資産税	償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設	生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき、中小企業が労働生産性・企業収益を向上させるために行った設備投資に係る固定資産の課税標準に特例措置（特例期間：最初の3年度分）を適用する。 課税標準の特例措置の割合：ゼロ以上2分の1以下の範囲内において市町村が条例で定めた割合	平成30年6月6日から令和3年3月31日まで に取得された償却資産	30																								
	バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る減額措置の創設	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、主に実演芸術の公演等を行う劇場等について、平成30年4月1日から令和2年3月31日までに間に「建築物移動等円滑化誘導基準」に適合したバリアフリー改修を行った場合、工事が完了した翌年度から2年度分の固定資産税額及び都市計画税額を1/3減額する。	平成31年度分から	30																								
市たばこ税	市たばこ税の税率引上げ	① 製造たばこに係る税率を、平成30年10月1日から令和3年10月1日にかけて1,000本当たり430円ずつ3回引上げる。 ＜税率の推移＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率 (1,000本当たり)</th> <th>増額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>5,262円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30.10.1～</td> <td>5,692円</td> <td>+430円</td> </tr> <tr> <td>R2.10.1～</td> <td>6,122円</td> <td>+430円</td> </tr> <tr> <td>R3.10.1～</td> <td>6,552円</td> <td>+430円</td> </tr> </tbody> </table> ② 平成27年度の税制改正により、平成31年4月1日に予定されていた旧3級品の製造たばこに係る税率引上げを、令和元年10月1日実施に延期する。 ＜旧3級品の税率の推移＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率 (1,000本当たり)</th> <th>増額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>4,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R元.10.1～</td> <td>5,692円</td> <td>+1,692円</td> </tr> </tbody> </table>		税率 (1,000本当たり)	増額	現行	5,262円		H30.10.1～	5,692円	+430円	R2.10.1～	6,122円	+430円	R3.10.1～	6,552円	+430円		税率 (1,000本当たり)	増額	現行	4,000円		R元.10.1～	5,692円	+1,692円	平成30年10月1日以降の売渡し等分から（小売販売業者等の手持品課税を実施）	30
		税率 (1,000本当たり)	増額																									
現行	5,262円																											
H30.10.1～	5,692円	+430円																										
R2.10.1～	6,122円	+430円																										
R3.10.1～	6,552円	+430円																										
	税率 (1,000本当たり)	増額																										
現行	4,000円																											
R元.10.1～	5,692円	+1,692円																										
	加熱式たばこの課税方式の見直し	加熱式たばこは「パイプ式たばこ」に分類され、製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算し課税している。新たに「加熱式たばこ」の区分を創設し、加熱式たばこの紙巻きたばこの換算方法を、「重量」と「小売価格」によって換算する方式とし、新課税方式による紙巻たばこへの換算割合を5年間、毎年1/5ずつ増やしていくこととする。	平成30年10月1日以降の売渡し等分から5年間かけて段階的に実施	30																								
その他	共同電子納税システム（共同収納）の導入	複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とするため、全ての地方公共団体が加入・運営している電子情報処理組織（eLTAX）を活用して、共通電子納税システムを導入する。	令和元年10月1日から ※個人住民税（特別徴収）、法人市民税のみ	30																								

【平成 31 年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改訂															
個人市民税	住宅借入金等特別税額控除制度の拡充	<p>①令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合における、住宅ローン控除の適用期間 3 年延長する(現行 10 年間⇒13 年間)。 1 1 年目から 1 3 年目までの、各年において、所得税額で控除しきれない額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、控除限度額(以下参照)の範囲内で、以下のいずれか少ない額を減額する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物購入価格の 2 / 3 %</li> <li>・住宅ローン年末残高の 1 %</li> </ul> <p>②住宅ローン控除の適用について、納税通知書が送達される時まで提出された申告書に、当該税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とし、平成 31 年度分以後の個人市民税から適用する。</p>	<p>令和 13 年度～15 年度分</p> <p>※令和 2 年の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により、令和 2 年 12 月 31 日に遅れた場合でも要件を満たせば特例措置の対象となった</p>	31															
	非課税措置の対象の拡充	<p>事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得が 135 万円以下のひとり親に対し、個人住民税を非課税とする。</p>	<p>令和 3 年度分から</p>	31															
軽自動車税	環境性能割の臨時的軽減	<p>令和元年 10 月 1 日に消費税率が上げられることに伴い、需要の平準化を図るため、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までに取得した自家用乗用車(新車・中古車)について、環境性能割の税率を 1 %軽減する。</p> <p>自家用乗用車の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> <th>臨時的軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 燃料電池車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成) プラグインハイブリット車 クリーンディーゼル車(H30 規制適合又は H21 規制適合)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準+10%達成)</td> <td>1.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準達成)</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>以外の車</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車に適用する排ガス要件： H30 規制から NOx50%低減又は H17 規制から NOx75%低減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業用乗用車の税率の臨時的軽減はないが、車種の区分は、自家用乗用車と同じ。</li> <li>・軽貨物車は変更しない。但し、H30 排ガス規制は導入。</li> </ul>	区分	税率	臨時的軽減	電気自動車 燃料電池車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成) プラグインハイブリット車 クリーンディーゼル車(H30 規制適合又は H21 規制適合)	非課税	非課税	ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準+10%達成)	1.0%		ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準達成)	2.0%	1.0%	以外の車	2.0%	1.0%	<p>令和 2 年度分から</p> <p>※令和 2 年の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により、令和 2 年 9 月 30 日⇒令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものに延長された</p>	31
	区分	税率	臨時的軽減																
電気自動車 燃料電池車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成) プラグインハイブリット車 クリーンディーゼル車(H30 規制適合又は H21 規制適合)	非課税	非課税																	
ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準+10%達成)	1.0%																		
ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準達成)	2.0%	1.0%																	
以外の車	2.0%	1.0%																	
種別割のグリーン化特例(軽課)の延長及び基準の見直し	<p>①消費税率引上げに配慮し、現行のグリーン化特例を令和 3 年度(現行:令和元年度)まで 2 年間延長する。</p> <p>②グリーン化特例の適用対象を電気自動車等に限定し、令和 3 年度及び 4 年度に初回新規登録等を受けた自家用乗用車について適用する。</p> <p>自家用乗用車の軽減率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">初度検査年月</th> </tr> <tr> <th>～R3.3</th> <th>R3.4～R5.3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成)</td> <td>75%軽減</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>2020 年度燃費基準+30%達成※</td> <td>50%軽減</td> <td>軽減なし</td> </tr> <tr> <td>2020 年度燃費基準+10%達成※</td> <td>25%軽減</td> <td>軽減なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H30 規制から NOx50%低減又は H17 規制から NOx75%低減しているものに限る。</p>	区分	初度検査年月		～R3.3	R3.4～R5.3	電気自動車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成)	75%軽減	75%軽減	2020 年度燃費基準+30%達成※	50%軽減	軽減なし	2020 年度燃費基準+10%達成※	25%軽減	軽減なし	<p>令和 2 年度分から</p>	31		
区分	初度検査年月																		
	～R3.3	R3.4～R5.3																	
電気自動車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成)	75%軽減	75%軽減																	
2020 年度燃費基準+30%達成※	50%軽減	軽減なし																	
2020 年度燃費基準+10%達成※	25%軽減	軽減なし																	

【令和2年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正																																																																																																												
個人市民税	ひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し	<p>全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するための以下の措置を講じる。</p> <p>① 個人住民税の人的非課税措置の見直し</p> <table border="1" data-bbox="496 327 1107 568"> <tr> <td>改正前</td> <td>・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、寡夫、単身児童扶養者 (児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母) ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親 ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く ※寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする</td> </tr> </table> <p>② 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し</p> <p>婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の控除（控除額30万円）を適用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>現 行</b> [ 表中の数字は個人住民税に係る所得控除の額(万円) ] <b>改 正 後</b></p> <table border="1" data-bbox="496 775 1107 1070"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;"><b>寡婦(寡夫)控除</b></td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本人が女性</td> <td>配偶関係</td> <td>死別</td> <td colspan="2">離別</td> <td>配偶関係</td> <td>死別</td> <td colspan="2">離別</td> <td>未婚のひとり親</td> </tr> <tr> <td>本人所得</td> <td>~500</td> <td>500~</td> <td>~500</td> <td>500~</td> <td>~500</td> <td>500~</td> <td>~500</td> <td>500~</td> </tr> <tr> <td>有子</td> <td>30</td> <td>26</td> <td>30</td> <td>26</td> <td>30</td> <td>26</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>子以外</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>扶養親族</td> <td>無</td> <td>26</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>無</td> <td>26</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本人が男性</td> <td>配偶関係</td> <td>死別</td> <td colspan="2">離別</td> <td>配偶関係</td> <td>死別</td> <td colspan="2">離別</td> <td>未婚のひとり親</td> </tr> <tr> <td>本人所得</td> <td>~500</td> <td>500~</td> <td>~500</td> <td>500~</td> <td>~500</td> <td>500~</td> <td>~500</td> <td>500~</td> </tr> <tr> <td>有子</td> <td>26</td> <td>—</td> <td>26</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>子以外</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>扶養親族</td> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	改正前	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、寡夫、単身児童扶養者 (児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母) ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く	改正後	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親 ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く ※寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする			<b>寡婦(寡夫)控除</b>								本人が女性	配偶関係	死別	離別		配偶関係	死別	離別		未婚のひとり親	本人所得	~500	500~	~500	500~	~500	500~	~500	500~	有子	30	26	30	26	30	26	30	30	子以外	26	26	26	26	26	26	26	26	扶養親族	無	26	—	—	無	26	—	—	—	本人が男性	配偶関係	死別	離別		配偶関係	死別	離別		未婚のひとり親	本人所得	~500	500~	~500	500~	~500	500~	~500	500~	有子	26	—	26	—	30	—	30	30	子以外	—	—	—	—	—	—	—	—	扶養親族	無	—	—	—	無	—	—	—	—	令和3年度分から	2
改正前	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、寡夫、単身児童扶養者 (児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母) ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く																																																																																																															
改正後	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親 ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く ※寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする																																																																																																															
		<b>寡婦(寡夫)控除</b>																																																																																																														
本人が女性	配偶関係	死別	離別		配偶関係	死別	離別		未婚のひとり親																																																																																																							
	本人所得	~500	500~	~500	500~	~500	500~	~500	500~																																																																																																							
	有子	30	26	30	26	30	26	30	30																																																																																																							
	子以外	26	26	26	26	26	26	26	26																																																																																																							
扶養親族	無	26	—	—	無	26	—	—	—																																																																																																							
本人が男性	配偶関係	死別	離別		配偶関係	死別	離別		未婚のひとり親																																																																																																							
	本人所得	~500	500~	~500	500~	~500	500~	~500	500~																																																																																																							
	有子	26	—	26	—	30	—	30	30																																																																																																							
	子以外	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																							
扶養親族	無	—	—	—	無	—	—	—	—																																																																																																							
固定資産税	所有者不明の固定資産に係る規定の整備	<p>① 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、市条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。 ※条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用。</p> <p>② 使用者を所有者とみなす制度の拡大 調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする。 ※令和3年度分以後の固定資産税について適用。</p>	令和2年6月	2																																																																																																												
固定資産税	特例措置の割合の規定	<p><b>対象資産</b> 国から認定を受けた事業者が、認定事業（地上階数10以上又は延べ面積50,000㎡以上の建築物を整備する事業に限る）により新たに取得した家屋及び償却資産のうち、以下のもの 都市再生特別措置法第2条第2項に規定する公共施設 公園、広場など、 都市利便施設 ア) 緑化施設 イ) 通路</p> <p><b>改正内容</b> 対象の家屋・償却資産について、固定資産税又は都市計画税の課税標準額に5分の3を参酌して、2分の1以上10分の7以下の範囲内において市で定める割合を乗じる。</p>	令和2年6月	2																																																																																																												

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																													
固定資産税	特例割合の変更	<b>対象資産</b> 電気事業者所有の出力が5,000kW以上の水力発電設備 <b>改正内容</b> 特例割合を見直した上で適用期限を2年延長	令和3年度から	2																													
たばこ税	たばこの課税方式の見直し	軽量の葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）税率の見直し。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">葉巻たばこ 1本当たりの重量</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正予定</th> </tr> <tr> <th>R2.10月～</th> <th>R3.10月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1g未満</td> <td>重量比例課税 1gをもって 紙巻たばこ1本に換算</td> <td>本数課税 0.7g/本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ0.7本に換算</td> <td>本数課税 1g/本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ1本に換算</td> </tr> <tr> <td>1g以上</td> <td></td> <td>重量比例課税 1gをもって</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	葉巻たばこ 1本当たりの重量	現行	改正予定		R2.10月～	R3.10月～	1g未満	重量比例課税 1gをもって 紙巻たばこ1本に換算	本数課税 0.7g/本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ0.7本に換算	本数課税 1g/本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ1本に換算	1g以上		重量比例課税 1gをもって		令和2年10月1日以降の売渡し等分から 令和3年10月1日以降の売渡し等分から	2															
葉巻たばこ 1本当たりの重量	現行	改正予定																															
		R2.10月～	R3.10月～																														
1g未満	重量比例課税 1gをもって 紙巻たばこ1本に換算	本数課税 0.7g/本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ0.7本に換算	本数課税 1g/本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ1本に換算																														
1g以上		重量比例課税 1gをもって																															
その他	延滞金等の割合の引下げ	徴収の猶予及び法人市民税における納期限の延長に係る延滞金の割合の引下げ。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>内容</th> <th>現行</th> <th>令和2年の割合</th> <th>改正後</th> <th>改正後の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">延滞金</td> <td>法定納期限を超過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課せられるもの</td> <td>特別基準割合 + 7.3% (平均貸付割合 + 1%)</td> <td>年 8.9%</td> <td>— (名称を「延滞金特別基準割合」に変更)</td> <td>年 8.9%</td> </tr> <tr> <td>1月以内</td> <td>早期納付を促す観点から低い利率</td> <td>特別基準割合 + 1% (平均貸付割合 + 1%)</td> <td>年 2.6% (名称を「延滞金特別基準割合」に変更)</td> <td>年 2.6%</td> </tr> <tr> <td>徴収の猶予等</td> <td>事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減</td> <td>特別基準割合 (平均貸付割合 + 1%)</td> <td>年 1.6%</td> <td>猶予特別基準割合 (平均貸付割合 + 0.5%)</td> <td>年 1.1%</td> </tr> <tr> <td>納期限の延長</td> <td>法人市民税において納期限の延長があった場合に課せられるもの</td> <td>特別基準割合 (平均貸付割合 + 1%)</td> <td>年 1.6%</td> <td>平均貸付割合 + 0.5%</td> <td>年 1.1%</td> </tr> </tbody> </table>		内容	現行	令和2年の割合	改正後	改正後の割合	延滞金	法定納期限を超過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課せられるもの	特別基準割合 + 7.3% (平均貸付割合 + 1%)	年 8.9%	— (名称を「延滞金特別基準割合」に変更)	年 8.9%	1月以内	早期納付を促す観点から低い利率	特別基準割合 + 1% (平均貸付割合 + 1%)	年 2.6% (名称を「延滞金特別基準割合」に変更)	年 2.6%	徴収の猶予等	事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減	特別基準割合 (平均貸付割合 + 1%)	年 1.6%	猶予特別基準割合 (平均貸付割合 + 0.5%)	年 1.1%	納期限の延長	法人市民税において納期限の延長があった場合に課せられるもの	特別基準割合 (平均貸付割合 + 1%)	年 1.6%	平均貸付割合 + 0.5%	年 1.1%	令和3年度から	2
	内容	現行	令和2年の割合	改正後	改正後の割合																												
延滞金	法定納期限を超過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課せられるもの	特別基準割合 + 7.3% (平均貸付割合 + 1%)	年 8.9%	— (名称を「延滞金特別基準割合」に変更)	年 8.9%																												
	1月以内	早期納付を促す観点から低い利率	特別基準割合 + 1% (平均貸付割合 + 1%)	年 2.6% (名称を「延滞金特別基準割合」に変更)	年 2.6%																												
徴収の猶予等	事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減	特別基準割合 (平均貸付割合 + 1%)	年 1.6%	猶予特別基準割合 (平均貸付割合 + 0.5%)	年 1.1%																												
納期限の延長	法人市民税において納期限の延長があった場合に課せられるもの	特別基準割合 (平均貸付割合 + 1%)	年 1.6%	平均貸付割合 + 0.5%	年 1.1%																												

【令和3年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
個人市民税	住宅借入金等特別税額控除制度の拡充	消費税率引き上げ及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴い実施している住宅ローン減税の控除期間の特例措置（10年間→13年間）について、要件を満たした令和4年末までの入居者に対して適用する。 ○要件 ① 一定の期日までに契約が行われていること ・注文住宅を新築・・・令和3年9月末 ・分譲住宅・既存住宅を取得、増改築・・・令和3年11月末 ② 面積要件 ・50㎡以上→40㎡以上（40～50㎡は所得1,000万円以下）  【参考 イメージ図】 	令和15年度～17年度分 ・控除の適用年度を令和17年度まで延長 ・入居年を令和4年度まで延長	3
	医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の延長	特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、本特例の対象となる医薬品の範囲に係る見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。	令和5年度～令和9年度 令和4年度までの適用期限を令和9年度まで延長	3

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																																						
固定資産税	土地に係る固定資産税・都市計画税の税額据え置き措置	<p>新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする。</p> <div style="text-align: center;"> <p>令和3年度に行われる評価替え</p> <p>(前年度と比べ) 増税になる場合 令和3年度は令和2年度と同じ税額に据置き</p> <p>(前年度と比べ) 減税になる場合 令和3年度はそのまま税額引き下げ</p> </div>	令和3年度	3																																						
軽自動車税	環境性能割の臨時的軽減の期間延長	<p>消費税率引き上げに伴い実施している、軽自動車の環境性能割の税率の臨時的特例措置（令和元年10月1日から令和3年3月31日までに取得した軽自動車の環境性能割の税率を1%軽減）について、区分の見直しを行った上で、適用期限を9か月間(令和3年12月31日まで)延長する。</p> <div style="text-align: center;"> <p>【環境性能割の税率区分の見直し】</p> <p>【自家用乗用車】</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> <th>環境性能割</th> </tr> <tr> <td>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車</td> <td>2020年度基準 +20%達成</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ハイブリッド、プラグインハイブリッド、EV、FCV</td> <td>2020年度基準 +10%達成</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 達成</td> <td></td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2%</td> </tr> </table> <p>【軽自動車】</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> <th>環境性能割</th> </tr> <tr> <td>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車</td> <td>2020年度基準 +20%達成</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ハイブリッド、プラグインハイブリッド、EV、FCV</td> <td>2020年度基準 +10%達成</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 達成</td> <td></td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>上記以外 又は2020年度基準未達成車</td> <td></td> <td>2%</td> </tr> </table> <p>【措置内容】 軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減</p> <table border="1"> <tr> <th>税率</th> <th>環境性能割</th> </tr> <tr> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>1%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> </table> </div>	区分	税率	環境性能割	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	2020年度基準 +20%達成	非課税	ハイブリッド、プラグインハイブリッド、EV、FCV	2020年度基準 +10%達成	1%	2020年度基準 達成		1%	上記以外		2%	区分	税率	環境性能割	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	2020年度基準 +20%達成	非課税	ハイブリッド、プラグインハイブリッド、EV、FCV	2020年度基準 +10%達成	1%	2020年度基準 達成		1%	上記以外 又は2020年度基準未達成車		2%	税率	環境性能割	非課税	非課税	1%	非課税	2%	1%	令和3年度 令和3年3月31日まで→令和3年12月31日まで(9か月延長)	3
区分	税率	環境性能割																																								
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	2020年度基準 +20%達成	非課税																																								
ハイブリッド、プラグインハイブリッド、EV、FCV	2020年度基準 +10%達成	1%																																								
2020年度基準 達成		1%																																								
上記以外		2%																																								
区分	税率	環境性能割																																								
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	2020年度基準 +20%達成	非課税																																								
ハイブリッド、プラグインハイブリッド、EV、FCV	2020年度基準 +10%達成	1%																																								
2020年度基準 達成		1%																																								
上記以外 又は2020年度基準未達成車		2%																																								
税率	環境性能割																																									
非課税	非課税																																									
1%	非課税																																									
2%	1%																																									
軽自動車税	種別割のグリーン化特例（軽課）の期間延長	<p>種別割において講じている、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「種別割のグリーン化特例（軽課）」）について、区分の見直しを行った上で、自家用乗用車以外の種別においても適用期限を2年延長する。</p> <div style="text-align: center;"> <p>【種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し】</p> <p>【営業用乗用車（軽自動車）】</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>種別別軽減率</th> </tr> <tr> <td>電気自動車、天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準+30%達成</td> <td>50%軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準+10%達成</td> <td>25%軽減</td> </tr> </table> <p>【改正後】</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>種別別軽減率</th> </tr> <tr> <td>電気自動車、天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>2030年度基準90%達成</td> <td>50%軽減</td> </tr> <tr> <td>2030年度基準70%達成</td> <td>25%軽減</td> </tr> </table> <p>【軽貨物自動車（軽自動車）】</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>種別別軽減率</th> </tr> <tr> <td>電気自動車、天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>2015年度基準+35%達成</td> <td>50%軽減</td> </tr> <tr> <td>2015年度基準+15%達成</td> <td>25%軽減</td> </tr> </table> <p>【改正後】</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>種別別軽減率</th> </tr> <tr> <td>電気自動車、天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> </table> </div>	区分	種別別軽減率	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	2020年度基準+30%達成	50%軽減	2020年度基準+10%達成	25%軽減	区分	種別別軽減率	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	2030年度基準90%達成	50%軽減	2030年度基準70%達成	25%軽減	区分	種別別軽減率	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	2015年度基準+35%達成	50%軽減	2015年度基準+15%達成	25%軽減	区分	種別別軽減率	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	令和3年度～令和4年度 自家用車以外の種別について令和4年度まで2年間延長(自家用車は平成31年度改正で既延長済)	3										
区分	種別別軽減率																																									
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減																																									
2020年度基準+30%達成	50%軽減																																									
2020年度基準+10%達成	25%軽減																																									
区分	種別別軽減率																																									
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減																																									
2030年度基準90%達成	50%軽減																																									
2030年度基準70%達成	25%軽減																																									
区分	種別別軽減率																																									
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減																																									
2015年度基準+35%達成	50%軽減																																									
2015年度基準+15%達成	25%軽減																																									
区分	種別別軽減率																																									
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減																																									

【令和4年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
個人市民税	住宅借入金等特別税額控除の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅借入金等特別控除の適用期限を令和20年度分までに、居住年を（令和3年12月31日→7年12月31日）までに4年延長する。</li> <li>住民税の控除限度額を（13万6,500円→9万7,500円）に引下げる。</li> <li>住宅借入金等特別控除の控除率を（1.0%→0.7%）に引下げる。</li> <li>住宅ローン控除の適用対象者の所得要件を（現行3,000万円以下→2,000万円以下）に引下げる。</li> <li>新築住宅等の控除期間を（10年→13年）とする。（ただし、省エネ基準を満たさない住宅への令和6・7年中の入居は控除期間10年）</li> </ul> <p>【参考 イメージ図（新築住宅の場合）】</p>	令和5年度から ・控除の適用期限を令和20年度まで延長 ・居住年を令和7年12月31日まで延長	4
固定資産税	土地に係る固定資産税・都市計画税の激変緩和措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする。</li> </ul>	令和4年度	4



# (付録第2) 個人市民税の所得控除等

年度		26~28																																	
収入	給与所得控除	収入金額が1,800,000円以下 1,800,000円超 3,600,000円以下 3,600,000円超 6,600,000円以下 6,600,000円超 10,000,000円以下 10,000,000円超 15,000,000円以下 15,000,000円超	収入金額 × 40% (最低控除額 650,000円) 720,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30% 1,260,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20% 1,860,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10% 2,200,000円 + (収入金額 - 10,000,000円) × 5%																																
	青色専従者給与	支払った金額																																	
額	白色専従者給与	(1) 500,000円 (配偶者の場合は860,000円) (2) (事業所得 + 不動産所得 + 山林所得) ÷ (専従者 + 1) (1) (2) いずれか少ない方の金額																																	
	より	公的年金等控除	受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額 (A) 控除額 330万円以下 120万円 330万円 ~ 410万円 (A) × 25% + 37.5万円 410万円 ~ 770万円 (A) × 15% + 78.5万円 770万円超 (A) × 5% + 155.5万円																															
65歳以上の者			その年中の公的年金等の収入金額 (A) 控除額 130万円以下 70万円 130万円 ~ 410万円 (A) × 25% + 37.5万円 410万円 ~ 770万円 (A) × 15% + 78.5万円 770万円超 (A) × 5% + 155.5万円																																
除		受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額 (A) 控除額 130万円以下 70万円 130万円 ~ 410万円 (A) × 25% + 37.5万円 410万円 ~ 770万円 (A) × 15% + 78.5万円 770万円超 (A) × 5% + 155.5万円																																
		65歳未満の者	その年中の公的年金等の収入金額 (A) 控除額 130万円以下 70万円 130万円 ~ 410万円 (A) × 25% + 37.5万円 410万円 ~ 770万円 (A) × 15% + 78.5万円 770万円超 (A) × 5% + 155.5万円																																
所得	雑損	(1) (その年の損失金額 - 補てん金額) - (総所得金額等 × 10%) (2) 損失金額のうち災害関連支出の金額 - 50,000円 (1) (2) いずれか多い方の金額																																	
	医療費	(医療費の額 - 補てん金額) - (総所得金額等 × 5%、ただし10万円まで) 限度額 200万円																																	
	社会保険料	支払った金額																																	
	小規模企業共済等掛金	支払った金額																																	
	生命保険料	<p>① 一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料のそれぞれの契約等の時期に応じて下記の表で計算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">新契約 (平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)</th> <th colspan="2">旧契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)</th> <th>新契約 + 旧契約</th> </tr> <tr> <th>年間支払保険料</th> <th>控除額</th> <th>年間支払保険料</th> <th>控除額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払い保険料等の全額</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払い保険料等の全額</td> <td rowspan="4">左の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算</td> </tr> <tr> <td>12,001円 ~ 32,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/2 + 6,000円</td> <td>15,001円 ~ 40,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,001円 ~ 56,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/4 + 14,000円</td> <td>40,001円 ~ 70,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/2 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>一律 28,000円</td> <td>70,001円以上</td> <td>一律 35,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">控除上限額 28,000円</td> <td colspan="2">控除上限額 35,000円</td> <td>控除上限額 28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② ①で算出した各控除額を合算 生命保険料控除額 (最高7万円) = (一般生命保険料控除額) + (個人年金保険料控除額) + (介護医療保険料控除額)</p>			新契約 (平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)		旧契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)		新契約 + 旧契約	年間支払保険料	控除額	年間支払保険料	控除額	控除額	12,000円以下	支払い保険料等の全額	15,000円以下	支払い保険料等の全額	左の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算	12,001円 ~ 32,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 6,000円	15,001円 ~ 40,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 7,500円	32,001円 ~ 56,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 14,000円	40,001円 ~ 70,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 17,500円	56,001円以上	一律 28,000円	70,001円以上	一律 35,000円	控除上限額 28,000円		控除上限額 35,000円	
新契約 (平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)		旧契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)		新契約 + 旧契約																															
年間支払保険料	控除額	年間支払保険料	控除額	控除額																															
12,000円以下	支払い保険料等の全額	15,000円以下	支払い保険料等の全額	左の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算																															
12,001円 ~ 32,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 6,000円	15,001円 ~ 40,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 7,500円																																
32,001円 ~ 56,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 14,000円	40,001円 ~ 70,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 17,500円																																
56,001円以上	一律 28,000円	70,001円以上	一律 35,000円																																
控除上限額 28,000円		控除上限額 35,000円		控除上限額 28,000円																															
除	地震保険料	地震保険料の合計金額 (A) (A) × 1/2 (最高 25,000円) +	長期損害保険料の合計金額 (B) (B) の金額が5,000円以下の場合 全額 (B) の金額が5,000円を超え15,000円以下の場合 (B) × 1/2 + 2,500円 (B) の金額が15,000円を超える場合は 10,000円 (最高限度 25,000円)																																
	障害者	障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 同居特別障害者 530,000円																																	
	扶養	一般扶養 330,000円 (特定 450,000円) 老人扶養 380,000円 (同居 450,000円)																																	
	配偶者	一般 330,000円 老人 380,000円	配偶者特別控除 (3万円 ~ 33万円)																																
	老・寡・勤	寡婦一般 260,000円 (特別 300,000円) 寡夫・勤 260,000円																																	
	基礎	330,000円																																	
配当控除	10,000,000円以下 1.6% (県民税 1.2%) 10,000,000円を超える部分は、0.8% (県民税 0.6%) 配当の種類、課税所得等の金額により、控除率の違うものや配当控除がないものがある																																		
障・寡・未の非課税限度額	所得額 1,250,000円																																		



29		年 度	
		区 分	
収入金額が1,800,000円以下	収入金額 × 40% (最低控除額 650,000円)	給与所得控除	収入額
1,800,000円超 3,600,000円以下	720,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30%		
3,600,000円超 6,600,000円以下	1,260,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20%		
6,600,000円超 10,000,000円以下	1,860,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10%		
10,000,000円超 12,000,000円以下	2,200,000円 + (収入金額 - 10,000,000円) × 5%	青色専従者給与	より
12,000,000円超	同 左		
	同 左	白色専従者給与	控除
	同 左	同 左	
	同 左	公的年金等控除	除
	同 左		
	同 左	雑 損	所得
	同 左		
	同 左		
	同 左		
	同 左	生命保険料	控
	同 左		
	同 左	地震保険料	除
	同 左		
	同 左	障害者	控
	同 左		
	同 左	扶 養	除
	同 左		
	同 左	配 偶 者	控
	同 左		
	同 左	老 ・ 寡 ・ 勤	除
	同 左		
	同 左	基 礎	除
	同 左		
	同 左	配 当 控 除	除
	同 左		
	同 左	障・寡・未の非課税限度額	除
	同 左		

区 分		年 度	3 0	
収 入 額 よ り 控 除	給与所得控除	収入金額が1,800,000円以下 1,800,000円超 3,600,000円以下 3,600,000円超 6,600,000円以下 6,600,000円超 10,000,000円以下 10,000,000円超	収入金額 × 40% (最低控除額 650,000円) 720,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30% 1,260,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20% 1,860,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10%	
	青色専従者給与		同 左	
	白色専従者給与		同 左	
	公的年金等控除	受給者の 年 齢  65歳以上 の 者	同 左	
		受給者の 年 齢  65歳未満 の 者	同 左	
所 得 控 除	雑 損		同 左	
	医 療 費	(1) (医療費の額 - 補てん金額) - (総所得金額等の合計 × 5%、ただし10万円まで) (2) (特定一般用医薬品等の購入額 - 補てん金額) - 12,000円 (1) (2) いずれか一方を控除	限度額	200万円 8万8千円
	社 会 保 険 料		同 左	
	小規模企業共済等掛金		同 左	
	生 命 保 険 料		同 左	
	地 震 保 険 料		同 左	
	障 害 者		同 左	
	扶 養		同 左	
	配 偶 者		同 左	
	老 ・ 寡 ・ 勤		同 左	
基 礎		同 左		
配 当 控 除		同 左		
障・寡・未の非課税限度額		同 左		

元・2		年 度		
		区 分		
収入金額が1,800,000円以下	収入金額 × 40% (最低控除額 650,000円)	給 与 所 得 控 除	収 入 額	
1,800,000円超 3,600,000円以下	720,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30%			
3,600,000円超 6,600,000円以下	1,260,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20%			
6,600,000円超 10,000,000円以下	1,860,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10%			
10,000,000円超	2,200,000円	青 色 専 従 者 給 与	よ り 控 除	
同 左	同 左			
同 左	同 左	白 色 専 従 者 給 与	公 的 年 金 等 控 除	
同 左	同 左	同 左		
同 左	同 左	雑 損	所 得 控 除	
同 左	同 左	医 療 費		
同 左	同 左	社 会 保 険 料		
同 左	同 左	小規模企業共済等掛金		
同 左	同 左	生 命 保 険 料		
同 左	同 左	地 震 保 険 料		
同 左	同 左	障 害 者		
同 左	同 左	扶 養		
一 般 11万円～33万円 老 人 13万円～38万円	配偶者特別控除 (1万円～33万円)	※扶養者の合計所得が 1,000万円超の場合は適用不可		配 偶 者
同 左	同 左	同 左		老 ・ 寡 ・ 勤
同 左	同 左	同 左	基 礎	
同 左	同 左	同 左	配 当 控 除	
同 左	同 左	同 左	障・寡・未の非課税限度額	

区 分		年 度		3・4		
収 入 額 よ り 控 除	給与所得控除	収入金額が1,800,000円以下 1,800,000円超 3,600,000円以下 3,600,000円超 6,600,000円以下 6,600,000円超 8,500,000円以下 8,500,000円超	収入金額 × 40% - 100,000円 (最低控除額 550,000円) 620,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30% 1,160,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20% 1,760,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10% 1,950,000円			
	所得金額調整控除	1 介護・子育て世帯の場合 対象：給与収入が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合 ・本人が特別障害者 ・23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する 控除額：(給与等の収入金額(上限：1,000万円) - 850万円) × 10% 2 給与収入と公的年金等の双方がある場合 対象：給与収入と公的年金等の双方があり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合 控除額：給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円				
	青色専従者給与			同 左		
	白色専従者給与			同 左		
	公的年金等控除	65歳以上	公的年金等の収入額の合計 (A)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
			～ 3,300,000円	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
	65歳未満	～ 1,300,000円	1,300,000円～ 4,100,000円	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円
			4,100,000円～ 7,700,000円	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円
	7,700,000円～ 10,000,000円	10,000,000円～	7,700,000円～ 10,000,000円	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円
			10,000,000円～	195.5万円	185.5万円	175.5万円
所 得 控 除	雑 損			同 左		
	医 療 費			同 左		
	社 会 保 険 料			同 左		
	小規模企業共済等掛金			同 左		
	生 命 保 険 料			同 左		
	地 震 保 険 料			同 左		
	障 害 者			同 左		
	扶 養			同 左		
	配 偶 者			同 左		
	寡・ひ・勤	寡婦・勤 260,000円 ひとり親 300,000円				
基 礎	合計所得金額					
	～24,000,000円	43万円				
	24,000,001円～24,500,000円	29万円				
	24,500,001円～25,000,000円	15万円				
25,000,001円～	0円					
配 当 控 除			同 左			
障・寡・ひ・未の非課税限度額	所得額 1,350,000円					

(付録第3) 令和4年度 住民税・所得税要覧

		令和4年度 住民税	令和3年分 所得税																																																																																																																															
均等割の非課税限度額		315,000円 × (同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+1) + 100,000円 以下 ※ 扶養親族がある場合は+189,000円																																																																																																																																
所得割の非課税限度額		350,000円 × (同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+1) + 100,000円 以下 ※ 扶養親族がある場合は+320,000円																																																																																																																																
障・寡・ひ・未の非課税限度額		1,350,000円 (給与収入額 2,043,999円)																																																																																																																																
収入額から控除	給与所得控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>収入金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,800,000円以下</td> <td>収入金額 × 40% - 100,000 (最低控除額 550,000円)</td> </tr> <tr> <td>1,800,000円超 3,600,000円以下</td> <td>620,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30%</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円超 6,600,000円以下</td> <td>1,160,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20%</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円超 8,500,000円以下</td> <td>1,760,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10%</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円超</td> <td>1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table>	収入金額	控除額	1,800,000円以下	収入金額 × 40% - 100,000 (最低控除額 550,000円)	1,800,000円超 3,600,000円以下	620,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30%	3,600,000円超 6,600,000円以下	1,160,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20%	6,600,000円超 8,500,000円以下	1,760,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10%	8,500,000円超	1,950,000円																																																																																																																				
	収入金額	控除額																																																																																																																																
	1,800,000円以下	収入金額 × 40% - 100,000 (最低控除額 550,000円)																																																																																																																																
	1,800,000円超 3,600,000円以下	620,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30%																																																																																																																																
3,600,000円超 6,600,000円以下	1,160,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20%																																																																																																																																	
6,600,000円超 8,500,000円以下	1,760,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10%																																																																																																																																	
8,500,000円超	1,950,000円																																																																																																																																	
所得金額調整控除	<p>1 介護・子育て世帯の場合 対象：給与収入が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合 ・本人が特別障害者 ・23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する 控除額：(給与等の収入金額 (上限：1,000万円) - 850万円) × 10%</p> <p>2 給与収入と公的年金等の双方がある場合 対象：給与収入と公的年金等の双方があり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合 控除額：給与所得控除後の給与等の金額 (上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (上限10万円) - 10万円</p>																																																																																																																																	
青色専従者給与 白色専従者給与	支払った金額 (1) 500,000円 (配偶者の場合は860,000円) (2) (事業所得 + 不動産所得 + 山林所得) ÷ (専従者 + 1) (1)(2) いずれか少ない方の金額																																																																																																																																	
公的年金等控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">公的年金等の収入額の合計 (A)</th> <th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超2,000万円以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">65歳未満</td> <td>～ 1,300,000円</td> <td>60万円</td> <td>50万円</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000円～ 4,100,000円</td> <td>(A) × 25% + 27.5万円</td> <td>(A) × 25% + 17.5万円</td> <td>(A) × 25% + 7.5万円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円～ 7,700,000円</td> <td>(A) × 15% + 68.5万円</td> <td>(A) × 15% + 58.5万円</td> <td>(A) × 15% + 48.5万円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円～ 10,000,000円</td> <td>(A) × 5% + 145.5万円</td> <td>(A) × 5% + 135.5万円</td> <td>(A) × 5% + 125.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">65歳以上</td> <td>～ 3,300,000円</td> <td>110万円</td> <td>100万円</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>3,300,000円～ 4,100,000円</td> <td>(A) × 25% + 27.5万円</td> <td>(A) × 25% + 17.5万円</td> <td>(A) × 25% + 7.5万円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円～ 7,700,000円</td> <td>(A) × 15% + 68.5万円</td> <td>(A) × 15% + 58.5万円</td> <td>(A) × 15% + 48.5万円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円～ 10,000,000円</td> <td>(A) × 5% + 145.5万円</td> <td>(A) × 5% + 135.5万円</td> <td>(A) × 5% + 125.5万円</td> </tr> </tbody> </table>		公的年金等の収入額の合計 (A)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	65歳未満	～ 1,300,000円	60万円	50万円	40万円	1,300,000円～ 4,100,000円	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円	4,100,000円～ 7,700,000円	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円	7,700,000円～ 10,000,000円	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円	65歳以上	～ 3,300,000円	110万円	100万円	90万円	3,300,000円～ 4,100,000円	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円	4,100,000円～ 7,700,000円	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円	7,700,000円～ 10,000,000円	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円																																																																																							
	公的年金等の収入額の合計 (A)			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																																																																																														
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超																																																																																																																														
65歳未満	～ 1,300,000円	60万円	50万円	40万円																																																																																																																														
	1,300,000円～ 4,100,000円	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円																																																																																																																														
	4,100,000円～ 7,700,000円	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円																																																																																																																														
	7,700,000円～ 10,000,000円	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円																																																																																																																														
65歳以上	～ 3,300,000円	110万円	100万円	90万円																																																																																																																														
	3,300,000円～ 4,100,000円	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円																																																																																																																														
	4,100,000円～ 7,700,000円	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円																																																																																																																														
	7,700,000円～ 10,000,000円	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円																																																																																																																														
所得控除	雑損	(1) (その年の損失金額 - 補てん金額) - (総所得金額等の合計額 × 10%) (2) 損失金額のうち災害関連支出の金額 - 50,000円 (1)(2) いずれか多い方の金額																																																																																																																																
	医療費	(1) (医療費の額 - 補てん金額) - (「10万円」と「総所得金額等の合計額×5%」のいずれか少ない方の金額) (限度額 200万円) (2) (特定一般用医薬品等購入の額 - 補てん金額) - 12,000円 (限度額 8万8千円) (1)(2) いずれか一方を控除																																																																																																																																
	社会保険料 小規模企業共済等掛金	支払った金額																																																																																																																																
	生命保険料	<p>① 一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料のそれぞれの契約等の時期に応じて下記の表で計算 ※ 新契約：平成24年1月1日以後に締結した保険契約等 旧契約：平成23年12月31日以前に締結した保険契約等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間支払保険料</th> <th>控除額</th> <th>控除上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">新契約</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払い保険料等の全額</td> <td rowspan="4">28,000円</td> </tr> <tr> <td>12,001円～ 32,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～ 56,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>一律 28,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">旧契約</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払い保険料等の全額</td> <td rowspan="4">35,000円</td> </tr> <tr> <td>15,001円～ 40,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～ 70,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>一律 35,000円</td> </tr> <tr> <td>新契約+旧契約</td> <td colspan="2">上の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② ①で算出した各控除額を合算 (住民税：最高7万円) (所得税：最高12万円) 生命保険料控除額 = (一般生命保険料控除額) + (個人年金保険料控除額) + (介護医療保険料控除額)</p>		年間支払保険料	控除額	控除上限額	新契約	12,000円以下	支払い保険料等の全額	28,000円	12,001円～ 32,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 6,000円	32,001円～ 56,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 14,000円	56,001円以上	一律 28,000円	旧契約	15,000円以下	支払い保険料等の全額	35,000円	15,001円～ 40,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 7,500円	40,001円～ 70,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 17,500円	70,001円以上	一律 35,000円	新契約+旧契約	上の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算		28,000円																																																																																																				
		年間支払保険料	控除額	控除上限額																																																																																																																														
新契約	12,000円以下	支払い保険料等の全額	28,000円																																																																																																																															
	12,001円～ 32,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 6,000円																																																																																																																																
	32,001円～ 56,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 14,000円																																																																																																																																
	56,001円以上	一律 28,000円																																																																																																																																
旧契約	15,000円以下	支払い保険料等の全額	35,000円																																																																																																																															
	15,001円～ 40,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 7,500円																																																																																																																																
	40,001円～ 70,000円	支払い保険料等 × 1/4 + 17,500円																																																																																																																																
	70,001円以上	一律 35,000円																																																																																																																																
新契約+旧契約	上の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算		28,000円																																																																																																																															
地震保険料 (旧長期損害保険)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間支払保険料</th> <th>控除額</th> <th>控除上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震</td> <td></td> <td>支払い保険料等 × 1/2</td> <td rowspan="2">25,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>支払い保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧長期</td> <td>5,001円～ 15,000円</td> <td>支払い保険料等 × 1/2 + 2,500円</td> <td rowspan="3">10,000円</td> </tr> <tr> <td>15,001円以上</td> <td>一律10,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(住民税：最高2.5万円) (所得税：最高5万円) 地震保険料控除額 = (地震保険料に係る控除額) + (旧長期損害保険料に係る控除額)</p>		年間支払保険料	控除額	控除上限額	地震		支払い保険料等 × 1/2	25,000円	5,000円以下	支払い保険料等の全額	旧長期	5,001円～ 15,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 2,500円	10,000円	15,001円以上	一律10,000円																																																																																																																	
	年間支払保険料	控除額	控除上限額																																																																																																																															
地震		支払い保険料等 × 1/2	25,000円																																																																																																																															
	5,000円以下	支払い保険料等の全額																																																																																																																																
旧長期	5,001円～ 15,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 2,500円	10,000円																																																																																																																															
	15,001円以上	一律10,000円																																																																																																																																
寄附金		(「特定寄附金の額の合計額」と「総所得金額等の40%相当額」のいずれか低い金額) - 2,000円																																																																																																																																
障害者	障害者 260,000円 (特別障害者 300,000円) 同居特別障害者 530,000円	障害者 270,000円 (特別障害者 400,000円) 同居特別障害者 750,000円																																																																																																																																
扶養	一般扶養 330,000円 (特定 450,000円) 老人扶養 380,000円 (同居 450,000円)	一般扶養 380,000円 (特定 630,000円) 老人扶養 480,000円 (同居 580,000円)																																																																																																																																
配偶者	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">配偶者の年間所得</th> <th colspan="3">扶養者の年間合計所得</th> <th rowspan="2">老人 一般</th> </tr> <tr> <th>～9,000,000</th> <th>9,000,001～9,500,000</th> <th>9,500,001～10,000,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>～ 480,000円</td> <td>38万</td> <td>26万</td> <td>13万</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>33万</td> <td>22万</td> <td>11万</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">配偶者特別控除</td> <td>480,001円～ 1,000,000円</td> <td>33万</td> <td>22万</td> <td>11万</td> <td rowspan="10"></td> </tr> <tr> <td>1,000,001円～ 1,050,000円</td> <td>31万</td> <td>21万</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,050,001円～ 1,100,000円</td> <td>26万</td> <td>18万</td> <td>9万</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円～ 1,150,000円</td> <td>21万</td> <td>14万</td> <td>7万</td> </tr> <tr> <td>1,150,001円～ 1,200,000円</td> <td>16万</td> <td>11万</td> <td>6万</td> </tr> <tr> <td>1,200,001円～ 1,250,000円</td> <td>11万</td> <td>8万</td> <td>4万</td> </tr> <tr> <td>1,250,001円～ 1,300,000円</td> <td>6万</td> <td>4万</td> <td>2万</td> </tr> <tr> <td>1,300,001円～ 1,330,000円</td> <td>3万</td> <td>2万</td> <td>1万</td> </tr> <tr> <td>1,330,001円～</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		配偶者の年間所得	扶養者の年間合計所得			老人 一般	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	配偶者控除	～ 480,000円	38万	26万	13万			33万	22万	11万	配偶者特別控除	480,001円～ 1,000,000円	33万	22万	11万		1,000,001円～ 1,050,000円	31万	21万		1,050,001円～ 1,100,000円	26万	18万	9万	1,100,001円～ 1,150,000円	21万	14万	7万	1,150,001円～ 1,200,000円	16万	11万	6万	1,200,001円～ 1,250,000円	11万	8万	4万	1,250,001円～ 1,300,000円	6万	4万	2万	1,300,001円～ 1,330,000円	3万	2万	1万	1,330,001円～	0	0	0						<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">配偶者の年間所得</th> <th colspan="3">扶養者の年間合計所得</th> <th rowspan="2">老人 一般</th> </tr> <tr> <th>～9,000,000</th> <th>9,000,001～9,500,000</th> <th>9,500,001～10,000,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>～ 480,000円</td> <td>48万</td> <td>32万</td> <td>16万</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>38万</td> <td>26万</td> <td>13万</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">配偶者特別控除</td> <td>480,001円～ 950,000円</td> <td>38万</td> <td>26万</td> <td>13万</td> <td rowspan="10"></td> </tr> <tr> <td>950,001円～ 1,000,000円</td> <td>36万</td> <td>24万</td> <td>12万</td> </tr> <tr> <td>1,000,001円～ 1,050,000円</td> <td>31万</td> <td>21万</td> <td>11万</td> </tr> <tr> <td>1,050,001円～ 1,100,000円</td> <td>26万</td> <td>18万</td> <td>9万</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円～ 1,150,000円</td> <td>21万</td> <td>14万</td> <td>7万</td> </tr> <tr> <td>1,150,001円～ 1,200,000円</td> <td>16万</td> <td>11万</td> <td>6万</td> </tr> <tr> <td>1,200,001円～ 1,250,000円</td> <td>11万</td> <td>8万</td> <td>4万</td> </tr> <tr> <td>1,250,001円～ 1,300,000円</td> <td>6万</td> <td>4万</td> <td>2万</td> </tr> <tr> <td>1,300,001円～ 1,330,000円</td> <td>3万</td> <td>2万</td> <td>1万</td> </tr> <tr> <td>1,330,001円～</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		配偶者の年間所得	扶養者の年間合計所得			老人 一般	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	配偶者控除	～ 480,000円	48万	32万	16万			38万	26万	13万	配偶者特別控除	480,001円～ 950,000円	38万	26万	13万		950,001円～ 1,000,000円	36万	24万	12万	1,000,001円～ 1,050,000円	31万	21万	11万	1,050,001円～ 1,100,000円	26万	18万	9万	1,100,001円～ 1,150,000円	21万	14万	7万	1,150,001円～ 1,200,000円	16万	11万	6万	1,200,001円～ 1,250,000円	11万	8万	4万	1,250,001円～ 1,300,000円	6万	4万	2万	1,300,001円～ 1,330,000円	3万	2万	1万	1,330,001円～	0	0	0					
	配偶者の年間所得			扶養者の年間合計所得				老人 一般																																																																																																																										
		～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000																																																																																																																														
配偶者控除	～ 480,000円	38万	26万	13万																																																																																																																														
		33万	22万	11万																																																																																																																														
配偶者特別控除	480,001円～ 1,000,000円	33万	22万	11万																																																																																																																														
	1,000,001円～ 1,050,000円	31万	21万																																																																																																																															
	1,050,001円～ 1,100,000円	26万	18万	9万																																																																																																																														
	1,100,001円～ 1,150,000円	21万	14万	7万																																																																																																																														
	1,150,001円～ 1,200,000円	16万	11万	6万																																																																																																																														
	1,200,001円～ 1,250,000円	11万	8万	4万																																																																																																																														
	1,250,001円～ 1,300,000円	6万	4万	2万																																																																																																																														
	1,300,001円～ 1,330,000円	3万	2万	1万																																																																																																																														
	1,330,001円～	0	0	0																																																																																																																														
	配偶者の年間所得	扶養者の年間合計所得			老人 一般																																																																																																																													
		～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000																																																																																																																														
配偶者控除	～ 480,000円	48万	32万	16万																																																																																																																														
		38万	26万	13万																																																																																																																														
配偶者特別控除	480,001円～ 950,000円	38万	26万	13万																																																																																																																														
	950,001円～ 1,000,000円	36万	24万	12万																																																																																																																														
	1,000,001円～ 1,050,000円	31万	21万	11万																																																																																																																														
	1,050,001円～ 1,100,000円	26万	18万	9万																																																																																																																														
	1,100,001円～ 1,150,000円	21万	14万	7万																																																																																																																														
	1,150,001円～ 1,200,000円	16万	11万	6万																																																																																																																														
	1,200,001円～ 1,250,000円	11万	8万	4万																																																																																																																														
	1,250,001円～ 1,300,000円	6万	4万	2万																																																																																																																														
	1,300,001円～ 1,330,000円	3万	2万	1万																																																																																																																														
	1,330,001円～	0	0	0																																																																																																																														

		令和4年度 住民税		令和3年分 所得税																				
控 除	寡婦 ひとり親 勤労学生	寡婦 ひとり親 勤労学生	260,000円 300,000円 260,000円	寡婦 ひとり親 勤労学生	270,000円 350,000円 270,000円																			
	基礎		<table border="1"> <tr><th>合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> <tr><td>～24,000,000円</td><td>43万円</td></tr> <tr><td>24,000,001円～24,500,000円</td><td>29万円</td></tr> <tr><td>24,500,001円～25,000,000円</td><td>15万円</td></tr> <tr><td>25,000,001円～</td><td>0円</td></tr> </table>	合計所得金額	控除額	～24,000,000円	43万円	24,000,001円～24,500,000円	29万円	24,500,001円～25,000,000円	15万円	25,000,001円～	0円		<table border="1"> <tr><th>合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> <tr><td>～24,000,000円</td><td>48万円</td></tr> <tr><td>24,000,001円～24,500,000円</td><td>32万円</td></tr> <tr><td>24,500,001円～25,000,000円</td><td>16万円</td></tr> <tr><td>25,000,001円～</td><td>0円</td></tr> </table>	合計所得金額	控除額	～24,000,000円	48万円	24,000,001円～24,500,000円	32万円	24,500,001円～25,000,000円	16万円	25,000,001円～
合計所得金額	控除額																							
～24,000,000円	43万円																							
24,000,001円～24,500,000円	29万円																							
24,500,001円～25,000,000円	15万円																							
25,000,001円～	0円																							
合計所得金額	控除額																							
～24,000,000円	48万円																							
24,000,001円～24,500,000円	32万円																							
24,500,001円～25,000,000円	16万円																							
25,000,001円～	0円																							
税	率		一律 課税標準額 × 6%  ( 県民税 一律 課税標準額 × 4% )	<table border="1"> <tr><th>課税標準額</th><th>税率</th></tr> <tr><td>1,000円～1,949,000円</td><td>課税標準額 × 5%</td></tr> <tr><td>1,950,000円～3,299,000円</td><td>課税標準額 × 10% - 97,500円</td></tr> <tr><td>3,300,000円～6,949,000円</td><td>課税標準額 × 20% - 427,500円</td></tr> <tr><td>6,950,000円～8,999,000円</td><td>課税標準額 × 23% - 636,000円</td></tr> <tr><td>9,000,000円～17,999,000円</td><td>課税標準額 × 33% - 1,536,000円</td></tr> <tr><td>18,000,000円～39,999,000円</td><td>課税標準額 × 40% - 2,796,000円</td></tr> <tr><td>40,000,000円～</td><td>課税標準額 × 45% - 4,796,000円</td></tr> </table>	課税標準額	税率	1,000円～1,949,000円	課税標準額 × 5%	1,950,000円～3,299,000円	課税標準額 × 10% - 97,500円	3,300,000円～6,949,000円	課税標準額 × 20% - 427,500円	6,950,000円～8,999,000円	課税標準額 × 23% - 636,000円	9,000,000円～17,999,000円	課税標準額 × 33% - 1,536,000円	18,000,000円～39,999,000円	課税標準額 × 40% - 2,796,000円	40,000,000円～	課税標準額 × 45% - 4,796,000円				
課税標準額	税率																							
1,000円～1,949,000円	課税標準額 × 5%																							
1,950,000円～3,299,000円	課税標準額 × 10% - 97,500円																							
3,300,000円～6,949,000円	課税標準額 × 20% - 427,500円																							
6,950,000円～8,999,000円	課税標準額 × 23% - 636,000円																							
9,000,000円～17,999,000円	課税標準額 × 33% - 1,536,000円																							
18,000,000円～39,999,000円	課税標準額 × 40% - 2,796,000円																							
40,000,000円～	課税標準額 × 45% - 4,796,000円																							
分 離 課 税	土地 建物等 の 譲渡所得	長期	一般 3.0% ( 県 2.0% ) 優良 (1) 2,000万円以下 2.4% ( 県 1.6% ) (2) 2,000万円超 課税所得 × 3.0% ( 県 2.0% ) + 480,000円 ( 県 320,000円 )	15% (1) 2,000万円以下 10% (2) 2,000万円超 課税所得 × 15% - 1,000,000円																				
		短期	居住用財産 (1) 6,000万円以下 2.4% ( 県 1.6% ) (2) 6,000万円超 課税所得 × 3.0% ( 県 2.0% ) + 1,440,000円 ( 県 960,000円 )	(1) 6,000万円以下 10% (2) 6,000万円超 課税所得 × 15% - 3,000,000円																				
	株式等 の 譲渡所得等	一般分 5.4% ( 県 3.6% )	30%																					
		軽減分 3.0% ( 県 2.0% )	15%																					
	上場株式等 3.0% ( 県 2.0% )	15%																						
	その他の株式等 3.0% ( 県 2.0% )	15%																						
	先物取引に係る雑所得等 3.0% ( 県 2.0% )	15%																						
	土地の譲渡等に係る 事業所得等	(1) 7.2% ( 県 4.8% ) (2) 土地譲渡等に係る事業所得等の金額につき総合課税を行った場合の上積税額の110%相当額 (1)(2) いずれか多い方の金額	(1) 40% (2) 土地譲渡等に係る事業所得等の金額につき総合課税を行った場合の上積税額の110%相当額 (1)(2) いずれか多い方の金額																					
	退職所得	① 退職所得控除を計算 (1) 勤続年数が20年以内 40万円 × 勤続年数 ( 最低80万円 ) (2) " 20年超 ( 勤続年数 - 20 ) × 70万円 + 800万円 ② ( 収入金額 - 退職所得控除 ) × 1/2 × 所得割の税率	① 退職所得控除を計算 (1) 勤続年数が20年以内 40万円 × 勤続年数 ( 最低80万円 ) (2) " 20年超 ( 勤続年数 - 20 ) × 70万円 + 800万円 ② ( 収入金額 - 退職所得控除 ) × 1/2 × 所得税の税率																					
	配当控除	1.6% ( 県 1.2% ) ※ 10,000,000円を超える部分は、0.8% ( 県 0.6% )	10% ※ 10,000,000円を超える部分は、5%																					
税 額 控 除	調整控除	合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外 合計課税所得金額200万円以下の場合 (1) 人的控除額の差額の合計 (2) 合計課税所得金額 (1)(2) いずれか小さい金額の3% ( 県 2% ) 合計課税所得金額200万円超の場合 (1) 人的控除額の差額 - ( 合計課税所得金額 - 200万円 ) (2) 5万円 (1)(2) いずれか大きい金額の3% ( 県 2% )																						
	寄附金控除	( 寄附金の支出額 - 2,000円 ) × 6% ( 県 4% ) ※ 寄附金の支出額は総所得金額等の30%を上限 (1) 特例控除対象寄附金 ( 総務大臣が指定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 ) については、以下の特例控除額を加算 ( 特例控除対象寄附金の支出額 - 2,000円 ) × ( 90% - 所得税適用税率 × 1.021 ) × 3/5 ( 県 2/5 ) ※ 特例控除額は所得割額 ( 調整控除後 ) の20%を上限 (2) ワンストップ特例制度を利用した場合は、以下の申告特例控除額を加算 (1) の金額 × 申告特例控除割合																						

特定扶養：H11.1.2生～H15.1.1生 老人扶養：S27.1.1生以前

令和4年度

市 税 概 要

令和4年9月発行

発行 福井市財政部税務事務所  
福井市大手3丁目10-1